

令和3年度

浜松市包括外部監査結果報告書

「幼児教育・保育事業に関する事務の執行について」

浜松市包括外部監査人

岡野英生

令和4年3月

## 目次

第1	外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	主な監査要点	2
5	外部監査の対象期間	2
6	実施した監査手続き	2
7	監査従事者	2
8	外部監査の実施期間	3
9	利害関係	3
第2	幼児教育・保育事業の概要	4
1	子ども・子育て支援新制度について	4
(1)	子ども・子育て関連3法の主なポイント	4
(2)	施設について	5
(3)	認定について	11
(4)	施設などの利用について	13
(5)	保育料について	13
(6)	地域の子育て支援の充実	14
2	幼児教育・保育の無償化について	17
(1)	幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	17
(2)	幼児教育の段階的無償化の取組み	17
(3)	幼児教育・保育の無償化の概要	18
3	特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について	22
(1)	都道府県と市町村の役割について	22
(2)	都道府県と市町村の連携について	22
(3)	市町村の指導監査について	23
(4)	特定子ども・子育て支援施設等指導指針	23
(5)	特定子ども・子育て支援施設等監査指針	25
4	私立幼稚園の新制度への移行について	27
(1)	私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）	27
(2)	私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）	28

(3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数 .....	28
<b>第3 浜松市の現況.....</b>	<b>29</b>
<b>1 人口・家族・社会に関すること .....</b>	<b>29</b>
(1) 人口の推移 .....	29
(2) 人口構成の推移 .....	30
(3) 平均初婚年齢 .....	30
(4) 浜松市の未婚率 .....	31
(5) 出生数の推移 .....	31
(6) 合計特殊出生率の推移 .....	32
(7) 女性の就業率 .....	32
<b>2 認定こども園、保育所、幼稚園等の利用の状況 .....</b>	<b>33</b>
(1) 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移 .....	33
(2) 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移 .....	34
(3) 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移 .....	34
(4) 保育所等の待機児童の状況 .....	35
<b>3 児童人口推計.....</b>	<b>35</b>
(1) 市全体 .....	35
(2) 中区 .....	35
(3) 東区 .....	36
(4) 西区 .....	36
(5) 南区 .....	36
(6) 北区 .....	36
(7) 浜北区 .....	37
(8) 天竜区 .....	37
<b>4 保育施設・幼稚園一覧.....</b>	<b>37</b>
(1) 区ごとの施設数 .....	37
(2) 幼保連携型認定こども園 .....	38
(3) 保育所型認定こども園 .....	40
(4) 市立保育所 .....	40
(5) 私立保育所 .....	40
(6) 小規模保育事業 .....	42
(7) 事業所内保育事業 .....	43
(8) 市立幼稚園 .....	44
(9) 私立幼稚園 .....	46

5	保育施設・幼稚園位置図	48
(1)	中区	48
(2)	東区	49
(3)	西区	50
(4)	南区	51
(5)	北区	52
(6)	浜北区	53
(7)	天竜区	54
6	こども家庭部の組織	55
(1)	職員数	55
(2)	幼児教育・保育課の職務分掌	55
7	幼児教育・保育の無償化影響額	56
(1)	令和元年度	56
(2)	令和元年度のうち、無償化による影響額	57
第4	監査対象	58
1	監査の対象とサンプル抽出方法	58
2	抽出した事業	58
第5	監査の結果（総括的事項）	59
1	幼児教育・保育事業の状況について	59
(1)	現状と今後の見込み	59
(2)	浜松市の特性	59
(3)	課題について	60
2	幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化に向けて	61
3	補助金の効果測定について	62
4	課題検討にあたっての留意点	63
(1)	推進体制について	64
(2)	適切な指標の設定	64
第6	監査の結果（個別事項）	65
1	私立保育所等助成事業①	68
(1)	事業の概要	68
(2)	手続き	69
(3)	監査結果	69
2	幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費）	85
(1)	事業の概要	85
(2)	手続き	85
(3)	監査結果	85

<b>3</b>	<b>私立保育所等助成事業②</b> .....	<b>89</b>
(1)	事業の概要 .....	89
(2)	手続き .....	89
(3)	監査結果 .....	89
<b>4</b>	<b>私立幼稚園助成事業</b> .....	<b>93</b>
(1)	事業の概要 .....	93
(2)	手続き .....	93
(3)	監査結果 .....	94
<b>5</b>	<b>市立保育所管理運営事業</b> .....	<b>98</b>
(1)	事業の概要 .....	98
(2)	手続き .....	100
(3)	監査結果 .....	100
<b>6</b>	<b>市立幼稚園運営事業</b> .....	<b>103</b>
(1)	事業の概要 .....	103
(2)	手続き .....	103
(3)	監査結果 .....	103
<b>7</b>	<b>幼児教育・保育無償化関連事業（保育所費）</b> .....	<b>113</b>
(1)	事業の概要 .....	113
(2)	手続き .....	114
(3)	監査結果 .....	114
<b>8</b>	<b>病児・病後児保育事業</b> .....	<b>116</b>
(1)	事業の概要 .....	116
(2)	手続き .....	117
(3)	監査結果 .....	118
<b>9</b>	<b>市立幼稚園管理事業</b> .....	<b>121</b>
(1)	事業の概要 .....	121
(2)	手続き .....	121
(3)	監査結果 .....	122
<b>10</b>	<b>市立幼稚園施設整備事業</b> .....	<b>124</b>
(1)	事業の概要 .....	124
(2)	手続き .....	124
(3)	監査結果 .....	124
<b>11</b>	<b>市立幼稚園教職員管理事業</b> .....	<b>129</b>
(1)	事業の概要 .....	129
(2)	手続き .....	129
(3)	監査結果 .....	130

1 2	保育事業運営経費 .....	134
(1)	事業の概要 .....	134
(2)	手続き .....	135
(3)	監査結果 .....	135

監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については【指摘】、検討が望ましい事項については【意見】として表記している。

## 第1 外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

幼児教育・保育事業に関する事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由

浜松市では、平成27年度に「第1期浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年度から令和元年度の5か年計画）」を策定し、保育所待機児童対策や児童虐待の防止対策など、子供や子育て家庭に対する様々な施策と、ひとり親家庭や社会生活を営む上で困難を抱える若者への支援を推進し、課題解決に取り組んできた。令和2年3月に、「第2期浜松市子ども・若者支援プラン（令和2年度から令和6年度の5か年計画）」を策定し、女性の社会進出機会の増加や働き方改革等により社会構造が劇的に変化する中で、引き続き、子育てに関する負担軽減や不安・孤立感の解消に向けた施策や支援を推進することとしている。

子ども・子育て支援法で定められた重点的に取り組む15事業等を進めるにあたり、毎年400億円以上の財政支出をしており、特に令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化や、保育所等利用待機児童対策による保育所等の整備などにより、市の財政規模は拡大している。一方、浜松市の人口推計では、今後も少子化が進行する見通しであり、就学前児童の受け皿の確保は近い将来には転換期を迎えることが想定され、また、仕事と子育てを両立する家庭が増えていく中で、それぞれの働き方や家庭状況にあった多様な保育の預かり場所が求められており、効果的な幼児教育・保育環境の整備が必要となっている。

市の包括外部監査では、平成22年度において「保育所事業の執行について」を取り上げているが、以後、子ども・子育て支援新制度が施行されて、制度の背景が大きく変わっており、これ以外に、これらを対象とした包括外部監査は実施されていない。また、急速な少子化の進展、核家族化による地域の繋がり希薄化など、子供や子育て家庭を取り巻く環境の大きな変化に対する課題については市民の関心も高いものと考えられる。

このような状況を勘案し、重点事業のひとつである「認定こども園、幼稚園、保育所」をはじめ、第2期浜松市子ども・若者支援プランに基づく、幼児教育・保育事業に関する事務の執行について、同プランに沿った就学前児童の受け皿整備や市立幼稚園・保育園の維持管理に要する費用の事務の執行と効果も含めて、令和3年度の包括外部監査における特定の事件として選定し、監査することとした。

#### 4 主な監査要点

- (1) 幼児教育・保育事業に係る歳入額は、関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。
- (2) 幼児教育・保育事業に係る歳出額は、関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。
- (3) 幼児教育・保育事業に係る財産の管理運営は、適切に行われているか。
- (4) 幼児教育・保育事業は、計画性をもって経済的、効率的、かつ、有効に実施されているか。また、事後評価とそれに基づく改善活動は、適切に行われているか。

#### 5 外部監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）とした。

#### 6 実施した監査手続き

幼児教育・保育事業に関する事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問及び市立幼稚園並びに市立保育園への視察を実施した。

監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については「指摘」、検討が望ましい事項については「意見」として本報告書に記載した。

#### 7 監査従事者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 岡野英生

- (2) 補助者

公認会計士 鈴木啓司  
公認会計士 岩戸誠司  
公認会計士 松島孝浩  
公認会計士 内山瑛  
公認会計士 水野隆啓  
公認会計士 深谷あゆ美  
公認会計士 服部恭昌  
弁護士 山田麻登



## 8 外部監査の実施期間

令和3年6月1日から令和4年3月22日まで

## 9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

## 第2 幼児教育・保育事業の概要

これらは、内閣府ホームページ掲載資料に基づいて記載したものである。

### 1 子ども・子育て支援新制度について

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

#### (1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ア 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- イ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
- ウ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ・ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく。
- エ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- オ 社会全体による費用負担
- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としている。（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## カ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）した。

## キ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置した。
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務とする。

## （２） 施設について

新制度では、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図り、また、新たに「地域型保育」ができ、幼児教育・保育の場が増えた。

### ア 幼稚園

【幼稚園】	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
対象	3歳から5歳
利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
利用できる保護者	制限なし

### イ 保育所

【保育所】	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
対象	0歳から5歳
利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

ウ 認定こども園

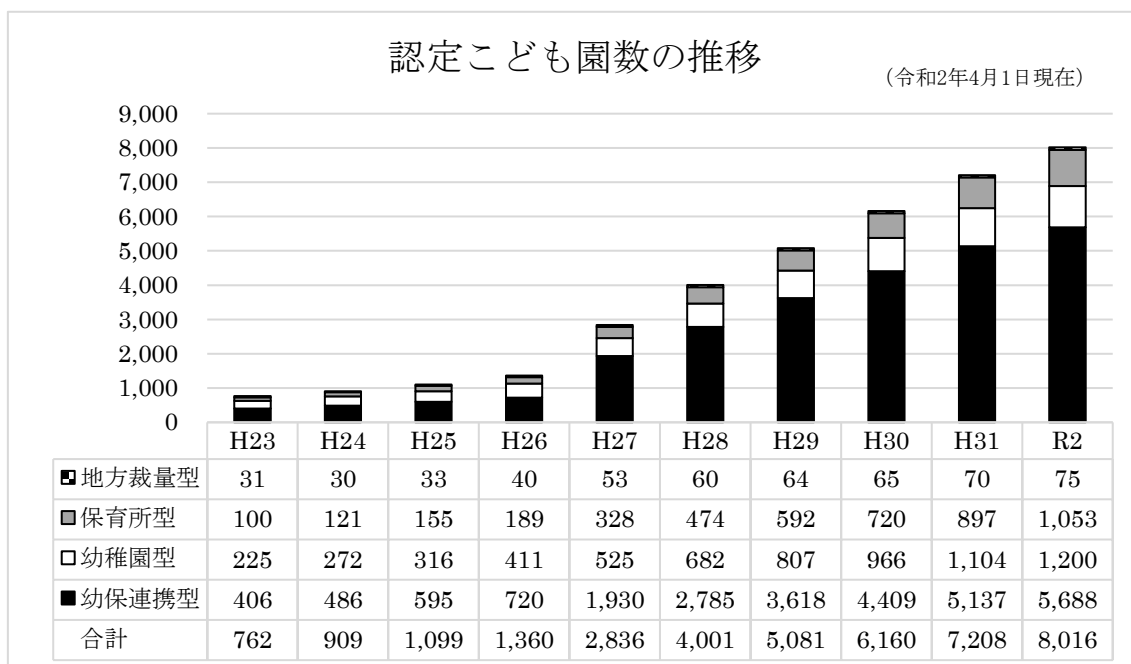
【認定こども園】	<p>教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができる。</p> <p>① 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能</p> <p>② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能</p>
対象	0歳から5歳
利用時間	<p>&lt;0歳から2歳&gt; 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施</p> <p>&lt;3歳から5歳&gt; 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施</p> <p>園により延長保育も実施</p>
利用できる保護者	<p>&lt;0歳から2歳&gt; 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者</p> <p>&lt;3歳から5歳&gt; 制限なし</p>

認定こども園の類型

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園数の推移

(令和2年4月1日現在)



### 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（法的性格）

幼保連携型	学校かつ児童福祉施設
幼稚園型	学校（幼稚園＋保育所機能）
保育所型	児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）
地方裁量型	幼稚園機能＋保育所機能

### 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（職員の性格）

幼保連携型	保育教諭（注1）（幼稚園教諭＋保育士資格）
幼稚園型	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
保育所型	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要
地方裁量型	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要

（注1）一定の経過措置あり

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（給食の提供）

幼保連携型	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）
幼稚園型	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
保育所型	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）
地方裁量型	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（開園日・開園時間）

幼保連携型	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）
幼稚園型	地域の実情に応じて設定
保育所型	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）
地方裁量型	地域の実情に応じて設定

エ 地域型保育

<b>【地域型保育】</b>	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業
対象	0歳から2歳
利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

なお、地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の機能を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）が設定される。

地域型保育の4つのタイプ

家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う 事業主体：市町村、民間事業者等
小規模保育	少人数(定員6から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う 事業主体：市町村、民間事業者等
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する 事業主体：事業主等
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う 事業主体：市町村、民間事業者等

認可基準(職員数)

保育所		0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1
小規模保育	A型	保育所の配置基準+1名
	B型	保育所の配置基準+1名
	C型	0～2歳児 3 : 1 (補助者を置く場合、5 : 2)
家庭的保育		0～2歳児 3 : 1 家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2
事業所内保育		定員20名以上：保育所の基準と同様 定員19名以下：小規模保育事業A型、B型の基準と同様
居宅訪問型保育		0～2歳児 1 : 1

認可基準（職員資格）

保育所	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）
小規模保育	A型 保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。
	B型 1 / 2 以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施
	C型 家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
家庭的保育	家庭的保育者 （+家庭的保育補助者） *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
事業所内保育	定員 20 名以上：保育所の基準と同様 定員 19 名以下：小規模保育事業A型、B型の基準と同様
居宅訪問型保育	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

認可基準（保育室等）

保育所	0歳・1歳：乳児室 1人当たり 1.65 m <sup>2</sup> 、 ほふく室 1人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 2歳以上：保育室等 1人当たり 1.98 m <sup>2</sup>
小規模保育	A型 0歳・1歳児 1人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり 1.98 m <sup>2</sup>
	B型 0歳・1歳児 1人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり 1.98 m <sup>2</sup>
	C型 0歳～2歳児 いずれも1人 3.3 m <sup>2</sup>
家庭的保育	0歳～2歳児 1人当たり 3.3 m <sup>2</sup>
事業所内保育	定員 20 名以上：保育所の基準と同様 定員 19 名以下：小規模保育事業A型、B型の基準と同様
居宅訪問型保育	—



### 認可基準（給食）

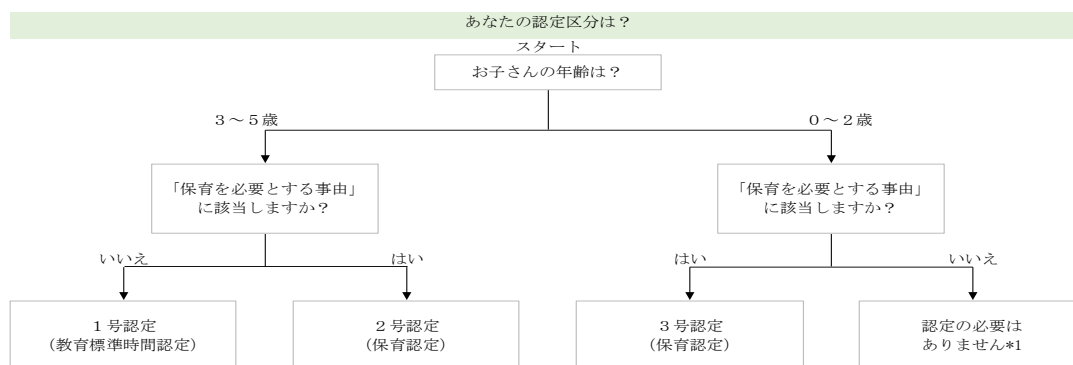
保育所		自園調理※公立は外部搬入可（特区） 調理室、調理員
小規模保育	A型	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員
	B型	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員
	C型	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員
家庭的保育		自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員（3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可）
事業所内保育		自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員
居宅訪問型保育		—

### （3） 認定について

施設などの利用を希望する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要がある。

#### ア 認定区分

- 1号認定子ども・・・満3歳以上の就学前子ども（2号認定子どもを除く）。
- 2号認定子ども・・・満3歳以上の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
- 3号認定子ども・・・満3歳未満の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できる。

## イ 利用できる施設

認定区分	利用できる施設
1号認定	幼稚園*2、認定こども園
2号認定	保育所、認定こども園
3号認定	保育所、認定こども園、地域型保育

\*2 幼稚園には新制度に移行しない幼稚園もある。その園を利用する場合は、認定を受ける必要はない

## ウ 保育認定（2号・3号）について

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮される。

### ① 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要。

（【 】内は新たに加えられた事由）

- ・ 就労（フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 【求職活動（起業準備を含む）】
- ・ 【就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）】
- ・ 【虐待やDVのおそれがあること】
- ・ 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- ・ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

### ② 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分される。

- a 「保育標準時間」認定＝最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b 「保育短時間」認定＝最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※ 保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなる。

#### (4) 施設などの利用について

施設などの利用手続きは、認定区分によって異なる。

ア 1号認定の場合（幼稚園、認定こども園）

- ① 幼稚園などの施設に直接申し込みを行う。  
(※ 市町村が必要に応じて利用支援をします。)
- ② 施設から入園の内定を受ける。(※ 定員超過の場合などには面接などの選考あり)
- ③ 施設を通じて市町村に認定を申請する。
- ④ 施設を通じて市町村から認定証が交付される。
- ⑤ 施設と契約をする。

イ 2号・3号認定の場合（保育所、認定こども園、地域型保育）

- ① 市町村に直接認定を申請する。(※ 「③ 利用希望の申込」も同時にできる。)
- ② 市町村が「保育の必要性」を認めた場合、認定証が交付される。
- ③ 市町村に保育所などの利用希望の申し込みをする。(希望する施設名などを記載)
- ④ 申請者の希望、保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整をする。
- ⑤ 利用先の決定後、契約となる。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合がある。

#### (5) 保育料について

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定め、認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる。

ア 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出される。

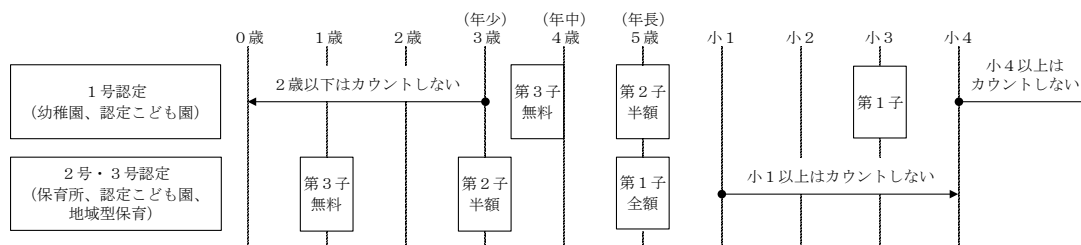
施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図るうえで必要となる追加の負担額が生じる場合がある。

イ 多（た）子（し）世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減がある。

- ・ きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以下

降は無料となる。

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多（た）子（し）計算のカウントの方法が違う。



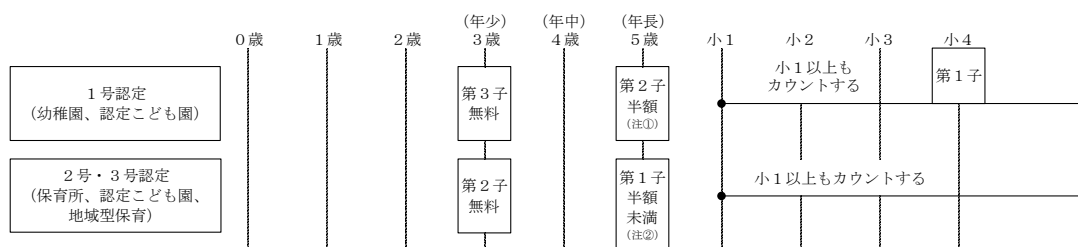
きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じ。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

⇒ 第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

⇒ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

- ・ 年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充される。



※ 生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料。

（注①）市町村民税非課税世帯の場合は、第2子から無料。

（注②）1号認定子ども3,000円、2号認定子ども6,000円、3号認定子ども9,000円となる。

## （6） 地域の子育て支援の充実

全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実させている。

### ア 利用者支援

子育てに関する悩みや困りごとを解決するためのお手伝いをする。

- ・ 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域

の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う。

- ・ 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、利用者支援専門員が対応する。
- ・ 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、必要な子育て支援事業や活動の開発をすすめ、子育てしやすい地域づくりを行う。

#### イ 地域子育て支援拠点

- ・ 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所である。
- ・ 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行う。

#### ウ 一時預かり

- ・ 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かる。
- ・ 幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かる。

#### エ ファミリー・サポート・センター

- ・ 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う。

#### オ 子育て短期支援

- ・ 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かる。(ショートステイ)
- ・ 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かる。(トワイライトステイ)

#### カ 病児保育

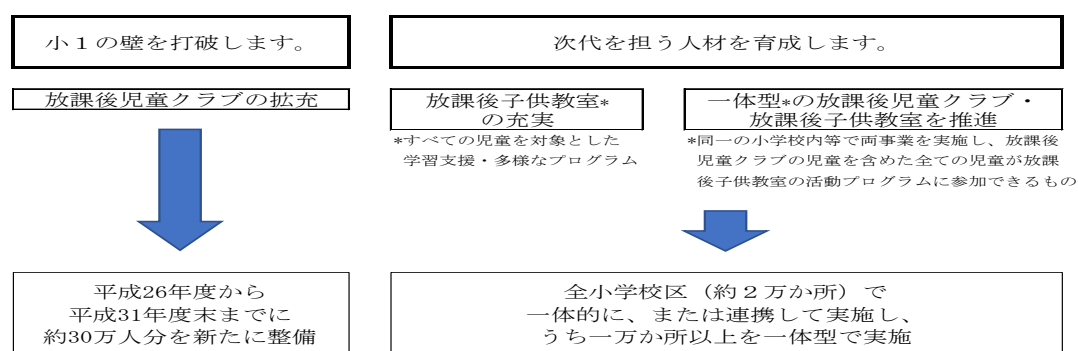
- ・ 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かる。
- ・ 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かる場所もある。
- ・ 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育するしくみもある。平成28年度創設。

## キ 放課後児童クラブ

小1の壁を打破し、待機児童の解消を目指す。

- ・ 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組。
- ・ 「放課後指導クラブ運営指針」を策定し、質の向上を図っている。
- ・ また、職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を目指す。
- ・ 「放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日策定）」に基づき、放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備を進める。

放課後子ども総合プランの概要



## ク 乳児家庭全戸訪問

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境などの把握を行う。

## ケ 養育支援訪問

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する。

## コ 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する。

## 2 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成 26 年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成 29 年 12 月 8 日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成 30 年 5 月 31 日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
平成 30 年 6 月 15 日	「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(閣議決定)
平成 30 年 10 月 15 日	国と地方の協議の場
平成 30 年 11 月 21 日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成 30 年 12 月 3 日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成 30 年 12 月 17 日	国と地方の協議の場
平成 30 年 12 月 25 日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会 (第 1 回)
平成 30 年 12 月 28 日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成 31 年 2 月 14 日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会 (第 2 回)
令和元年 5 月 10 日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

### (2) 幼児教育の段階的無償化の取組み

年度	内容
平成 26 年度	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護世帯の保育料 6,600 円を無償化</li> <li>・ 第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とする軽減措置の所得制限 (年収約 680 万円まで) を撤廃</li> </ul>
平成 27 年度	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民税非課税世帯 (年収約 270 万円まで) の保育料を 9,100 円から 3,000 円に引き下げ</li> </ul>
平成 28 年度	年収 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兄弟の年齢に関わらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償</li> <li>・ ひとり親世帯においては、第 1 子は半額、第 2 子以降は無償</li> </ul>
平成 29 年度	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 子完全無償化</li> </ul> 年収 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ol style="list-style-type: none"> <li>① ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充</li> <li>② ①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減</li> </ol>
平成 30 年度	幼稚園等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定こどものうち、年収約 360 万円未満相当世帯の第 1 子及び第 2 子の負担軽減</li> </ul>

### (3) 幼児教育・保育の無償化の概要

- ・ 生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策を目的として、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。
- ・ 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- ・ 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（元年度は事業費・事務費ともに全額国費で負担、事務費は2年度も全額国費、3～5年度も一部全額国費、令和3年度以降の事務費は地方財政措置）（令和3年度予算は事業費8,858億円（公費））
- ・ 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDC Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

#### 【無償化前】

施設等の種類	認定区分	歳児クラス	保育料 (月額)
子ども子育て支援新制度対象園	教育・保育給付	1号 3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号 共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号 共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園		3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育施設等		共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
		共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収





【無償化後】

認定区分		保育料 (月額)		預かり保育等利用料 (月額)
教育・ 保育給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)		預かり保育を実施していない場合 や十分な実施水準ではない場合、 預かり保育の残額の範囲で認可外 保育施設等の利用が可能
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)		
施設等 利用給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		

ア 幼児教育無償化に伴う食材料費(副食費)の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- ・1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)

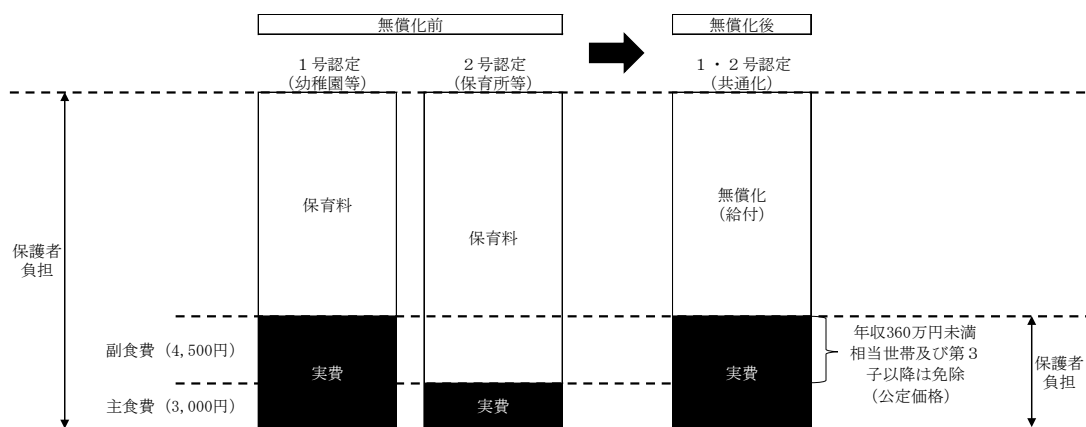
➤ 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。

※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降

➤ さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子

以降とする。

- ・ 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



・ 副食費の免除対象の範囲

年収 360 万円未満相当（1号第3階層、2号第4階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

		1号認定子ども		
階層		第1子	第2子	第3子以降
第1階層 (生活保護世帯)		これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除		
第2階層 (年収270万円未満相当)	うち ひとり親世帯等	今回、新たに副食費を免除	これまで保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除	
	その他			
第3階層 (年収360万円未満相当)	うち ひとり親世帯等			
	その他			
第4階層 (年収680万円未満相当)				
第5階層 (年収680万円相当以上)				

2号認定子ども

階層	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層 (生活保護世帯)	これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除  今回、新たに副食費を免除する範囲				
第2階層 (年収260万円未満相当)				うち ひとり親世帯等	
				その他	
第3階層 (年収330万円未満相当)				うち ひとり親世帯等	
				その他	
第4階層 (年収360万円未満相当)				うち ひとり親世帯等	
				その他	
第4階層 (年収470万円未満相当)					
第5階層 (年収640万円未満相当)					
第6階層 (年収930万円未満相当)					
第7階層 (年収1,130万円未満相当)					
第8階層 (年収1,130万円相当以上)					

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。


	1号	2・3号
年収 360 万円未満相当	年齢に関わらず 世帯の子の数による	年齢に関わらず 世帯の子の数による
年収 360 万円相当以上	3歳～小学校3年生 までの子	0歳～小学校就学前 までの子


### 3 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

#### (1) 都道府県と市町村の役割について

子ども・子育て支援法第7条第10項各号に定める子ども・子育て支援施設等、すなわち、幼稚園・特別支援学校、認可外保育施設、認定こども園で実施する預かり保育事業、幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業は、

施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法に基づき、都道府県に認可や認定の申請又は届出を行う。	子ども・子育て支援の提供にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、確認を受ける。
---	--

そのため、都道府県は 

市町村は 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可・認定、届出を受理した施設等に対して、学校教育法や指導監督基準等に基づき、指導監督や立入調査等を実施</li> <li>・基準遵守の観点から各法令・通知等に基づき指導監督・立入調査・報告徴収・検査等を実施（これまでと同様の役割）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認した施設・事業に対して、設置に関する基準（法第58条の4第1項）と運営に関する基準（第2項）について指導し監査を実施</li> <li>・ただし、設置に関する基準については、都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う。</li> </ul> <p>指導…法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づく 監査…法第58条の8第1項に基づく</p>
---	--

#### (2) 都道府県と市町村の連携について

同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努めることが求められている。

また、適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めることが求められている。

### (3) 市町村の指導監査について

	指導	監査
目的	特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準※」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。 ※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 53 条～第 61 条	
法令の根拠	法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項	法第 58 条の 8 第 1 項
市町村が実施すること	特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第 53 条～第 61 条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。
指針	特定子ども・子育て支援施設等指導指針	特定子ども・子育て支援施設等監査指針

※ 市町村の指導監査は、令和 2 年度から実施することとしている。

※ 集団指導は、市町村が新年度開始前に、特定子ども・子育て支援施設等に対して、幼児教育・保育の無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施することとしている。

### (4) 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

#### ア 指導指針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第 53 条～第 61 条の規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、計画的な指導を実施する。

- ① 年間計画等の策定・・・特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールの策定
- ② 指導結果の通知・・・手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等の明確化と着実な実施（公表含む）

#### イ 指導の手法

集団指導（複数の施設等を集めて指導）と実地指導（個別の施設等に対して指導）を

行う。

#### ウ 実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化・会計に係る知識と経験を有する者を含めて行う。
- ② 実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意する。
- ③ 実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとる。
- ④ 実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努める。
- ⑤ 新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付についての実地指導の際に行うなど、効率的に実施する。

#### エ 監査への変更

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

#### オ 都道府県への情報提供

- ・ 市町村は、上記エ①～③に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果、改善報告の内容について情報提供を行う（政令指定都市、中核市の場合も含む）。
- ・ 実地指導中に、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

## (5) 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

### ア 監査の実施・目的

監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意する。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
  - ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
  - ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
  - ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合
- ※ 「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合も含む

なお、監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることである。

### イ 監査の方法等

監査の手順	説明
実施通知	監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第 1 号様式により設置者等に対して通知する。 ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。
結果通知	監査の結果、法第 58 条の 9 第 1 項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合、及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第 2 号様式によりその旨の通知を行う。 なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第 3 号様式により通知を行う。
改善報告書の提出	第 2 号様式により通知した文書指摘事項については、通知から 60 日以内に第 4 号様式により改善報告を求める。

監査の手順	説明
<p>行政上の措置</p>	<p>① 勧告 市町村長は、法第 58 条の 9 第 1 項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。</p> <p>ア. 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>※ 市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第 58 条の 9 第 2 項及び同条第 3 項）。</p> <p>イ. 法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>ウ. 法第 58 条の 6 第 2 項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合</p> <p>勧告は、原則として第 5 号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から 60 日以内に第 4 号様式により改善報告書を提出させること。 なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市町村長は、法第 58 条の 9 第 4 項に基づき、その旨を公表することができる。</p> <p>② 命令 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 58 条の 9 第 5 項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。 命令は、原則として第 6 号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から 60 日以内に第 4 号様式により改善報告書を提出させること。 なお、市町村長が命令を行ったときは、法第 58 条の 9 第 6 項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。</p> <p>③ 確認の取消し等 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下、「確認の取消し等」という。）することができる。 また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第 58 条の 11 第 3 項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。</p>
<p>聴聞等</p>	<p>監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下、「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第 2 項各号に該当する場合を除く。）。</p>



ウ 他の市町村との情報共有

- ① 確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、上記アの情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。
- ② 確認権限のある市町村が、上記①の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

エ 都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと。(政令指定都市、中核市の場合も含む)

#### 4 私立幼稚園の新制度への移行について

以下は、令和2年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果（抜粋）である。

- 調査対象 全ての都道府県、市区町村（東京都の離島等9市区町村を除く）私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- 調査時点 令和2年4月1日

##### (1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

	平成27年4月1日		平成28年4月1日		平成29年4月1日		平成30年4月1日		平成31年4月1日		令和2年4月1日	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 <前年+503園>	29.2% <前年+6%>	2,931園 <前年+544園>	36.4% <前年+7.2%>	3,271園 <前年+340園>	41.9% <前年+5.5%>	3,661園 <前年+390園>	47.3% <前年+5.4%>	4,041園 <前年+380園>	52.4% <前年+5.1%>
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%

<母数：7,713園>

## (2) 私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）

<母数：7,713園>

2021年4月1日までに新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)		4,334園 <前年度+293園>	56.2% <前年度+3.8%>
認定こども園となって移行	幼保連携型認定こども園	2,755園	35.7%
	幼稚園型認定こども園	1,592園	20.6%
	幼稚園型認定こども園	1,155園	15.0%
	施設の種類については検討中	8園	0.1%
幼稚園のまま移行		1,556園	20.2%
幼稚園のままか、 認定こども園として移行するか検討中		23園	0.3%
2022年度以降に移行を検討・判断		2,368園	30.7%
2022年度以降、新制度へ移行 (移行する方向で検討中を含む)	状況により判断	267園	3.5%
		2,101園	27.2%
将来的にも移行する予定はない		948園	12.3%
無回答		63園	0.8%

(注1) 移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園となった園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

(注2) 四捨五入により合計が一致しないことがある。

## (3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

<母数：公立3,352園、私立（新制度移行園）4,040園、私立（新制度へ移行していない園）3,673園>

公立	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	1,904園（/3,352園）	56.8%	
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を 実施していない	1,448園（/3,352園）	43.2%	
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	2,760園（/4,040園）	68.3%
		私学助成による預かり保育	846園（/4,040園）	20.9%
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を 実施していない	434園（/4,040園）	10.7%
	新制度へ移行 していない園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	273園（/3,673園）	7.4%
		私学助成による預かり保育	2,613園（/3,673園）	71.1%
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を 実施していない	787園（/3,673園）	21.4%

### 第3 浜松市の現況

近年、日本全体で急速な少子化と深刻な人口減少が進展し、生活様式の変化に伴う核家族化や家族形態の多様化等によって地域の繋がりが希薄になるなど、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

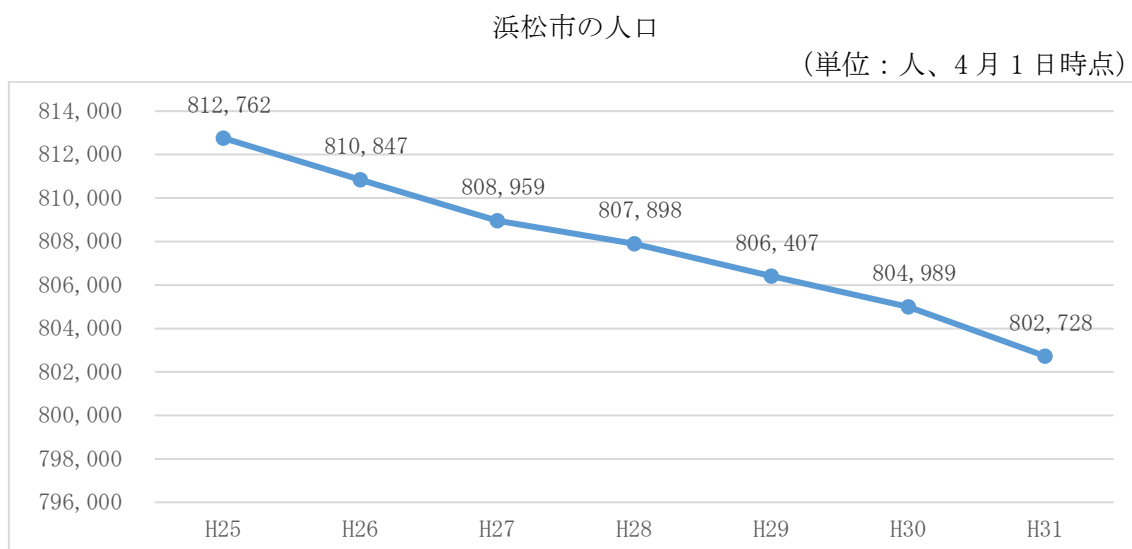
そうした中、浜松市では、平成 27 年度に国の「子ども・子育て支援新制度」が施行されるにあたり、「第 1 期浜松市子ども・若者支援プラン（平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年計画）」を策定し、保育所待機児童対策や児童虐待の防止対策など、子供や子育て家庭に対する様々な施策と、ひとり親家庭や社会生活を営むうえで困難を抱える若者への支援を推進し、課題解決に取り組んできた。

また更に、女性の社会進出機会の増加や働き方改革等により社会構造が劇的に変化する中で子育てに関する負担軽減や不安・孤立感の解消に向けた施策や支援を引き続き推進すべく、「第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン（令和 2 年度から令和 6 年度の 5 か年計画）」を策定した。

#### 1 人口・家族・社会に関すること

##### (1) 人口の推移

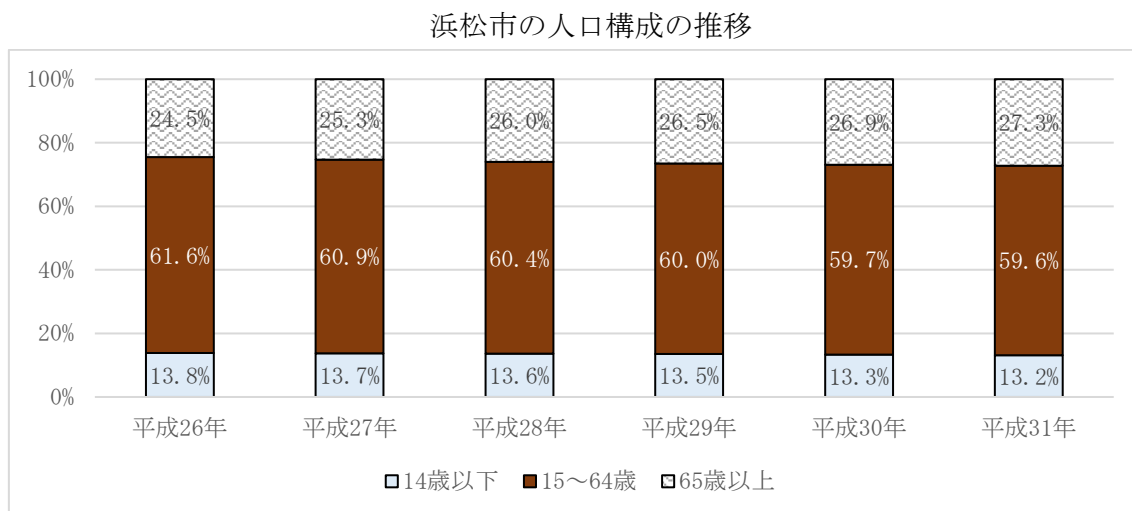
浜松市の人口は、平成 20 年をピーク（82 万 5,810 人）に減少を続け右肩下がりの状況にあり、平成 31 年時点の人口は 80 万 2,728 人と、ピーク時の約 97.2%となっている。



出典：第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン

## (2) 人口構成の推移

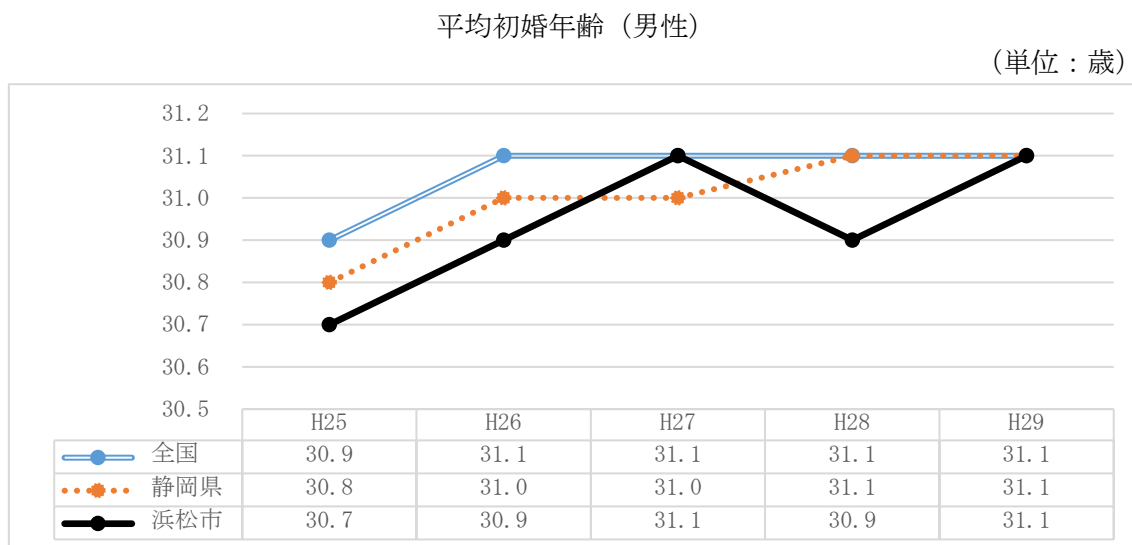
人口構成の推移を見ると、65歳以上の高齢者の増加に伴い、15歳から64歳の生産年齢人口や、14歳以下の年少人口の割合が減少しており、少子高齢化の傾向が見られる。



出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

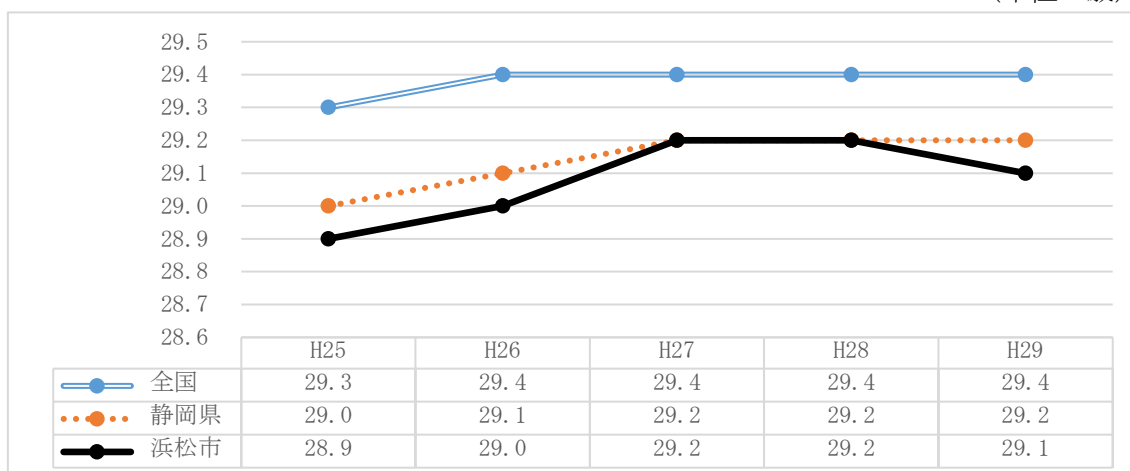
## (3) 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、全国的には近年はほぼ横ばいですが、浜松市の場合、男性は一旦若年化の傾向を見せたものの、再び初婚年齢が上昇しています。女性は高年齢化の傾向がやや鈍化し、若年化の傾向が見られる。



平均初婚年齢（女性）

（単位：歳）

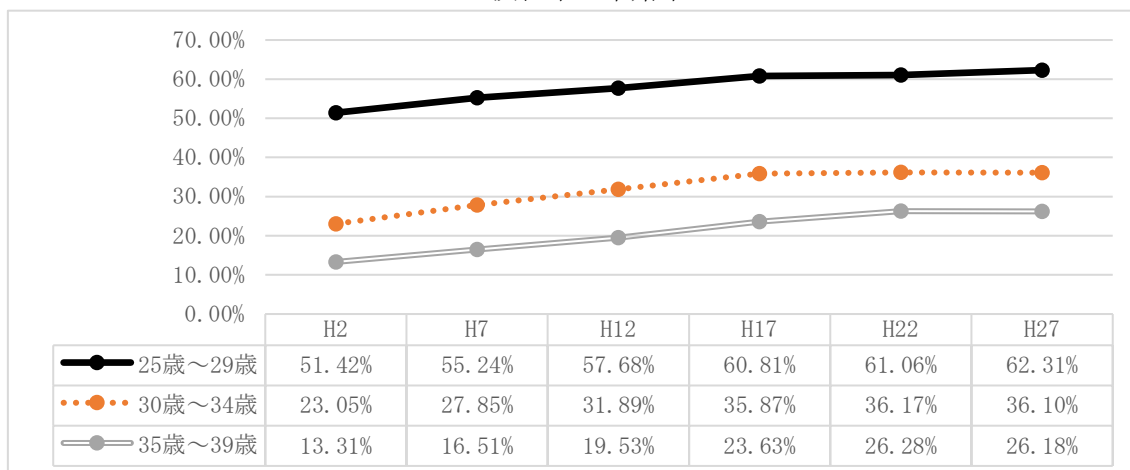


出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

#### （4） 浜松市の未婚率

浜松市の未婚率は、近年では各年齢層においてほぼ横ばいもしくは緩やかな上昇傾向と言える。

浜松市の未婚率

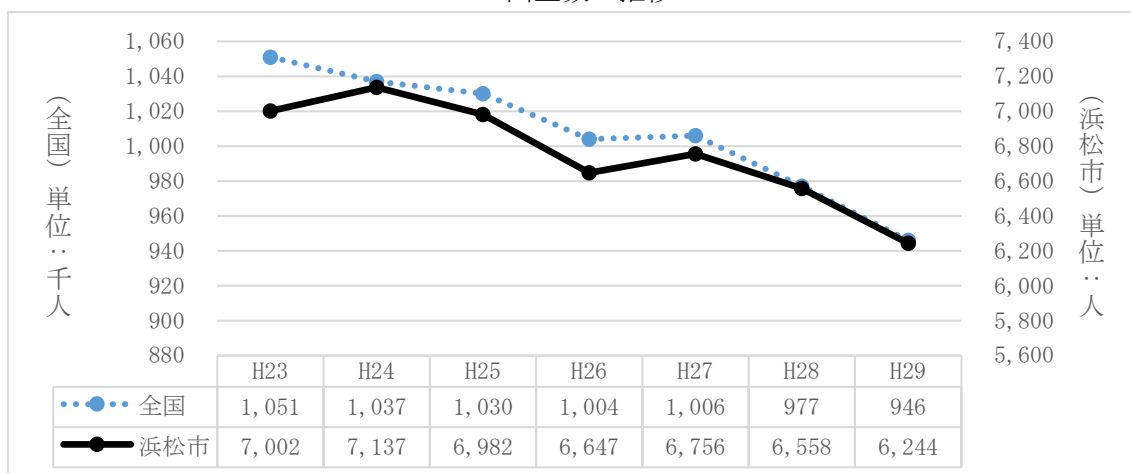


出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

#### （5） 出生数の推移

浜松市の出生数は、一時持ち直しの傾向を見せたもののその後落ち込んで、平成29年には6,244人となっている。全国的に見ても同じような減少傾向にあると言える。

出生数の推移



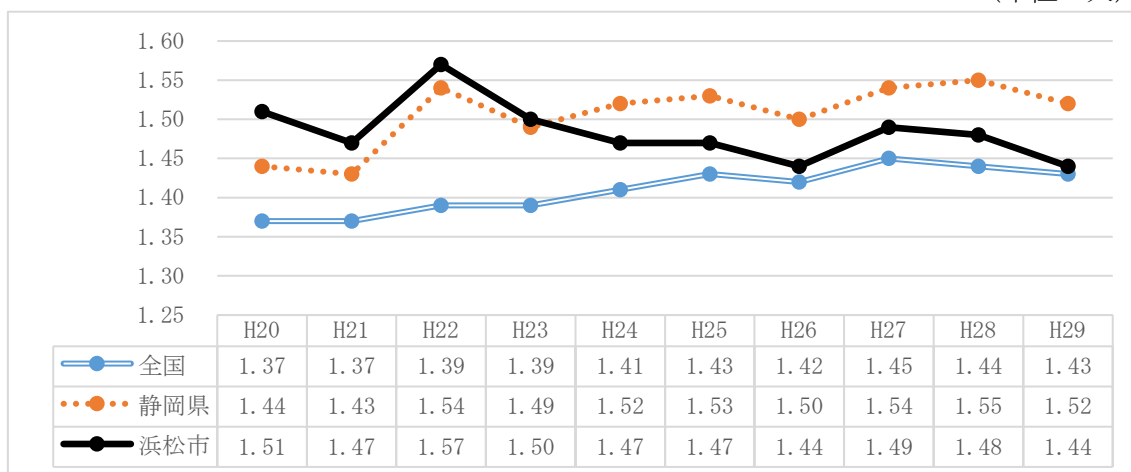
出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

### (6) 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標であり、一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す合計特殊出生率は、全国・静岡県と比較すると増減はあるものの若干の減少傾向が見てとれる。

合計特殊出生率の推移

(単位：人)



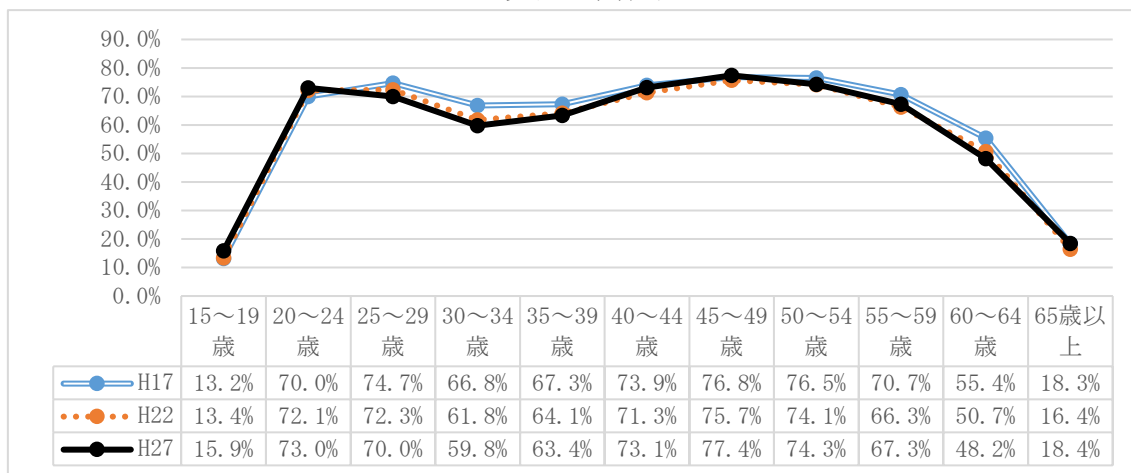
出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

### (7) 女性の就業率

浜松市の女性の就業率は、20歳代で一旦ピークを迎え、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、平成17年・平成22年・平成27年の国勢調査を比較しても大きな変化は見ら

れない。

女性の就業率



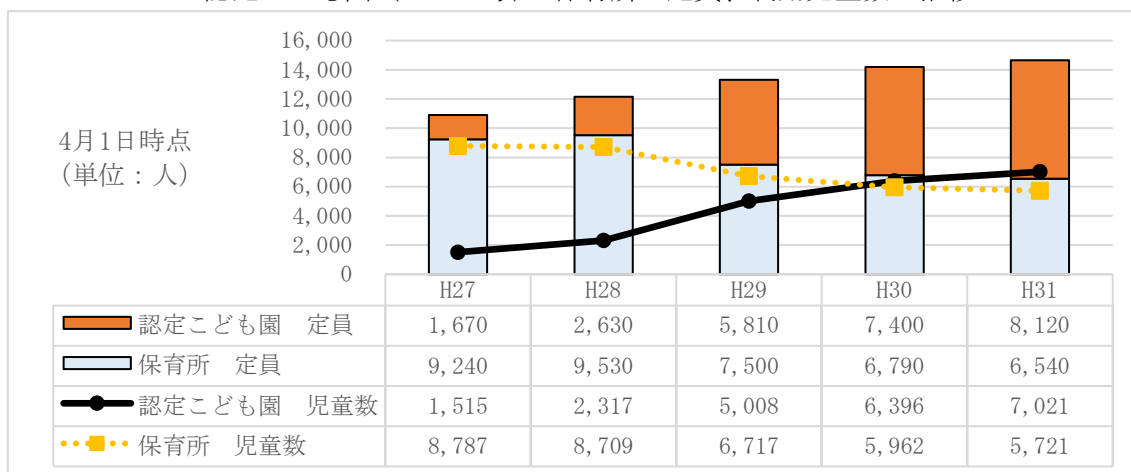
出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

## 2 認定こども園、保育所、幼稚園等の利用の状況

### (1) 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移

施設整備に加え保育所から認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園は定員・児童数ともに増加している。一方で、保育所は緩やかに減少している。全体として定員は増加している。

認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移

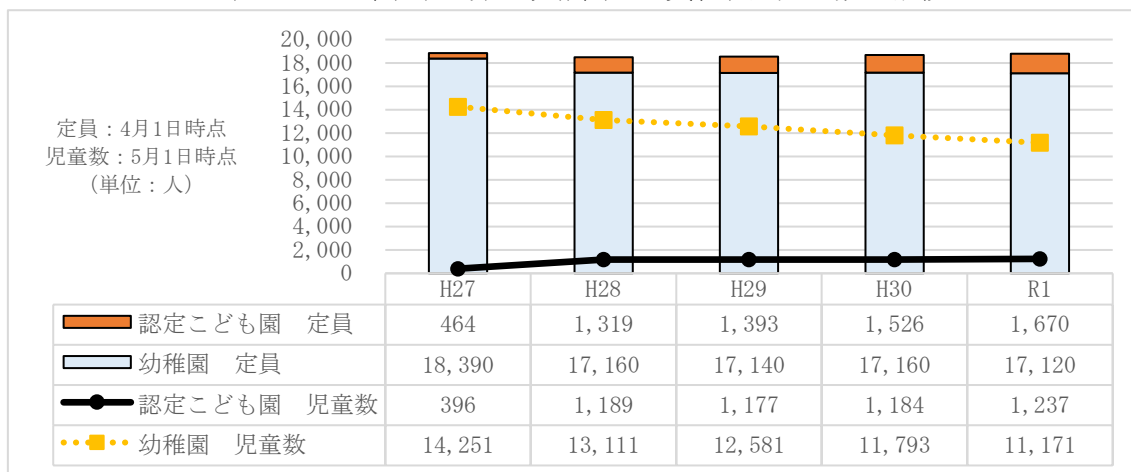


出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

## (2) 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移

認定こども園（1号）は、幼稚園から認定こども園への移行が進んだことにより、平成28年度大幅に増加し、その後は施設整備と保育所から認定こども園への移行により、緩やかに増加している。一方で幼稚園は定員はほぼ横ばいだが、少子化と保育需要の変化に伴い利用児童数は減少傾向にある。

認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移

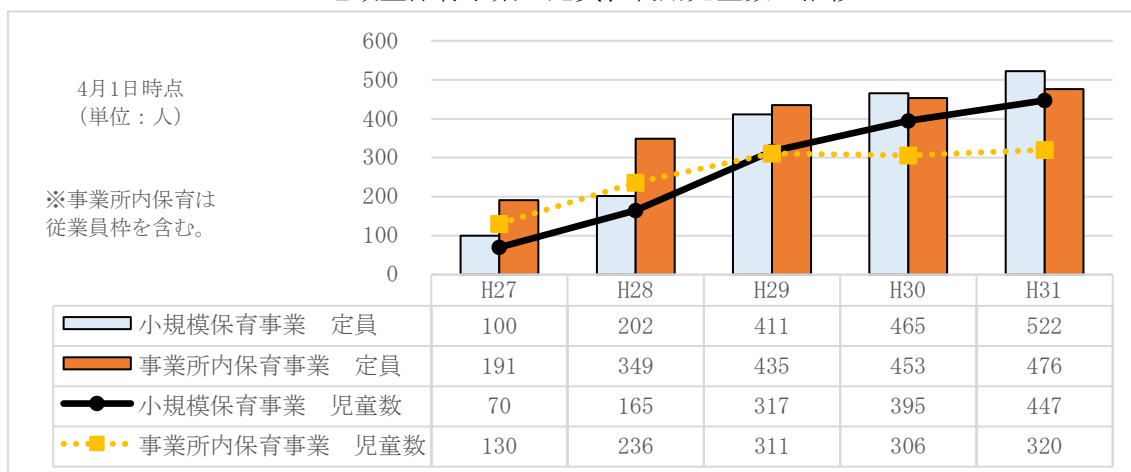


出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン

## (3) 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移

地域型保育事業は、制度が開始された平成27年度以降、新規開設が進んだことにより増加している。

地域型保育事業の定員、利用児童数の推移

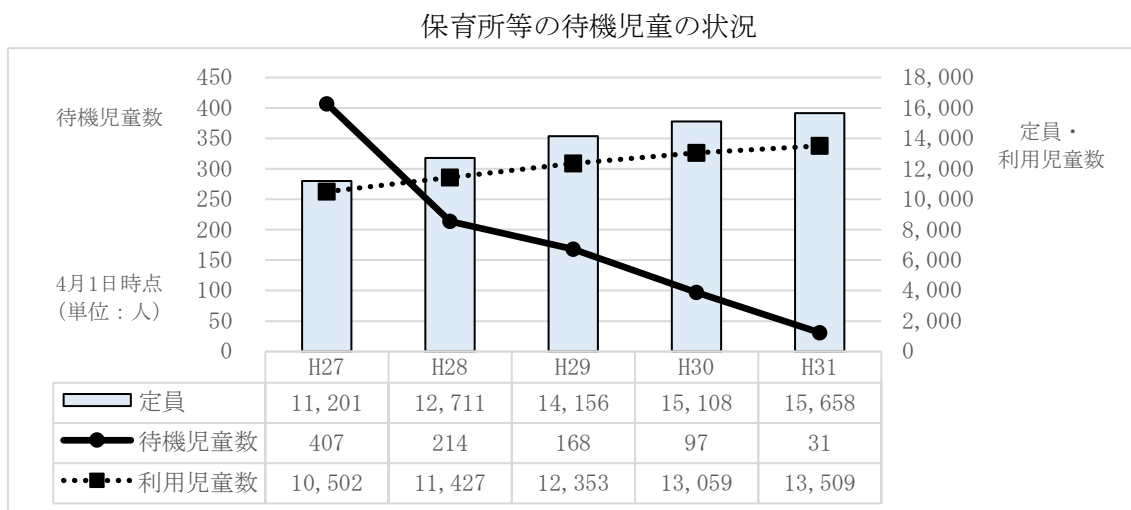


出典：第2期浜松市子ども・若者支援プラン



#### (4) 保育所等の待機児童の状況

保育所等の待機児童数は施設整備等による定員拡大により減少し、平成 27 年度の 407 人から平成 31 年度には 31 人となっている。



出典：第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン

### 3 児童人口推計

これらは、「第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン」に基づいて記載したものである。

#### (1) 市全体

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
1 歳	6,230	6,128	6,027	5,924	5,814
2 歳	6,203	6,190	6,088	5,988	5,885
3 歳	6,437	6,202	6,189	6,088	5,987
4 歳	6,740	6,412	6,178	6,165	6,065
5 歳	6,805	6,714	6,388	6,154	6,141

#### (2) 中区

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
1 歳	1,880	1,849	1,818	1,787	1,754
2 歳	1,793	1,868	1,837	1,806	1,775
3 歳	1,863	1,792	1,867	1,837	1,806
4 歳	1,897	1,855	1,785	1,860	1,830
5 歳	1,907	1,890	1,848	1,778	1,853

(3) 東区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
1歳	1,164	1,145	1,126	1,107	1,087
2歳	1,217	1,157	1,138	1,119	1,100
3歳	1,145	1,217	1,156	1,138	1,119
4歳	1,248	1,141	1,212	1,152	1,133
5歳	1,208	1,243	1,137	1,207	1,147

(4) 西区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	761	748	735	721	709
1歳	793	780	768	754	740
2歳	801	788	775	763	749
3歳	849	801	788	775	762
4歳	885	846	798	785	772
5歳	900	882	842	795	782

(5) 南区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	815	802	788	773	760
1歳	851	837	823	808	793
2歳	792	845	831	818	803
3歳	779	792	846	831	818
4歳	796	776	789	842	828
5歳	810	793	773	786	839

(6) 北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	622	612	602	591	581
1歳	649	638	628	618	606
2歳	653	645	634	624	614
3歳	758	653	645	634	624
4歳	785	755	650	642	632
5歳	836	782	752	647	640

(7) 浜北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	747	735	723	709	696
1歳	779	767	754	742	728
2歳	846	774	762	749	737
3歳	935	846	774	762	749
4歳	984	931	843	771	759
5歳	1,035	980	928	840	768

(8) 天竜区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	109	107	105	103	101
1歳	114	112	110	108	106
2歳	101	113	111	109	107
3歳	108	101	113	111	109
4歳	145	108	101	113	111
5歳	109	144	108	101	112

4 保育施設・幼稚園一覧

浜松市提供資料によれば、令和3年4月1日現在の浜松市の保育施設・幼稚園は以下のとおりである。

(1) 区ごとの施設数

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
幼保連携型認定こども園	15	13	8	9	6	14	2	67
保育所型認定こども園	0	2	0	0	0	0	0	2
市立保育所	8	3	4	1	4	0	0	20
私立保育所	12	6	9	1	10	5	0	43
小規模保育事業	26	9	6	6	3	2	0	52
事業所内保育事業	6	0	2	1	1	1	0	11
市立幼稚園	1	8	7	5	16	13	10	60
私立幼稚園	25	4	5	3	4	1	1	43
計	93	45	41	26	44	36	13	298

(2) 幼保連携型認定こども園

No.	区名	町名	施設名
1	中区	曳馬四丁目	ひくまこども園
2	中区	中沢町	なかざわこども園
3	中区	相生町	相生こども園
4	中区	佐藤二丁目	瑞雲こども園
5	中区	領家三丁目	なかよし第2こども園
6	中区	西丘町	遊歩の丘にしおかこども園
7	中区	神田町	みそらこども園
8	中区	和合町	聖隷こども園めぐみ
9	中区	和合町	和合こども園
10	中区	和合北一丁目	れんげこども園
11	中区	小豆餅四丁目	小豆餅ゆすらうめこども園
12	中区	城北二丁目	上池さくらこども園
13	中区	富塚町	音の森こども園
14	中区	高丘北二丁目	たかい丘こども園
15	中区	尾張町	浜松中央こども園
16	東区	天王町	聖隷こども園ひかりの子
17	東区	小池町	いずみこども園
18	東区	市野町	市野与進こども園
19	東区	丸塚町	まるづかこども園
20	東区	大瀬町	太陽さぎのみやこども園
21	東区	上西町	遊歩の丘かみにしこども園
22	東区	植松町	きなりこどもえん
23	東区	大瀬町	若宮こども園
24	東区	大蒲町	蒲こども園
25	東区	市野町	そらいろこども園
26	東区	有玉南町	ありたまこども園
27	東区	薬新町	天竜こども園
28	東区	篠ヶ瀬町	浜松東こども園
29	西区	和光町	和光こども園
30	西区	入野町	入野こども園
31	西区	篠原町	さざんかこども園
32	西区	馬郡町	春日こども園
33	西区	大人見町	瞳ヶ丘こども園

No.	区名	町名	施設名
34	西区	舞阪町舞阪	順愛こども園
35	西区	雄踏町宇布見	雄踏ちゅうりっぷこども園
36	西区	湖東町	湖東白ゆりこども園
37	南区	恩地町	ずだじこども園
38	南区	飯田町	太陽こども園
39	南区	白羽町	太陽第二こども園
40	南区	三島町	平和こども園
41	南区	三島町	なかよしこども園
42	南区	下江町	ハローこども園
43	南区	高塚町	たかつか光こども園
44	南区	三和町	はあもにいこども園
45	南区	若林町	若林こどもの園
46	北区	三方原町	クリストファーこども園
47	北区	根洗町	聖隷こども園わかば
48	北区	都田町	聖隷こども園桜ヶ丘
49	北区	三方原町	なごみこども園
50	北区	都田町	みどりのもり都田
51	北区	三幸町	こども園みらい
52	浜北区	染地台五丁目	認定こども園きじの里
53	浜北区	小松	子育てセンターこまつ
54	浜北区	貴布祢	子育てセンターきぶね
55	浜北区	於呂	子育てセンターしばもと
56	浜北区	新原	子育てセンターしんばら
57	浜北区	中瀬	子育てセンターなかぜ
58	浜北区	小松	遊歩の丘はまなこども園
59	浜北区	中瀬	子育てセンターかきのみ
60	浜北区	寺島	あゆみの森こども園
61	浜北区	根堅	子育てセンターみゅうのおか
62	浜北区	内野	こども園ことり
63	浜北区	平口	ひらくちかえでこども園
64	浜北区	平口	風の子こども園
65	浜北区	於呂	森のいえはまきた
66	天竜区	大谷	子育てセンターすぎのこ
67	天竜区	山東	子育てセンターやまびこ

### (3) 保育所型認定こども園

No.	区名	町名	施設名
1	東区	下石田町	あそびこども園浜松
2	東区	松小池町	浜っ子こども園

### (4) 市立保育所

No.	区名	町名	施設名
1	中区	浅田町	南保育園
2	中区	鴨江二丁目	鴨江保育園
3	中区	西丘町	花川保育園
4	中区	神田町	江西保育園
5	中区	富塚町	権現谷保育園
6	中区	佐鳴台三丁目	佐鳴台保育園
7	中区	寺島町	寺島保育園
8	中区	布橋二丁目	西保育園
9	東区	中野町	中ノ町保育園
10	東区	有玉北町	積志保育園
11	東区	笠井町	笠井保育園
12	西区	西山町	神田原保育園
13	西区	舞阪町弁天島	舞阪第1保育園
14	西区	舞阪町舞阪	舞阪第2保育園
15	西区	雄踏町宇布見	雄踏保育園
16	南区	若林町	可美保育園
17	北区	東三方町	三方原保育園
18	北区	引佐町井伊谷	引佐保育園
19	北区	三ヶ日町三ヶ日	三ヶ日保育園
20	北区	三ヶ日町都筑	都筑保育園

### (5) 私立保育所

No.	区名	町名	施設名
1	中区	城北二丁目	ロイコスプレスクール
2	中区	高林四丁目	こばと保育園
3	中区	成子町	天使園子どもの家
4	中区	鴨江三丁目	愛恵保育園
5	中区	法枝町	ヘリオスプレスクール

No.	区名	町名	施設名
6	中区	北寺島町	ルンビニープレスクール
7	中区	下池川町	天林寺保育園
8	中区	高丘東三丁目	葵ヶ丘保育園
9	中区	中央三丁目	なのはな保育園
10	中区	中島二丁目	中央ながかみ保育園
11	中区	花川町	チャイルドスクエア浜松花川
12	中区	西伊場町	まつのき保育園
13	東区	和田町	ルミーナプレスクール
14	東区	有玉西町	みどり保育園
15	東区	中郡町	どんぐり保育園
16	東区	中田町	ながかみ保育園
17	東区	西ヶ崎町	あそび西ヶ崎保育園
18	東区	半田山二丁目	イーエーエスはんだやま保育園
19	西区	神ヶ谷町	生命の樹保育園
20	西区	入野町	わかくさ保育園
21	西区	舘山寺町	舘山寺保育園
22	西区	神ヶ谷町	大平台わかくさ保育園
23	西区	志都呂一丁目	志都呂保育園
24	西区	雄踏二丁目	ヒーローズ浜松西保育園
25	西区	坪井町	マーガレット保育園
26	西区	大人見町	伊左地保育園
27	西区	篠原町	チャイルドスクエア浜松篠原
28	南区	遠州浜四丁目	エオスプレスクール
29	北区	東三方町	初生保育園
30	北区	豊岡町	ひまわり保育園
31	北区	細江町気賀	細江保育園
32	北区	三幸町	はらっぱ保育園
33	北区	豊岡町	ひまわり第二保育園
34	北区	初生町	たんぽぽ保育園
35	北区	東三方町	ひがしみかた保育園
36	北区	三ヶ日町三ヶ日	チャイルドスクエア浜松三ヶ日
37	北区	都田町	れんりの子
38	北区	根洗町	はぐみな風保育園
39	浜北区	高畑	くすのき保育園

No.	区名	町名	施設名
40	浜北区	新原	浜北西保育園
41	浜北区	内野台二丁目	うちのの丘。保育園
42	浜北区	内野	はなのこ保育園
43	浜北区	高畑	ヒーローズはまきた保育園

#### (6) 小規模保育事業

No.	区名	町名	施設名
1	中区	高丘東三丁目	あいあい保育ルーム
2	中区	富塚町	託児所みんなおいで
3	中区	葵西六丁目	はぐみな第二保育園
4	中区	曳馬三丁目	ととけっこー
5	中区	高丘東四丁目	エンゼル第二保育園
6	中区	文丘町	アソカ学園 城北ナーサリー
7	中区	中央三丁目	ぬくもりのおうち保育浜松園
8	中区	花川町	ハレルヤ第二愛児園
9	中区	佐藤三丁目	保育ルーム瑞雲
10	中区	住吉二丁目	みみ・あんふあん
11	中区	高丘西三丁目	和敬第二愛育園
12	中区	中区田町	第二はままつ保育園
13	中区	常盤町	聖隷のあ保育園
14	中区	砂山町	ぬくもりのおうち保育砂山町園
15	中区	高丘東四丁目	エンゼル第三保育園
16	中区	早出町	ヒーローズ早出保育園
17	中区	富塚町	スクルドエンジェル保育園 浜松園
18	中区	高丘東四丁目	ぬくもりのおうち保育 高丘園
19	中区	常盤町	しあわせいっぱい保育園
20	中区	名塚町	ハグくみベビー浜松園
21	中区	西丘町	はぐみなの息吹保育園
22	中区	中島二丁目	ヒーローズなかじま保育園
23	中区	曳馬六丁目	LIGHT HOUSE 保育園
24	中区	佐鳴台三丁目	ハピネス保育園
25	中区	西伊場町	みかんの家
26	中区	高丘西二丁目	和敬第三愛育園
27	東区	有玉西町	つばめ保育園



No.	区名	町名	施設名
28	東区	大瀬町	それいゆ保育園
29	東区	小池町	小規模保育室 いずみっこ
30	東区	半田山五丁目	ありがとう保育園
31	東区	小池町	さくら第二保育園
32	東区	上西町	遊歩の丘かみにし保育園
33	東区	西ヶ崎町	ぬくもりのおうち保育西ヶ崎園
34	東区	上石田町	そらいろのおうち
35	東区	篠ヶ瀬町	浜松東保育園
36	西区	入野町	優風保育園
37	西区	入野町	佐鳴保育園
38	西区	入野町	いりのの森。浜松幼稚舎
39	西区	入野町	入野保育園
40	西区	篠原町	花園保育園
41	西区	大平台二丁目	ヒーローズおおひらだい保育園
42	南区	三島町	すこやか保育園
43	南区	安松町	ニチイキッズ南浜松保育園
44	南区	瓜内町	みつばち保育園
45	南区	参野町	えんのき保育園
46	南区	恩地町	こどものおうち すいーとぴー
47	南区	飯田町	たいようナーサリールーム
48	北区	三方原町	なごみ保育室
49	北区	初生町	もくば保育園
50	北区	豊岡町	nursery garden こぐま
51	浜北区	貴布祢	ヒーローズ貴布祢保育園
52	浜北区	中瀬	トットハウス浜北なかぜ

### (7) 事業所内保育事業

No.	区名	町名	施設名
1	中区	住吉二丁目	聖隷浜松病院ひばり保育園
2	中区	佐鳴台五丁目	あゆみ保育園
3	中区	花川町	キッズホームてんとうむし
4	中区	泉二丁目	しんえい保育園
5	中区	中央一丁目	遊歩の丘まちなかナーサリ
6	中区	中島四丁目	KIKI 保育園 中島園

No.	区名	町名	施設名
7	西区	湖東町	湖東の森保育園
8	西区	西山町	こりす保育園
9	南区	田尻町	すみれ保育園
10	北区	都田町	かもめ保育園
11	浜北区	平口	十全双葉保育園

### (8) 市立幼稚園

No.	区名	町名	施設名
1	中区	花川町	花川幼稚園
2	東区	薬師町	和田幼稚園
3	東区	市野町	与進幼稚園
4	東区	豊西町	豊西幼稚園
5	東区	笠井町	笠井幼稚園
6	東区	中野町	中ノ町幼稚園
7	東区	中郡町	万斛幼稚園
8	東区	有玉南町	有玉幼稚園
9	東区	西ヶ崎町	橋爪幼稚園
10	西区	神ヶ谷町	神久呂幼稚園
11	西区	伊左地町	伊佐見幼稚園
12	西区	和地町	和地幼稚園
13	西区	館山寺町	北庄内幼稚園
14	西区	村櫛町	村櫛幼稚園
15	西区	舞阪町舞阪	舞阪幼稚園
16	西区	雄踏町宇布見	雄踏幼稚園
17	南区	西島町	南の星幼稚園
18	南区	芳川町	芳川幼稚園
19	南区	寺脇町	白脇幼稚園
20	南区	飯田町	飯田幼稚園
21	南区	増楽町	可美幼稚園
22	北区	豊岡町	豊岡幼稚園
23	北区	三方原町	三方原幼稚園
24	北区	初生町	初生幼稚園
25	北区	細江町気賀	西気賀幼稚園
26	北区	細江町気賀	伊目幼稚園

No.	区名	町名	施設名
27	北区	細江町中川	中川幼稚園
28	北区	細江町気賀	中央幼稚園
29	北区	細江町中川	高台幼稚園
30	北区	神宮寺町	引佐幼稚園
31	北区	引佐町金指	金指幼稚園
32	北区	引佐町奥山	奥山幼稚園
33	北区	引佐町伊平	伊平幼稚園
34	北区	引佐町田沢	引佐北部みさと幼稚園
35	北区	三ヶ日町下尾奈	尾奈幼稚園
36	北区	三ヶ日町大崎	大崎幼稚園
37	北区	三ヶ日町平山	平山幼稚園
38	浜北区	小松	小松幼稚園
39	浜北区	平口	平口幼稚園
40	浜北区	寺島	北浜南幼稚園
41	浜北区	西美藪	北浜中央幼稚園
42	浜北区	小林	北浜北幼稚園
43	浜北区	善地	北浜東幼稚園
44	浜北区	中瀬	中瀬幼稚園
45	浜北区	上島	上島幼稚園
46	浜北区	於呂	赤佐幼稚園
47	浜北区	於呂	赤佐西幼稚園
48	浜北区	宮口	宮口幼稚園
49	浜北区	新原	新原幼稚園
50	浜北区	内野	内野幼稚園
51	天竜区	二俣町二俣	二俣幼稚園
52	天竜区	山東	光明幼稚園
53	天竜区	横山町	竜川幼稚園
54	天竜区	熊	熊幼稚園
55	天竜区	西藤平	上阿多古幼稚園
56	天竜区	両島	下阿多古幼稚園
57	天竜区	春野町堀之内	犬居幼稚園
58	天竜区	春野町気田	気田幼稚園
59	天竜区	佐久間町浦川	浦川幼稚園
60	天竜区	佐久間町半場	佐久間幼稚園

(9) 私立幼稚園

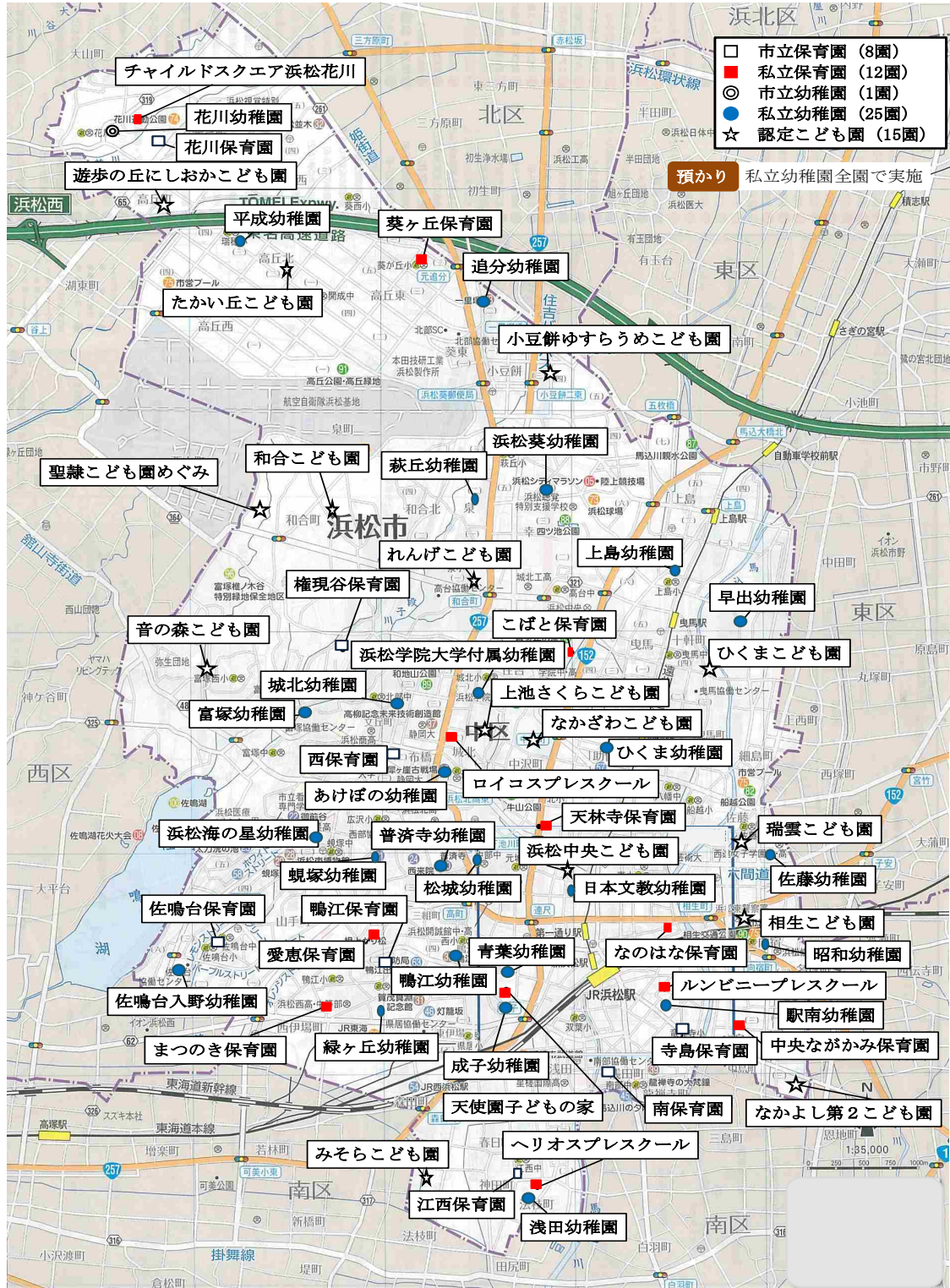
No.	区名	町名	施設名
1	中区	泉二丁目	萩丘幼稚園
2	中区	鴨江町	鴨江幼稚園
3	中区	成子町	成子幼稚園
4	中区	富塚町	富塚幼稚園
5	中区	佐藤三丁目	佐藤幼稚園
6	中区	助信町	ひくま幼稚園
7	中区	広沢一丁目	普済寺幼稚園
8	中区	蜷塚一丁目	蜷塚幼稚園
9	中区	城北二丁目	あけぼの幼稚園
10	中区	上島一丁目	上島幼稚園
11	中区	向宿一丁目	昭和幼稚園
12	中区	早出町	早出幼稚園
13	中区	寺島町	駅南幼稚園
14	中区	法枝町	朝田幼稚園
15	中区	文丘町	城北幼稚園
16	中区	栄町	青葉幼稚園
17	中区	幸四丁目	浜松葵幼稚園
18	中区	住吉一丁目	浜松学院大学付属幼稚園
19	中区	東伊場一丁目	緑ヶ丘幼稚園
20	中区	鹿谷町	松城幼稚園
21	中区	葵東二丁目	追分幼稚園
22	中区	佐鳴台二丁目	佐鳴台入野幼稚園
23	中区	高丘北三丁目	平成幼稚園
24	中区	常盤町	日本文教幼稚園
25	中区	蜷塚三丁目	浜松海の星幼稚園
26	東区	神立町	蒲幼稚園
27	東区	篠ヶ瀬町	篠ヶ瀬幼稚園
28	東区	天王町	天王幼稚園
29	東区	大瀬町	海の星鷺の宮幼稚園
30	西区	大平台四丁目	さなる幼稚園
31	西区	志都呂町	志都呂幼稚園
32	西区	篠原町	花園幼稚園
33	西区	湖東町	湖東幼稚園

No.	区名	町名	施設名
34	西区	舞阪町浜田	浜名幼稚園
35	南区	東町	河輪幼稚園
36	南区	遠州浜一丁目	あすなろ幼稚園
37	南区	大柳町	美波幼稚園
38	北区	根洗町	百花幼稚園
39	北区	初生町	旭ヶ丘幼稚園
40	北区	細江町気賀	気賀幼稚園
41	北区	三ヶ日町三ヶ日	三松幼稚園
42	浜北区	貴布祢	北浜幼稚園
43	天竜区	水窪町奥領家	水窪幼稚園

## 5 保育施設・幼稚園位置図

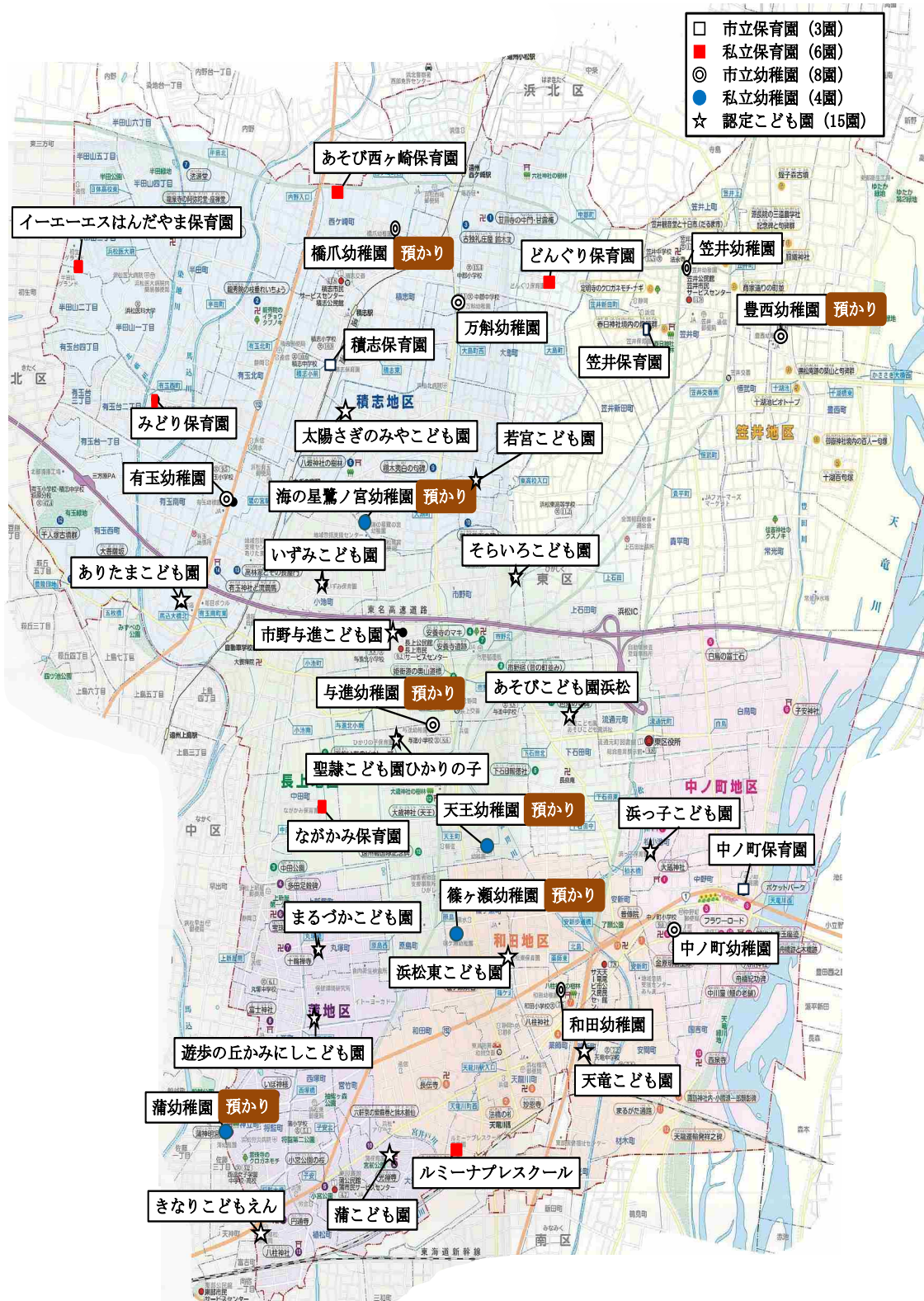
### (1) 中区

令和3年4月現在



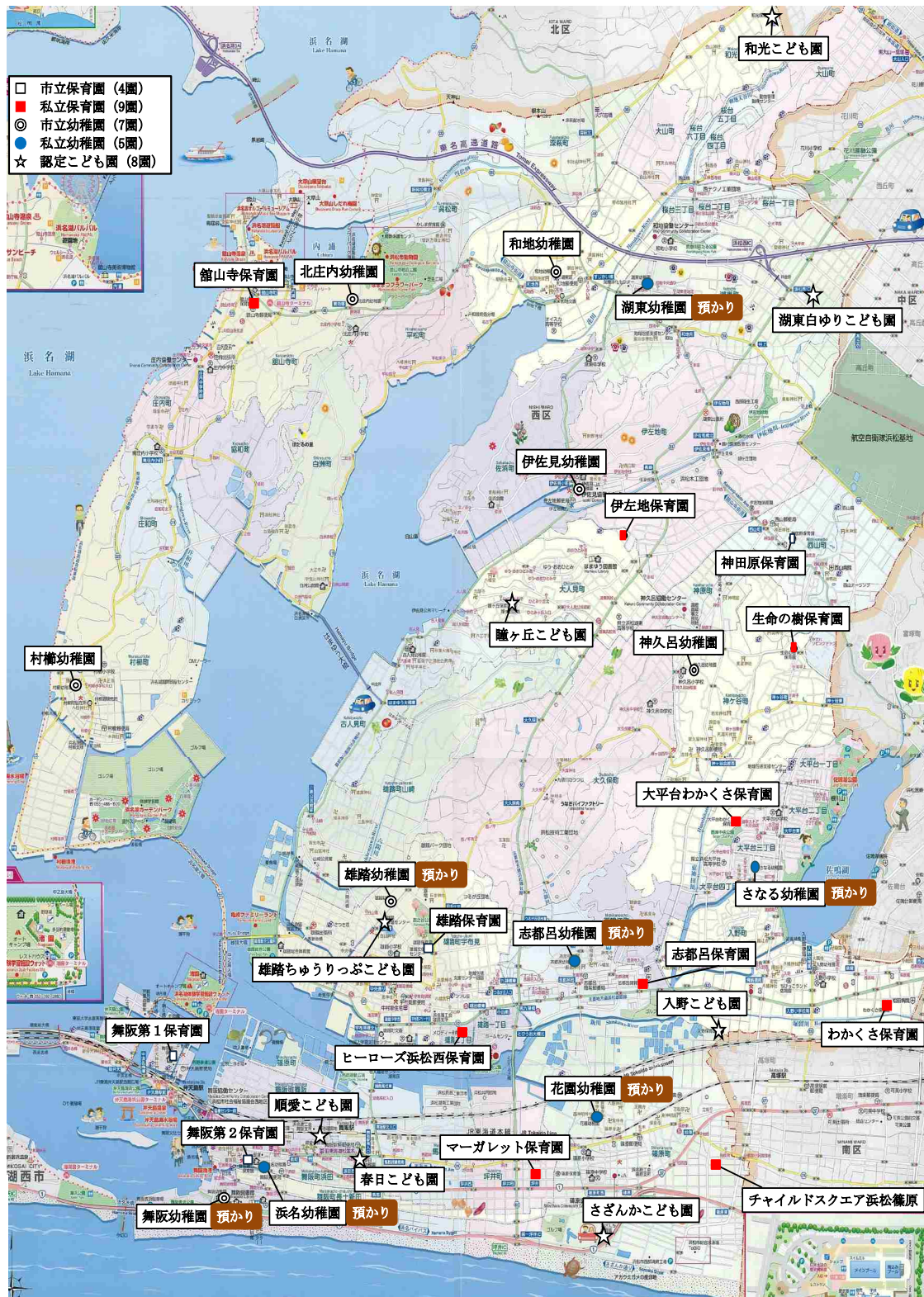
(2) 東区

令和3年4月現在



(3) 西区

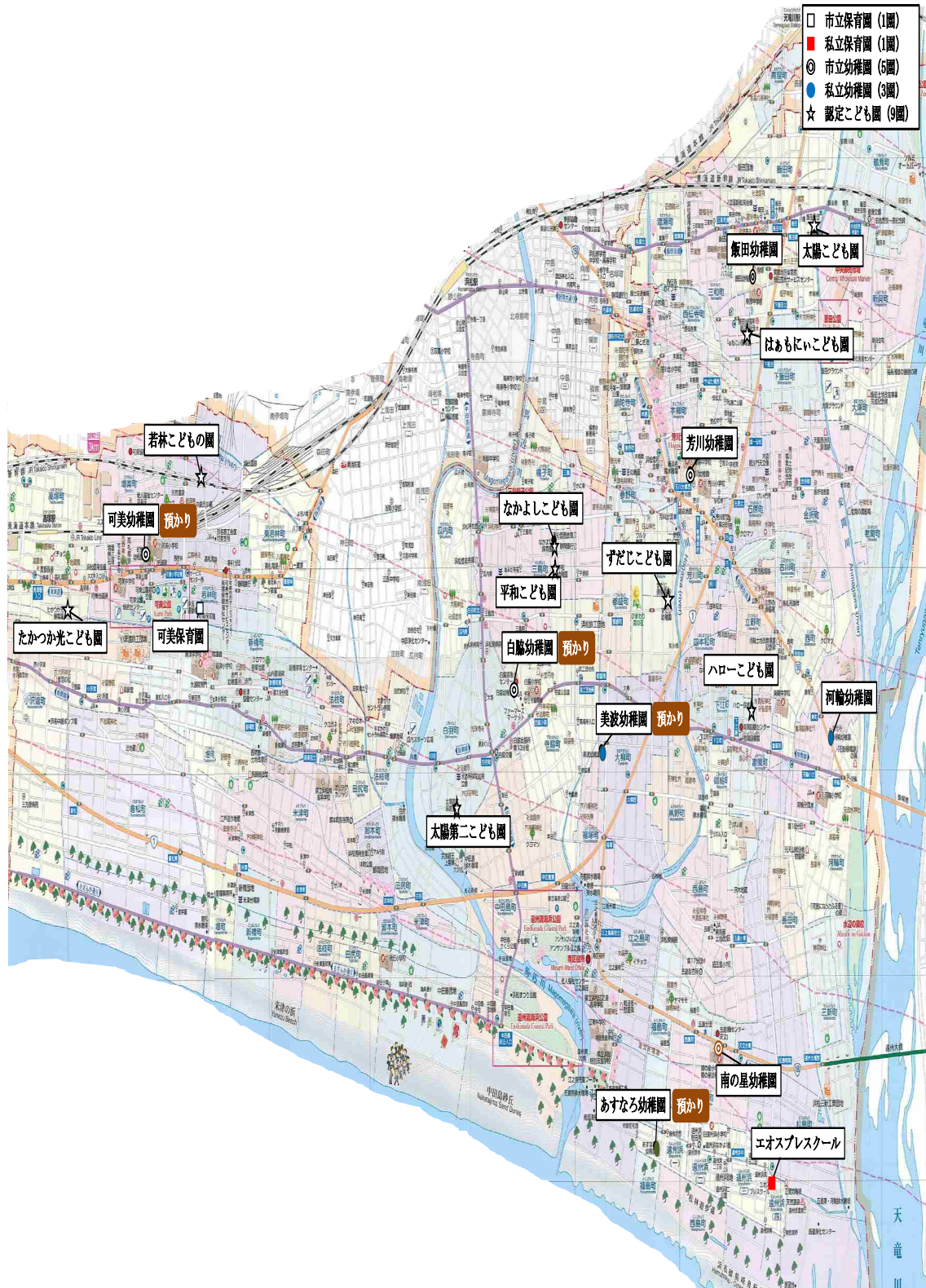
令和3年4月現在





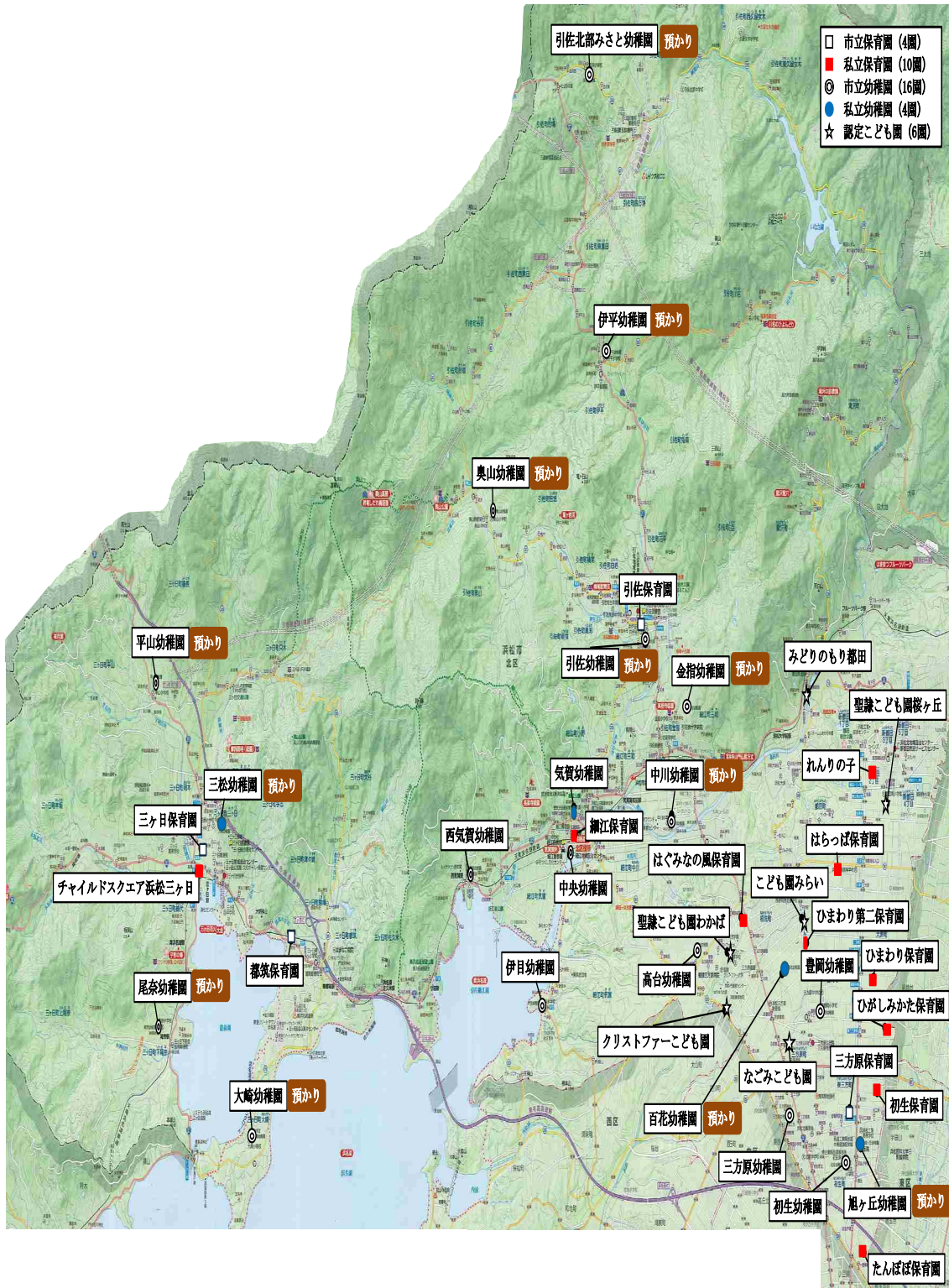
(4) 南区

令和3年4月現在



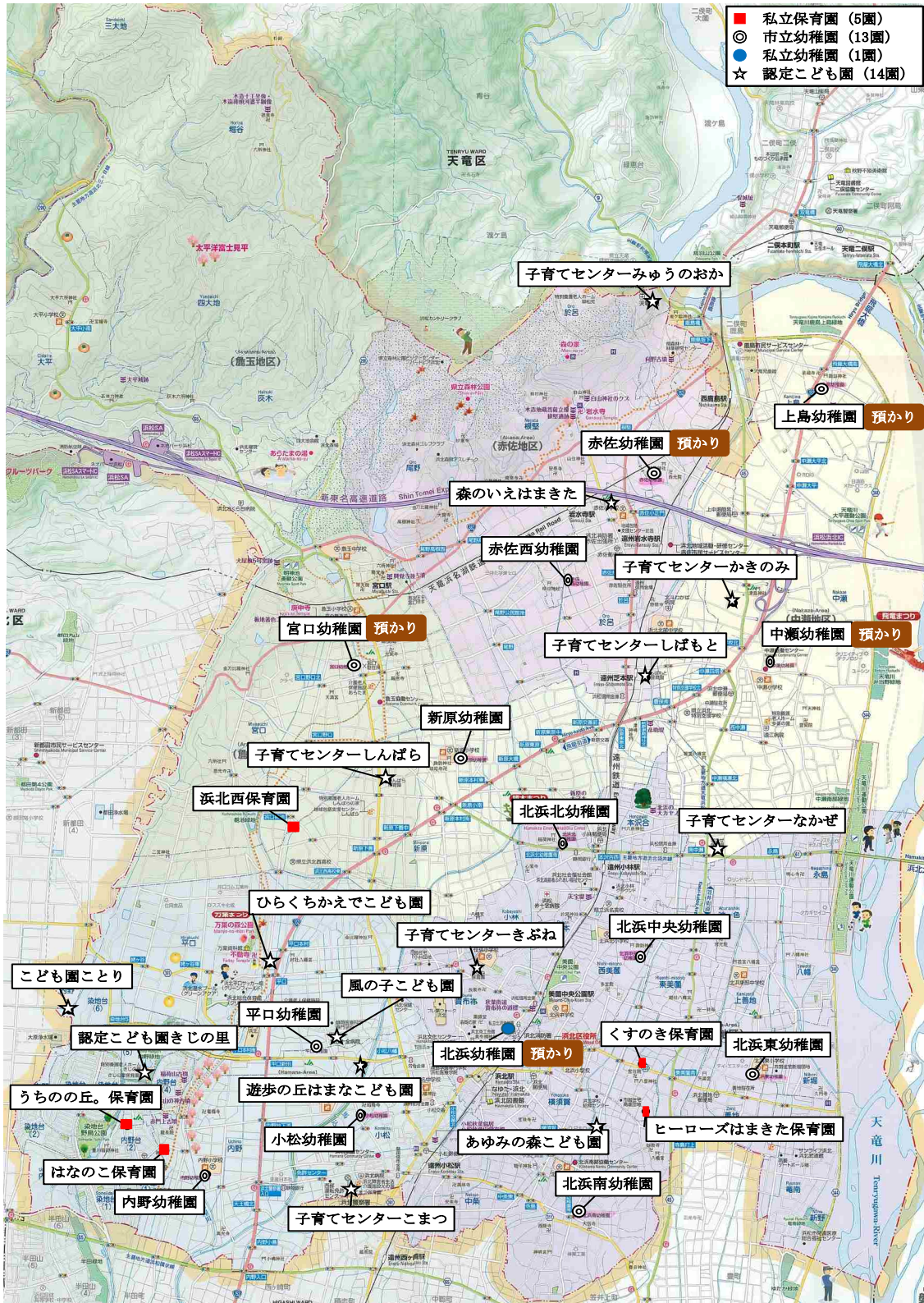
(5) 北区

令和3年4月現在



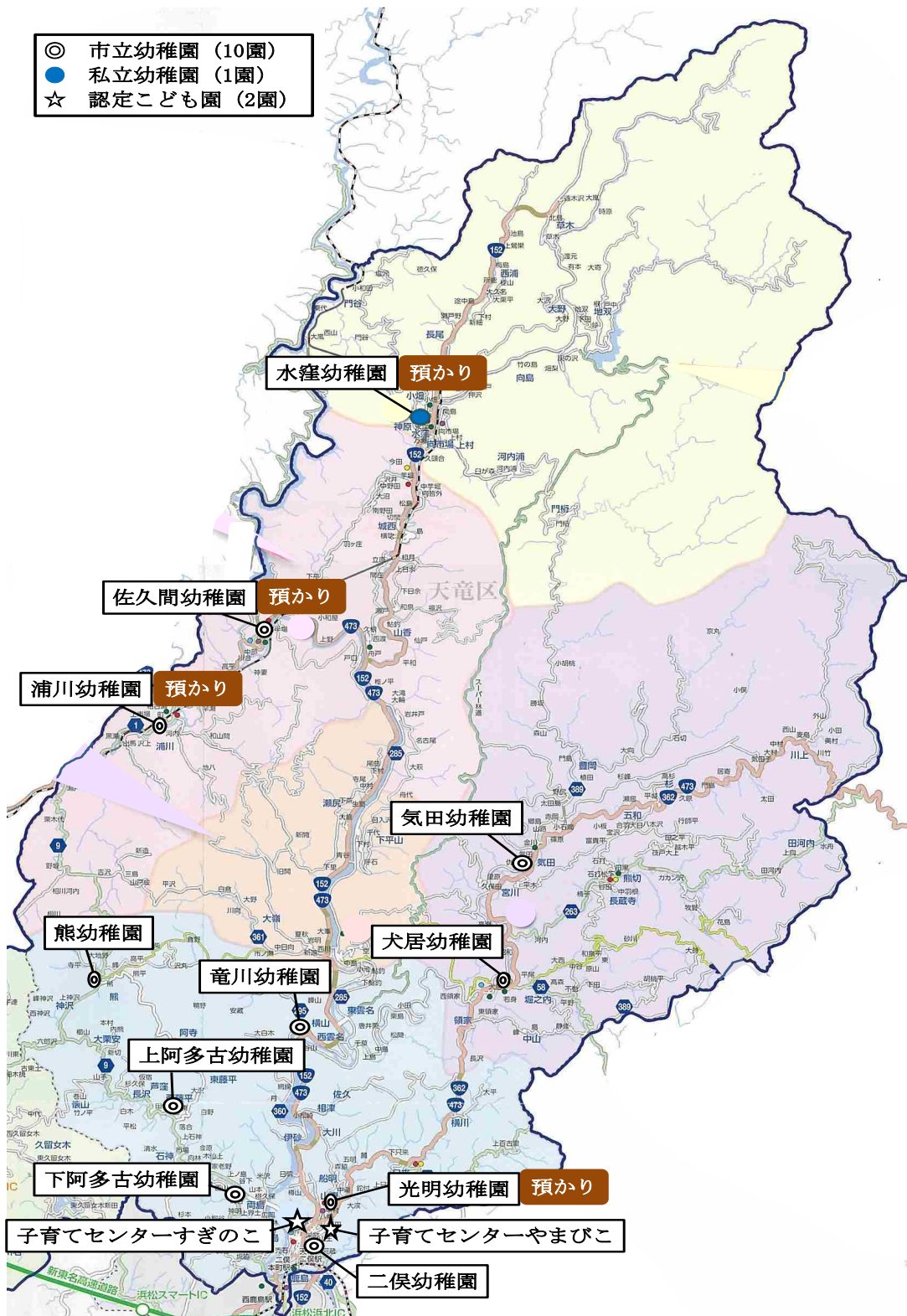
(6) 浜北区

令和3年4月現在



(7) 天竜区

令和3年4月現在



## 6 こども家庭部の組織

### (1) 職員数

令和3年4月1日現在

こども家庭部 職員数 (人)	869	
次世代育成課	24	
正規職員	15	(部長を含む)
再任用職員	2	
会計年度任用職員	7	
子育て支援課	27	
正規職員	22	
再任用職員	1	
会計年度任用職員	4	
幼児教育・保育課	745	
正規職員	623	(内訳：本庁 44、幼稚園 301、保育園 278)
再任用職員	20	(内訳：本庁 5、幼稚園 4、保育園 11)
会計年度任用職員	102	(内訳：本庁 19、幼稚園 10、保育園 73)
児童相談所	73	
正規職員	63	
再任用職員	1	
会計年度任用職員	9	

出典：浜松市提供資料

### (2) 幼児教育・保育課の職務分掌

グループ名	主な業務
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立認定こども園・保育所・地域型保育事業の募集や認可・変更</li> <li>● 認可外保育施設・認証保育所・企業主導型保育事業の届出・無償化事業</li> <li>● 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）・病児保育事業の届出・無償化事業</li> <li>● 保育士宿舎借り上げ支援事業</li> </ul>
就園グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立幼稚園の無償化事業</li> <li>● 新制度幼稚園の教育・保育給付認定や副食費の免除</li> <li>● 一時預かり事業（幼稚園型）・預かり保育事業の届出・無償化事業</li> </ul>
施設給付・収納グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立認定こども園・保育所・地域型保育事業の運営・指導</li> <li>● 私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業</li> <li>● 私立保育所等事業費助成事業</li> <li>● 保育所の保育料の収納</li> </ul>
入所調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園・保育所・地域型保育事業の入所に係る制度管理</li> <li>● 利用調整の決定</li> </ul>

グループ名	主な業務
入所管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園・保育所・地域型保育事業の入退園、教育・保育給付認定や副食費の免除</li> <li>● 保育料の決定</li> </ul>
職員管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立幼稚園・保育園の職員の人事管理、臨時職員の任用等</li> </ul>
施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立幼稚園・保育園の施設の維持管理及び修繕整備</li> </ul>
指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設の教育・保育や安全・衛生に関する指導</li> <li>● 市立幼稚園・保育園の副食費の無償化事業</li> </ul>

出典：浜松市提供資料

## 7 幼児教育・保育の無償化影響額

こども家庭部における令和元年度の主要事業に係る当初予算は（１）の表のとおりであり、そのうち幼児教育・保育の無償化影響額を（２）の表に記載した。

### （１） 令和元年度

（単位：千円）

No.	事業名【事柄】	事業費	財源内訳			
			国	県	その他	一般財源
民生費						
1	地域子育て推進事業【ファミリー・サポート・センター利用者助成事業】	7,338	3,669	1,834	0	1,835
2	人件費（保育所費）	2,123,391	0	0	258,179	1,865,212
3	保育材料及び児童給食賄料事業	198,487	0	0	110,648	87,839
4	市立保育所特別保育推進事業	36,555	8,077	8,049	3,342	17,087
5	病児・病後児保育事業	62,311	20,881	20,712	0	20,718
6	保育ママ事業	6,988	0	0	5,100	1,888
7	特定教育・保育施設運営事業	12,474,555	5,134,266	2,662,684	883,748	3,793,857
8	特定地域型保育事業所運営事業	1,612,124	794,703	355,732	0	461,689
9	私立保育所等事業費助成事業（補助金）	715,463	65,092	64,672	0	585,699
10	認証保育所等利用者助成事業（補助金）	149,828	42,394	21,197	0	86,237
11	保育事業運営経費	56,648	21,507	0	558	34,583
12	障害児通所支援事業	4,358,039	2,179,019	1,089,509	0	1,089,511
	計	<b>21,801,727</b>	<b>8,269,608</b>	<b>4,224,389</b>	<b>1,261,575</b>	<b>8,046,155</b>
教育費						
1	人件費（幼稚園費）	2,079,066	0	0	180,409	1,898,657
2	市立幼稚園教育指導支援員配置事業	152,727	0	0	3,975	148,752

No.	事業名【事柄】	事業費	財源内訳			
			国	県	その他	一般財源
3	私立幼稚園教育振興助成事業（補助金）	305,921	81,966	70,304	1,000	152,651
4	私立幼稚園就園奨励等助成事業	2,375,945	1,083,547	445,873	1,000	845,525
5	幼稚園事業運営経費	4,694	0	0	582	4,112
	計	<b>4,918,353</b>	<b>1,165,513</b>	<b>516,177</b>	<b>186,966</b>	<b>3,049,697</b>
	民生費と教育費の合計	<b>26,720,080</b>	<b>9,435,121</b>	<b>4,740,566</b>	<b>1,448,541</b>	<b>11,095,852</b>

出典：浜松市ホームページ掲載資料

## （２） 令和元年度のうち、無償化による影響額

（単位：千円）

No.	事業名【事柄】	事業費	財源内訳			
			国	県	その他	一般財源
民生費						
1	地域子育て推進事業【ファミリー・サポート・センター利用者助成事業】	7,338	3,669	1,834	0	1,835
2	人件費（保育所費）	0	0	0	△115,242	115,242
3	保育材料及び児童給食賄料事業	0	0	0	△49,390	49,390
4	市立保育所特別保育推進事業	0	56	28	△113	29
5	病児・病後児保育事業	675	337	168	0	170
6	保育ママ事業	0	0	0	△42	42
7	特定教育・保育施設運営事業	718,551	769,498	383,125	△351,329	△82,743
8	特定地域型保育事業所運営事業	20,655	15,240	7,343	0	△1,928
9	私立保育所等事業費助成事業（補助金）	2,453	839	419	0	1,195
10	認証保育所等利用者助成事業（補助金）	84,788	42,394	21,197	0	21,197
11	保育事業運営経費	29,940	20,866	0	0	9,074
12	障害児通所支援事業	12,436	6,218	3,109	0	3,109
	計	<b>876,836</b>	<b>859,117</b>	<b>417,223</b>	<b>△516,116</b>	<b>116,612</b>
教育費						
1	人件費（幼稚園費）	0	0	0	△180,409	180,409
2	市立幼稚園教育指導支援員配置事業	0	0	0	△3,974	3,974
3	私立幼稚園教育振興助成事業（補助金）	46,647	23,323	11,661	0	11,663
4	私立幼稚園就園奨励等助成事業	1,205,514	712,726	445,873	0	46,915
5	幼稚園事業運営経費	△268	0	0	0	△268
	計	<b>1,251,893</b>	<b>736,049</b>	<b>457,534</b>	<b>△184,383</b>	<b>242,693</b>
	民生費と教育費の合計	<b>2,128,729</b>	<b>1,595,166</b>	<b>874,757</b>	<b>△700,499</b>	<b>359,305</b>

出典：浜松市ホームページ掲載資料

## 第4 監査対象

### 1 監査の対象とサンプル抽出方法

「浜松市戦略計画 2020 の基本方針」の「子育て・教育」の基本政策である「子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり」のうち、幼児教育・保育課が担当している事業について概要ヒアリングを実施し、包括外部監査の対象として以下の12事業を抽出した。

### 2 抽出した事業

政策名	費目名	事業名	監査結果 記載頁
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	保育所費	私立保育所等助成事業①	69
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	幼児教育・保育無償化関連事業 (幼稚園費)	85
妊娠・出産を応援するための環境づくり	保育所費	私立保育所等助成事業②	89
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	私立幼稚園助成事業	94
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	保育所費	市立保育所管理運営事業	100
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	市立幼稚園運営事業	103
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	保育所費	幼児教育・保育無償化関連事業 (保育所費)	114
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	保育所費	病児・病後児保育事業	118
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	市立幼稚園管理事業	122
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	市立幼稚園施設整備事業	124
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	幼稚園費	市立幼稚園教職員管理事業	130
幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営	保育所費	保育事業運営経費	135



## 第5 監査の結果（総括的事項）

監査の過程で発見された個別の事項については「第6 監査の結果（個別事項）」で述べるので、今回の監査への対応はそちらを基に検討されたい。ここでは、個々の事業を超え、浜松市の幼児教育・保育事業に係る事務に横断的に影響を与えている事項について述べるので、浜松市が今後の幼児教育・保育事業に係る事務をより適切に行っていくための中長期計画の見直し時、再策定時などの考慮事項として活用していただきたい。

### 1 幼児教育・保育事業の状況について

#### （1） 現状と今後の見込み

平成27年度に国の「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）が施行され、幼児教育・保育の対象施設として、「幼稚園」及び「保育所」の他に、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及が図られるとともに、新たに「地域型保育」ができるなど新制度により幼児教育・保育の場が増えた。また、我が国における急速な少子化の進行及び幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から始まった。

そのような状況下において、浜松市では待機児童問題を解消すべく様々な施策を実施してきた結果、令和3年4月1日には保育所等利用待機児童数ゼロを達成することができたところである。

その一方で、浜松市の人口推計では、今後も少子化の進行により就学前児童数の減少が見込まれ、これまで就学前児童の受け皿として拡大してきた幼児・教育保育施設の定員数について、見直しが必要になっていくと考える。さらに、仕事と子育てを両立する家庭が増えてきたり、核家族化が進んだりする中で、従来は幼稚園志向であった家庭が保育園志向に変わってくるなど、それぞれの働き方や家庭状況にあった多様な保育の預かり場所が求められており、現在の就学前施設では今後の幼児教育・保育に対する多様なニーズに合わなくなってくることが予想される。

#### （2） 浜松市の特性

##### ア 市街地と中山間地域

浜松市の特性として、面積が広大であり、その広大な市域に人口密度の高い市街地と人口密度が低く、交通アクセスが不便である中山間地が存在している。

中山間地では、今後、より一層地域の子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつな

がりの希薄化等が進んでいくことが想定される中、市街地と中山間地等の地域ごとの幼児教育・保育事業の在り方を公立と私立の役割、関係、バランス等も含めて検討することが必要となっている。

## イ 市町村合併による対応

平成 17 年の合併前の市町村の施策の違いなどにより、地域により公立私立比率や施設・設備に意匠を凝らしたのから簡素な造りのものまで仕様の差異が大きく、使い勝手やメンテナンスのコストの差も大きいことが推定される。それらについて大きな見直しが行われることなく現在に至っているが、合併からも一定の期間を経て、現状を継続することも限度があると思われる。

## (3) 課題について

### ア 市立幼稚園について

市立幼稚園に関しては、市全域を通じて定員の概ね 50%以下となっているので、大きな政策の変更が必要と考える。すなわち、前述の時代背景の中、入園者の減少や施設の老朽化により、市立幼稚園については、その再編が喫緊の課題である。今後の人口動向などを考慮して各地域で適切な定員数を設定のうえ、過剰な体制になることがないように留意し、最適な施設数及び施設の種類に向けて遷移していくように検討することが望まれる。

### イ 市立保育園について

市立保育園についても、施設の老朽化など設備更新の時期を迎えつつあるとともに、幼児教育・保育に対するニーズは地域により異なると考えられるため、地域の実情に合った効果的で配置バランスを考慮した幼児教育・保育環境の整備が必要となっている。

### ウ 市立就学前施設の再編について

以上のことから、市立の就学前施設の再編を全体として、検討すべきである。すなわち、通園距離や私立の就学前施設の状況なども考慮したうえで、現体制の単純更新の場合との比較をしながら、見直しの計画を策定し、また、幼保バランス見直しの実行を合わせて行うことが必要である。例えば、近年全国的に増加している認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、園児が、保護者の就労等にかかわらず、教育・保育を受けることができ、就労状況が変わっても通園している園を継続利用できるなど、

園児と保護者の両方にメリットがあるため、市立の就学前施設の在り方を検討するにあたり、「認定こども園化」を図ることも選択肢の一つとして思料される。そのうえで、継続利用決定施設については、現状よりレベルアップした適切な施設の維持管理・修繕計画を立案・実施し、幼児教育・保育に対する多様なニーズに応え、より質の高い教育・保育を提供するような適切な場への転換を図れるよう検討することが望まれる。

## エ 人材確保について

幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えるためには、それぞれの役割に応じて、必要な数と必要な質の人材を確保することが必要となっている。この人材の確保の点においても、市街地では中山間地に比べて比較的容易に人材を確保することが可能と思われるが、中山間地では困難な状況ではないかと考えられる。現在も保育士等の確保のための施策は行われているが、市街地でも中山間地でも公平な幼児教育・保育事業を今後も継続して行うことができるように、かつ、幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えることができるように、適切な人材の確保に関して検討することが望まれる。

## 2 幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化に向けて

平成 27 年 4 月からスタートした新制度及び令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化関連事業において、浜松市が行っている事務について、都道府県及び国に対する報告業務や請求内容の確認業務において事務処理の負担が増加している箇所があり、また、保育事業者にも負担が生じている箇所がある。特に、請求内容の確認及び突き合わせ作業は紙媒体で行われているケースが大半を占めており、市職員の負担につながっていると想定される。

この点について、まずは業務マニュアルの作成が望まれる。業務マニュアルを作成する過程において、事務の流れが明確になり、どの事務に負担がかかっているか、ボトルネックは何か、非効率となっている事務はないか、改善できる作業はないかなどの課題が明確になると考えるからである。また、浜松市では、事業者及び保護者に対して制度の説明資料を作成しているものの、事業者及び保護者の理解が進んでいない点や、各種書類を事業者側で作成する場合、書類に不備があり修正の手間が発生していることもあるかもしれない。

次に、過去において、平成 26 年度までは市立幼稚園は教育委員会が所管し、市立保育園はこども家庭部が所管していた経緯があり、市立幼稚園と市立保育園とでは使用しているシステムが異なる。現在でも従来型幼稚園は「幼保支援システム」を使用し、新制度適用の幼稚園等は「教育保育システム」を使用しており、無償化に係る事務の目的

は同じであるにもかかわらず、機能の異なるシステムを使用することで、事務の負荷が異なる状況にある。

その結果、明らかとなった問題点について効率化に向けての改善点を見出し、浜松市としてシステムの統合を図るなど、事務の効率化に向けた対策を検討することが望まれる。

### 3 補助金の効果測定について

浜松市の幼児教育・保育事業においては、下記のとおり様々な補助金を支出している。

令和2年度 補助金一覧

事業名	補助金名称	決算額 (円)	
保育士等確保対策費助成事業	浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金	84,120,000	
	浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金	126,675,000	
サテライト型小規模保育事業費助成事業	浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金	6,519,000	
私立保育所等事業費助成事業	浜松市私立保育所等事業費補助金	一時預かり・一時保育事業費	118,945,000
		障害児保育費	428,797,460
		外国人児童保育事業費	10,080,000
		地域活動事業費	117,120,000
		延長保育事業費	40,183,600
		食物アレルギー児調理業務費	17,190,000
	浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	91,777,000	
浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（緊急包括支援対策事業分）	99,444,000		
私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業	浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金	低年齢児保育費	701,558,000
		予備保育士雇上費	601,739,000
		産休等代替職員雇上費	2,333,948
認証保育所助成事業	浜松市認証保育所事業費補助金	60,347,000	
	浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金	1,892,300	
認証保育所利用者助成事業	浜松市認証保育所利用者補助金	37,711,800	
私立保育所等施設整備費助成事業	浜松市保育所等緊急整備事業費補助金（施設整備）	843,015,000	
私立保育所等施設整備償還費助成事業	浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金	4,924,600	
浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業	浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動事業費補助金	200,000	

事業名	補助金名称		決算額 (円)
私立幼稚園教育振興助成事業	浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金	教育環境向上事業	69,548,000
		教職員等資質向上事業	1,673,076
	浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金		85,118,377
	浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金		12,520,800

補助金には、交付の根拠が法律等に基づくもの（法律補助）と予算措置のみによるもの（予算補助）がある。また、補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの（定率補助）と、その他の観点から決定するもの（定額補助）がある。

補助金は、公益性のある事業に対して支出することにより行政が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。ところが、補助事業の効果測定、すなわち補助金支出の効果測定が十分に行われていない。

今後は、支出とそれによって達成される効果がより明確に把握できるような補助の仕組みを検討すべきである。また、効果を測定するうえで有用な指標を選定し、補助金の有効性についての判断基準を持つことが望まれる。

#### 4 課題検討にあたっての留意点

現在の浜松市の幼児教育・保育事業に係る事務においては、今回の監査で発見されたように改善が必要な多くの問題を抱えている。これらの問題が発生した原因として、少子化、多様な保育ニーズや、保育所の待機児童問題及び幼稚園の定員割れなど、全国的に共通する困難な状況があったと考える。浜松市では、平成27年度に「第1期浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年度から令和元年度の5か年計画）」を策定し、課題解決に取り組んできたが、現状や将来を見据えたあるべき幼児教育・保育体制の検討は十分に行われていないように思われる。限りある資金や人員を効率的に活用し、効果の弱い事業に資源を投入してしまうことがないよう、「浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」等により、浜松市全体の幼児教育・保育体制のあるべき姿を描き、多くの市民に理解を得て、その姿に向かって事業を進めることが急務であると考えられる。

改善を進めるに当たって監査人として留意していただきたい事項について下記に示す。

## (1) 推進体制について

浜松市の幼児教育・保育に関する事務は幼児教育・保育課が主管部署として担っているが、前述のように、幼児教育・保育事業全体の改善など大きなプロジェクトを実行するには、その事務を行う人員に限られている。そのため幼児教育・保育課が中心に計画案の作成を行うことにはなるが、人員面で単独で改善を進めることは難しい。また、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園と小・中学校まで縦のつながりで見通した教育が求められていることから、教育委員会との連携も求められる可能性もあり、教育委員会との連携や他部署からの適切なサポートも必要と思われる。浜松市全体の取り組みとして、人員が確保できたとしても、より客観性を持った判断を付与させる必要が生じた場合など、浜松市職員だけでの改善が難しければ、外部有識者の意見の活用も必要と考える。

## (2) 適切な指標の設定

各論の指摘でもあるように、事業活動は概ね目的に沿ったものとなっていたが、目的に沿った事業指標が設定されていないもの、その指標が適切ではないものや大事業に係る事業の指標だけしか設定されていないものが散見されている。向かうべき体制が明確になり、それに向けての中長期計画が策定され、そこに各年度の事業が折り込まれていくことが想定されるが、指標が明確になっていなければその効果を測定することは困難なものとなる。また、事業の目的は、中事業ごとにそれぞれで設定されているはずであることから、達成度合いをより明確に把握するためには、事業の指標も大事業単位ではなく中事業単位で設定する必要がある。

年度の事業を確定させる段階で、政策、目的、指標、事業の関連性を十分に吟味して、年度の事業計画を策定することが望まれる。

## 第6 監査の結果（個別事項）

今回の監査の結果、【指摘】は23項目、【意見】は46項目であった。

内容	指摘	意見	頁
1 私立保育所等助成事業①			
ア 各施設とのデータ授受方法の改善について	○		69
イ サテライト型小規模保育事業費助成事業の必要性について	○		70
ウ 私立保育所等事業費助成事業における外国人児童保育事業費の補助額の算定基準について		○	71
エ 私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の補助率について		○	72
オ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的の設定について	○		72
カ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の指標の最適化について	○		73
キ 配置保育士人数の施設間でのアンバランスについて		○	73
ク 補助金対象外の優先利用に対応する保育士に対する補助について		○	76
ケ 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書の記載内容について	○		77
コ 入園予約制について		○	77
サ 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金の指標の最適化について		○	78
シ 補助対象園の増加及び利用者の増加について		○	78
ス 業務報告書の記載不備について	○		79
セ 事業の指標の最適化について	○		80
ソ 認証保育所事業費助成事業の使用目的の明確化について	○		80
タ 認証保育所事業費補助金の変更交付申請の必要性について		○	81
チ 認証保育所事業費補助金の算定について		○	82
ツ 認証保育所事業費補助金における事業運営・経理状況の調査について		○	83
テ 認証保育所利用者補助金の交付額について		○	83
2 幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費）			
ア 事業の指標の最適化について		○	85
イ 業務マニュアルの作成について		○	86
ウ 従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステム統合について		○	86
エ 申請書類等のシステム入力業務におけるRPAの活用について		○	86

内容	指 摘	意 見	頁
オ 各施設への請求業務の効率化及びリスク管理について	○		87
カ 施設等利用給付の未請求について		○	87
<b>3 私立保育所等助成事業②</b>			
ア 施設整備にかかる助成制度における補助金の効果測定について	○		89
イ 事業の指標について		○	91
ウ 補助金の対象となった購入備品の管理について	○		91
<b>4 私立幼稚園助成事業</b>			
ア 適切な事業の指標の設定について	○		94
イ 水窪地域における就学前施設の在り方について		○	94
ウ 私立幼稚園教育振興等事業費補助金 交付額算定資料の誤りに ついて	○		95
エ 教員等確保対策費助成の実施の検討について		○	95
オ 子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務 委託事業完了報告書及び委託事業収支決算書の記載について	○		95
カ 子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務 委託事業費収支決 算書の記載について	○		96
<b>5 市立保育所管理運営事業</b>			
ア 長期的な修繕計画、施設整備計画について		○	100
イ 適切な事業指標の策定について		○	101
ウ こども園化の要否に関する政策上の検証について		○	101
エ 福祉サービス第三者評価への対応について		○	102
<b>6 市立幼稚園運営事業</b>			
ア 適切な「事業の指標」の設定について	○		103
イ 物品検査のフォローアップについて		○	104
ウ 寄附物品受入に係る事前協議書の作成について	○		105
エ 園における現金管理について	○		105
オ 公用車の保有について		○	105
カ 市立幼稚園の園庭の無償貸付について	○		106
キ 市立幼稚園各園の方向性の検討について		○	107
ク 市立幼稚園の再編について		○	110
ケ 浜松市の幼児教育・保育のビジョンの策定について		○	111
<b>7 幼児教育・保育無償化関連事業（保育所費）</b>			
ア 事業の指標の最適化について		○	114



内容	指 摘	意 見	頁
イ 業務マニュアルの作成について		○	114
ウ 幼稚園等のシステムへのアクセス権限について		○	115
8 病児・病後児保育事業			
ア 市民ニーズの把握について		○	118
イ 廃止された事業所の検証について		○	118
ウ 改善分の事業所からの報告に関する指導の必要性について		○	118
エ 体調不良児対応型保育の導入の必要性について		○	120
9 市立幼稚園管理事業			
ア 適切な「事業の指標」の設定について		○	122
イ 借地料の減額について		○	122
ウ 幼稚園施設の施設点検について	○		123
10 市立幼稚園施設整備事業			
ア 施設整備対象施設の選定について		○	124
イ 整備事業の実施計画の策定について		○	127
ウ 事業の指標の再検討について		○	128
11 市立幼稚園教職員管理事業			
ア 研修制度の見直しについて		○	130
イ 環境整備委託料の分析について		○	130
ウ 指標の見直しについて①	○		132
エ 指標の見直しについて②	○		133
12 保育事業運営経費			
ア 事業の指標の設定について①		○	135
イ 委託業務における予定価格の積算について		○	135
ウ 事業費の増減時の取り扱いについて		○	137
エ 保育士再就職支援研修の実施対象の見直しについて		○	137
オ 事業の指標の設定について②	○		138

## 1 私立保育所等助成事業①

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
私立認定こども園・保育所等に対して保育に要する費用を支払うとともに、特別保育事業や職員及び児童の処遇改善等のための経費の助成等を行う。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設運営事業 特定教育・保育施設に対して施設を運営する経費を給付する。</li> <li>・ 特定地域型保育事業所運営事業 特定地域型保育事業者に対して施設を運営する経費を給付する。</li> <li>・ 保育士等確保対策費助成事業 保育士確保の促進と離職防止等を図るための助成を行う。</li> <li>・ サテライト型小規模保育事業費助成事業 連携支援コーディネーターを配置する連携施設に対して助成を行う。</li> <li>・ 私立保育所等事業費助成事業 多様化する保育ニーズに対応するための特別保育事業の実施に対して助成を行う。</li> <li>・ 私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業 職員及び児童の処遇改善等を図るための助成を行う。</li> <li>・ 認証保育所事業費助成事業 認証保育所に対し、保育事業費を助成し、施設における保育水準の向上及び児童の処遇改善を図る。</li> <li>・ 認証保育所等利用者助成事業 認証保育所に入所する3歳未満の児童の保護者に対し、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額相当分を助成し、認証保育所の利用促進と待機児童解消を図る。</li> </ul>						
事業費						
区分		令和元年度		令和2年度		
決算（千円）		15,678,321		18,210,252		
事業の指標						
指標名称：保育施設利用定員数（4月1日現在）（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	15,658	16,113	16,913	17,308	17,308	17,308
実績値	15,658	16,123				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額(円)
特定教育・保育施設運営事業	扶助費	13,870,685,230
特定地域型保育事業所運営事業	扶助費	1,788,209,215
保育士等確保対策費助成事業	負担金補助及び交付金	210,795,000
サテライト型小規模保育事業費助成事業	負担金補助及び交付金	6,519,000
私立保育所等事業費助成事業	負担金補助及び交付金	923,537,060
私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業	負担金補助及び交付金	1,305,630,948
認証保育所助成事業	負担金補助及び交付金	62,239,300
認証保育所利用者助成事業	負担金補助及び交付金	37,711,800

## (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

### ア 各施設とのデータ授受方法の改善について【指摘】

「特定教育・保育施設運営事業」及び「特定地域型保育事業所運営事業」は、「子ども・子育て支援法」並びに「特定教育保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」に従い、各施設（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）から施設型給付並びに特定地域型給付を受けるのに必要な情報を収集し、各施設に給付するものである。

4月に各施設から、施設の状況を収集し調査を行う。各施設は「見込申出書」を作成し市へ提出する。「見込申出書」は給付額を算定するために必要な情報を記入する書類であり、市はその情報につき調査を行い、給付額を算定し、各施設へ給付を行う。算定された金額をもとに国へ交付金の申請を行うことで、国から市へ交付金が給付される。この時期に行う申請を交付申請と呼ぶ。

各施設の給付額を算定するにあたり、毎月各施設から「施設状況報告書」を提出してもらうことで情報の更新を行っている。「施設状況報告書」とは、各施設の在園児数や職員の配置状況を把握し、「見込申出書」にて記入した給付額算定のための情報に変更がないかを確認する書面である。当書面をもって月次ベースで給付額を算定している。

11月から12月にかけて、各施設の給付費に係る情報の更新がないかを確認し、国への変更交付申請を行う。変更交付申請を行う理由は各施設に月次で給付するために、暫定で給付予定金額を算定することであり、申請プロセスに大きな違いはなく、変更交付申請後も上述したとおり月次で正確な給付額の調査を行っている。

当事業は毎月全ての施設から情報を収集し調査をした後、情報を集約したうえで国へ交付金の申請及び実績報告を行う業務を行っている。また、市において算定した給付額について、各施設の認識と齟齬がないかを確認するために、各施設に算定結果とその算定過程の送付を行っている。なお、給付額は各施設に所属している園児につき給付されるものであることから、各施設に送付する算定過程には園児の個人情報並びに園児一人当たりの保育料等の情報が記載されることになる。

このように、市は毎月各施設と非常の多くの情報をやり取りしている。令和2年度における対象施設は158施設存在する。収集する情報は各施設同様であり、やり取りをしているフォーマットも各施設で同じものを使用している。これらの情報のやりとりは現在電子メールにて1件ずつ手作業で行っている。

市から各施設へ算定結果を送付するメールだけで月に158通にのぼり、さらに事前の情報確認や修正・再送付等もメールでやり取りしている。加えて、これらのメールは同時期に送付をすることから、短期間に非常に多くのメールを多くの相手先に対して送付をする業務を毎月行っている。このことからメールを誤送信してしまうリスクが存在する。これらの情報は市と各施設が各々管理すべき情報であり、仮に他の施設に誤ってその情報が漏洩してしまった場合には、個人情報漏えいする結果となってしまう。

現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、100を超えるメールについてダブルチェックを行うことは業務過多の要因となり、それはダブルチェックの精度の低下に繋がることが考えられる。

現時点において、市の対応が適切であることから、子ども・子育て支援新制度が開始されてからメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していない。しかし、令和3年度に、メールの誤送信ではないが、保育所の入所事務においてファックスの誤送信による情報漏えい事故が発生しており、対応が求められているところである。したがって、給付に係る事務においても、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入する等、追加のチェック体制を構築することで、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク縮減に努めるべきである。

#### イ サテライト型小規模保育事業費助成事業の必要性について【指摘】

当事業の目的は、「浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金交付要綱」によると「0～2歳児の受け皿確保として、既存の保育所、認定こども園、幼稚園（以下、「保育所等」という。）による小規模保育事業所の開設を促進するとともに、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童の保育所等への円滑な接続を図るため（以下省略）」とあり、補助対象経費は、連携支援コーディネーターを雇用するために必要な報酬等であり、補助対象事業者の要件の一つとして「小規模保育事

業所を平成 31 年 4 月 1 日に新規開設」することが定められている。連携支援コーディネーターとは、連携施設と小規模保育事業所との連携に関する助言や小規模保育事業所における保育の提供終了後、連携施設において継続的に保育を提供するための調整等を行う者をいう。

令和 3 年 4 月 1 日現在、小規模保育事業所が 63（小規模保育事業所 52、事業所内保育事業所 11）あるうち、補助金対象事業者は 2 にとどまっている。その理由を市担当者に質問したところ「補助対象事業者は、小規模保育事業所を平成 31 年 4 月 1 日に新規開設したものであるため」との回答を得た。

当該事業の目的は理解できるものの、連携支援が常時必要であるとは考えにくく、補助上限の年額 4,549,000 円は、保育士の平均給与 363.5 万円（厚生労働省 保育の現場・職業の魅力向上検討会（第 6 回）令和 2 年 9 月 17 日 参考資料 1 より）と比べ高額であること、もし連携支援コーディネーターの必要性が高いのであるならば、補助対象事業者を 2 つにとどめておくのは公平性を欠くことになるなどから、当事業の必要性について検討し、継続するか否かについて見直すべきである。

#### ウ 私立保育所等事業費助成事業における外国人児童保育事業費の補助額の算定基準について【意見】

「浜松市私立保育所等事業費補助金交付要綱」において、私立保育所等事業費助成事業の一部である外国人児童保育事業費の補助額は、私立保育所等に入所している外国人児童数により定められており、外国人児童の定義は、外国籍を有する児童となっている。当該事業の目的は、外国人児童を受け入れている私立保育所等の負担を補助するものであるが、その負担は、児童の国籍のみならず、保護者も含む日本語によるコミュニケーション能力が影響するものと考えられる。

また、厚生労働省の令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究報告書によると、保育所等（同報告書における定義：保育所、保育所型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所）を利用する外国籍等の子ども（同報告書における定義：国籍にかかわらず、父・母の両方又はそのどちらかが外国出身者であると思われる子ども）がいる市区町村において、人力的配置等による支援を行っている割合が約 20%、ICT を活用した言語的支援（翻訳機器の支給・貸出）を行っている割合が約 15%、資料翻訳等の支援を行っている割合は約 15%であり、これらの支援は、保育所等のヒアリングの結果から一定の効果があることがわかる。

これらを踏まえ、外国人児童保育への支援として、入所している外国人児童（外国籍児童）数による外国人児童保育事業費の補助だけではなく、保育所等が必要と考えるものを検討するのが望ましい。

エ 私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の補助率について【意見】

財務部財政課が定めている「補助金見直しに係るガイドライン」によると、「補助率は原則2分の1以内とし、政策的な理由により2分の1を超える補助率とする場合は、理由を明確にする」とある。

しかしながら、私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の一部の補助率が2分の1を超えるものとなっているにもかかわらず、その理由を明確に示した文書はなかった。

これについて市担当者に質問したところ、文書はないものの、その理由は、「財政課から補助率2分の1以下の基準が示される以前から、当該補助事業は実施しており、従来から補助率は10分の10である。その理由として、保育所は、幼稚園と異なり、保育の必要性のある児童を入所させる児童福祉施設であって、児童を無条件に入所させるものではない。児童福祉法第24条において、市町村は保育を必要とする児童は保育所において保育しなければならないと定められており、施設の運営を支援する必要があることから、財政課と協議し、現在の補助率を維持しているもの」との回答を得た。

この点、市では、「補助金評価シート（継続補助金）」によって、毎年度補助金の必要性、予算要求額の内訳等を検討しているため、当該文書に補助率が2分の1を超える政策的理由を記載することが望ましい。

オ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的の設定について【指摘】

在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱に記載の目的は下記のとおりである。

【浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱（抜粋）】

（目的）

第1条 市長は、在園児下の子の優先利用を実施し、この取り組みによって生じる私立保育所等の保育士等の配置を行うための費用の一部を補助することにより、優先利用の維持に努めるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則並びにこの交付要綱の定めるところによる。

在園児下の子の優先利用支援事業は2020年度保育関係予算のうち保育利用支援事業にあたるが、厚生労働省子ども家庭局保育課が出している「2020年度保育関係予算概算要求の概要」によれば、保育利用支援事業の目的は以下のとおりである。

## 【2020年度保育関係予算概算要求の概要（抜粋）】

### （6）保育利用支援事業（入園予約制）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

#### ①「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

#### ②「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

その交付目的をより具体的かつ最適なものにし、交付要綱に明記すべきである。

また、浜松市が作成している在園児下の子優先利用支援事業の説明資料においては、事業目的について「保育施設を利用する保護者の育休終了後の職場復帰を円滑に行うために、在園児下の子の優先利用制度を実施しており、この取り組みによって生じる各施設の保育士等の人件費等の負担を補助する。」と明記されている。

以上より、交付目的は職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消することであり、結果的には待機児童解消や少子化対策としての公益性があると考えられる。

### カ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の指標の最適化について【指摘】

（1）事業の概要に記載したとおり、当該事業の指標は、「保育施設利用定員数」であり、後述サで指摘する保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金と同様に、在園児下の子の優先利用支援事業の目的に対してどの程度の効果があったのか、補助金の有効性についての判断が客観的に可能な指標は設定されていない。

この点、まず、上述オに記載したとおり、在園児下の子の優先利用支援事業としての補助金交付目的をより具体的かつ最適なものとする必要がある。補助金を交付する場合には、目的である当該補助金交付により実現させたいと考える将来のあるべき姿を設定しているはずなので、その将来のあるべき姿を指標として設定すれば自ずと支出の効果（達成度）を測定することができるはずである。そして、補助金の目的の達成度によって、今後の補助金の要否及び補助金額の増加や減少を継続的に検討する必要がある。

したがって、補助金の効果を測定するうえで有用な指標を選定し、補助金の有効性についての判断基準を持つことが必要である。

### キ 配置保育士人数の施設間でのアンバランスについて【意見】

浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の対象となる保育士等の雇用要件

は、以下のとおりである。

【浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱（抜粋）】

（補助対象保育士等の雇用要件）

第6条 補助対象事業者が事業実施に係る保育士等を雇用する要件は、次のいずれにも該当するものとする。

（1） 保育業務及び在園児下の子の保護者や市との連絡調整、保護者への相談対応等を行う者で、年度途中における交代を認める。

また、浜松市が作成している在園児下の子優先利用支援事業事業者向け事務処理マニュアルによれば、資格の有無は問わず1施設につき、複数の雇用も可としている一方で、当マニュアルのFAQの中では、対象児童1人につき重ねて複数の雇用は想定していない旨の記載があり、対象児童1人につき対象保育士は概ね1人であることが分かる。

令和2年度の事業報告書より各施設における対象児童数及び延べ対象期間、並びに補助対象保育士数及び延べ配置期間についてまとめた結果が以下のとおりである。なお、児童の延べ対象期間とは対象児童全員の入所予定月までの期間の合計値であり、保育士の延べ配置期間とは対象保育士全員の配置期間の合計値である。

施設名	対象児童 (人)	A		対象保育士 (人)		B		① A/B
		延べ 対象期間 (月)	資格 あり	資格 なし	延べ 配置期間 (月)			
A	1	11	3	0	18	0.61		
B	7	49	1	1	18	2.72		
C	2	12	1	1	12	1.00		
D	7	46	2	2	20	2.30		
E	5	29	0	2	17	1.71		
F	3	22	0	2	10	2.20		
G	5	32	2	0	22	1.45		
H	3	21	1	1	15	1.40		
I	3	24	0	1	9	2.67		
J	9	57	3	1	21	2.71		
K	3	20	1	1	14	1.43		
L	3	24	4	3	42	0.57		
M	4	38	2	0	18	2.11		
N	4	16	1	2	8	2.00		
O	5	29	2	0	7	4.14		
P	5	28	3	0	11	2.55		
Q	5	29	0	2	18	1.61		
R	5	24	0	1	11	2.18		
S	7	46	2	0	10	4.60		
T	2	11	0	1	10	1.10		
U	5	27	1	0	11	2.45		
V	3	19	3	1	18	1.06		



施設名	対象児童 (人)	A	対象保育士 (人)		B	① A/B
		延べ 対象期間 (月)	資格 あり	資格 なし	延べ 配置期間 (月)	
W	3	16	0	1	10	1.60
X	7	38	3	0	15	2.53
Y	5	32	0	1	11	2.91
Z	2	11	1	2	9	1.22
AA	2	10	2	0	14	0.71
AB	3	20	0	2	8	2.50
AC	7	42	1	3	24	1.75
AD	3	12	4	0	13	0.92
AE	3	20	1	0	9	2.22
AF	3	27	1	0	3	9.00
AG	2	15	1	2	21	0.71
AH	7	39	0	1	11	3.55
AI	7	50	1	1	22	2.27
AJ	2	11	2	1	26	0.42
AK	8	55	0	1	8	6.88
AL	4	25	3	0	13	1.92
AM	3	17	3	1	36	0.47
AN	2	2	1	0	1	2.00
AO	8	58	7	0	12	4.83
AP	2	18	0	4	23	0.78
AQ	5	21	0	1	7	3.00
AR	7	46	3	0	15	3.07
AS	3	18	2	0	10	1.80
AT	2	11	1	0	3	3.67
AU	4	18	1	1	10	1.80
AV	3	8	2	0	4	2.00
AW	7	38	0	1	9	4.22
AX	3	20	1	1	18	1.11
AY	4	16	3	0	19	0.84
AZ	8	31	2	0	14	2.21
BA	3	7	4	0	14	0.50
BB	9	38	2	0	11	3.45
BC	5	34	1	1	20	1.70
BD	2	19	1	0	10	1.90
BE	9	42	2	0	13	3.23
BF	3	19	2	0	11	1.73
BG	7	42	2	0	8	5.25
BH	6	35	2	0	9	3.89
BI	3	16	1	0	11	1.45
BJ	1	8	0	1	8	1.00
BK	4	21	4	0	21	1.00

施設名	対象児童 (人)	対象保育士 (人)		B 延べ 配置期間 (月)	① A/B	
		A 延べ 対象期間 (月)	資格 あり 資格 なし			
B L	2	5	1	0	3	1.67
B M	8	56	4	0	32	1.75
B N	3	23	0	1	9	2.56
B O	6	41	2	0	13	3.15
B P	3	13	2	0	11	1.18
B Q	5	28	1	0	8	3.50
B R	3	10	4	3	28	0.36
B S	1	5	2	0	5	1.00
B T	1	3	0	1	3	1.00
合計	309	1,824	115	53	986	

上表の①A/B は、保育士配置期間に対する児童の対象期間の倍率であるが、最大で9.00倍、最小で0.36倍と事業者によって大きく差があることが分かる。

また、当該補助金は、市が事業者から提出される事業報告書に記載の補助対象保育士等の人数と給料等の支払額に基づき、補助金を交付しており、事業報告書に記載の対象児童の情報と対象保育士の情報については別途提出されている実施申出書等との整合性の確認はなされているものの、対象保育士の配置人数が妥当か否かの検討は行われていない。

資格の有無や勤務形態によっても一律の判断ができない点は考慮しても、過剰な補助となっていないか、若しくは申請に漏れがないかという点にも十分注意して当該補助金の内容を変更することの要否について検討する必要がある。

#### ク 補助金対象外の優先利用に対応する保育士に対する補助について【意見】

浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の対象となる児童は、在園児下の子の保護者が当該児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、優先利用により1歳になる月から1歳6か月になる日の当月までに保護者が復職し、当該児童が入所する場合に限定されている。一方で、浜松市は従来から独自に在園児下の子の優先入園の制度を実施しており、保護者が当該児童が1歳に満たないうちに復職する場合についても優先入園を認めている。

そのため、1歳未満での入園予定の在園児下の子がいる場合については、対応保育士の設置が必要であるにもかかわらず、当該保育士の人件費については補助金の対象外となっている状況である。

この点、優先利用のニーズは非常に高く、また、昨今は児童が1歳に満たないうちに復職するケースも少なくない状況であり、優先利用の維持に努めるため施設の負担は増

加している。現状は、補助金の上限を国庫補助基準額の上限である1施設当たり年額2,406,000円としているが、在園児下の子の優先入園の制度の実施に伴い施設で発生している人件費の全額を調査するなどして、補助金上限額の妥当性の検証を行うなど、当該施策に対する必要な補助が十分に行われているか否かの検討をされたい。

ケ 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書の記載内容について【指摘】

浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書に添付している収支決算（見込）書に記載の決算額には、下記のとおり最終予算額と同額が記載されており、当初予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。

<収入>

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差額 (円)	当初予算額 (円)
市補助金	2,406,000	2,406,000	0	2,406,000
事業者負担	174,537	174,537	0	167,672
合計	2,580,537	2,580,537	0	2,573,672

<支出>

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差額 (円)	当初予算額 (円)
補助対象職員の人件費	2,580,537	2,580,537	0	2,573,672
合計	2,580,537	2,580,537	0	2,573,672

収支決算書の予算額を決算額と同額とすると、補助金額が事業規模に比して過剰となっているのか不足しているのかの判断も十分にできない状況であるため、収支決算書の予算額は当初の予算額をそのまま明示すべきである。

コ 入園予約制について【意見】

2017年9月29日に市長へのご意見箱に、「入園予約制度を取り入れることはできないのでしょうか？」という意見があった。

これについて、現在浜松市は在園児下の子の優先利用支援事業として、保育施設を利用する保護者に限定して予約制度を適用している状況である。しかし、現在の日本において出生数は年々減少しており、令和2年度の出生率は1.34であることが厚生労働省より発表されている。このような状況下において、保育施設を利用する保護者に限定した予約制度は、第1子には適用されないため、一定数の働く親については引続き職場復帰に向けた保育所入園時期に関する不安を解消することができていないのではないかと思料する。

一方で、浜松市の在園児下の子の優先利用支援事業は国が入園予約制度を開始した平成 29 年より前から実施されており、浜松市内の働く親世帯にとっては非常に魅力ある事業であり、評価すべき先行的取り組みである。

以上より、市民の公平性を第 1 に考え、国の想定する入園予約制の導入も含めた在園時下の子優先利用支援事業の在り方について引続き調査・研究していただきたい。

#### サ 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金の指標の最適化について【意見】

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に記載の目的は下記のとおりである。

##### 【浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱（抜粋）】

(目的)

第 1 条 この要綱は、市以外が設置または実施する認定こども園、保育所、地域型保育事業および企業主導型保育事業の保育士を確保するため、補助事業者が雇用する保育士用の宿舍の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助することで、保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続および離職防止を図るとともに、保育士の市外流出を防ぎ、本市への定住を促進していくことを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則並びにこの交付要綱の定めるところによる。

(1) 事業の概要に記載したとおり、現在の事業の指標は、大事業である私立保育所等助成事業の指標である「保育施設利用定員数」が設定されているだけであり、中事業である保育士等確保対策費助成事業の有効性を測定する指標としては利用困難と考えられ、補助事業の効果測定、すなわち補助金支出の効果測定が十分に行われていない。

上述の交付要綱に記載されているとおり、当該補助金を支出する目的は、「保育士の確保」である。そうであるならば、補助事業者が雇用する保育士用の宿舍の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助することにより達成されるであろう「保育士の確保」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みが必要ではないかと思料される。当事業で期待される効果が新たに雇用する保育士等の確保のみならず、既に勤務する保育士等の離職防止にあることから、設定する比較時点の課題はあるものの「保育士の確保」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討されたい。

#### シ 補助対象園の増加及び利用者の増加について【意見】

保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業開始以来、年々対象園及び利用者数が増加しており、財政負担及び事務負担が拡大している状況にある。

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	単位
対象園	37	58	80	園
利用者数	75	122	216	人
事業費	27,587	47,014	84,120	千円
1人当たり事業費	367	385	389	千円

出典：浜松市幼児教育・保育課提出資料を基に監査人が作成

この点、埼玉県さいたま市においては、以下のように1保育施設につき、原則として申請できる戸数は3戸までという制限を設けることで、補助金の効果維持と財政負担・事務負担軽減のバランスを取っている。

**【さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（抜粋）】**

（補助金交付対象の宿舎の戸数）

第7条 補助金交付対象の宿舎の戸数は、1年度につき補助対象者が経営する保育所等の施設数に3を乗じて算出した戸数までとする。

2 前項の規定により算出した補助金交付対象の宿舎の戸数には、補助対象者が、補助金交付申請日の属する会計年度に市外から新規採用した補助対象保育士（以下「市外新規採用保育士」という。）の数を加えることができる。

3 前項の規定により加えた補助金交付対象の宿舎の戸数は、当該市外新規採用保育士が翌年度以降も引き続き補助金の交付決定の対象となった場合に限り、翌年度以降も補助金交付対象の宿舎の戸数に加えることができる。

4 地域型保育事業等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、引き続き施設で受け入れて保育の提供ができるよう、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）第6条第1項第3号に規定する連携協力を行う補助対象者間の補助金交付対象の宿舎の戸数は、連携協力を行う補助対象者間で合意の上、一方の補助対象者が減じた補助金交付対象の宿舎の戸数と同数を他方の補助金交付対象の宿舎の戸数に加えることができる。

また、当該補助金は予算の範囲内において補助金を交付するものであるため、補助金の一人当たり月額第一義的には国によって基準額が定められているが、予算上の制約等も加味して、国の基準額以下の単価を設定することも可能である。

以上より、今後の対象園及び利用者数の増加に備え、基準額の減額等についても検討されたい。

**ス 業務報告書の記載不備について【指摘】**

浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の事業報告書において、補助基準額計算表（日割り計算）があるが、日割り計算の基準となる補助基準額が誤っているケースが数件あった。当該不備は、Excelに入っていた計算式に誤りがあったことにより発生していた。

この点、事業計画書及び事業報告書について、算式の誤りがないように十分な事前チェックを行ったうえで、補助基準額について1か所入力すれば、他の同様の項目も自動入力されるような仕組み作りを行い、人的ミスを最小限にとどめるように工夫する必要

がある。

なお、今回不備のあった報告書においては、日割り計算が不要であったため、算定された補助金額への影響はなかった。

#### セ 事業の指標の最適化について【指摘】

(1) 事業の概要に記載したとおり、現在の事業の指標は、大事業である私立保育所等助成事業の指標である「保育施設利用定員数」が設定されているのみであり、中事業である認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標は、いずれも設定されていない。「保育施設利用定員数」は、私立保育所も含んだ保育施設利用定員数であり、当該指標のみでは、認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の目的である「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」、「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」にどの程度の効果があったのか、補助金の有効性について測定することができない。

上述のとおり、当該補助金を支出する目的は、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」である。そうであるならば、当該補助金を支出することにより達成されるであろう「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みを検討し、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

そして、当該指標を中事業である認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標として設定し、事業シートにも記載する必要がある。

#### ソ 認証保育所事業費助成事業の使用目的の明確化について【指摘】

認証保育所事業費助成事業の補助対象経費は、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱の別表において「認証保育所の保育事業に要する経費」と明記されている。

各保育所から提出された補助事業完了報告書（第7号様式）に添付された事業報告書及び収支決裁書を閲覧したところ、下表のとおり保育所によって補助金の使用方法にバラつきが見られた。また、補助金の使用方法の中には、例えばその他の支出等の補助対象経費に該当するか否か客観的に判断しがたい項目が存在していた。

区分	施設名	補助限度額	補助対象 事業費合計	補助金の使用方法
I類	A	14,327,000	14,327,000	人件費、保育費、給食費、管理費、借地借家料、施設整備費、その他の支出
I類	B	6,171,000	6,171,000	人件費
I類	C	3,468,000	3,468,000	人件費、保育費、給食費、管理費、施設整備費、その他の支出
I類	D	6,625,000	6,625,000	人件費、保育費、給食費、管理費、借地借家料、施設整備費、その他の支出、福利厚生費、保険
I類	E	5,987,000	5,987,000	人件費、保育費、給食費、管理費、借地借家料、施設整備費、その他の支出、福利厚生費、保険
I類	F	7,631,000	7,631,000	人件費
I類	G	4,878,000	4,878,000	人件費
II類	H	2,245,000	2,245,000	施設整備費、その他支出、役員借入返済
II類	I	4,161,000	4,161,000	人件費
II類	J	1,532,000	1,532,000	人件費
II類	K	3,234,000	3,234,000	人件費
II類	L	88,000	88,000	管理費

出典：令和2年度事業報告書を基に監査人が作成

当該補助金の目的は保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図ることであり、補助対象経費は当該目的の達成のために必要となる経費に限定されることが望まれる。要綱に補助対象経費について具体的な例示を記載する等の対応を行い、補助対象経費には該当しない費用に対し補助金を交付するようなケースを未然に防ぐ必要がある。

#### タ 認証保育所事業費補助金の変更交付申請の必要性について【意見】

浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱第5条第3項において、補助事業の内容に変更が生じたときは、変更交付申請書（第5号様式）に（1）変更事業計画書（2）変更収支予算書を添えて市長に提出しなければならない旨の記載がある。

一方で、当該要綱への記載はないものの認証保育所に対する説明資料において、毎月の運営状況及び入所児童に関する下記の書類の提出を求めている。

#### 【浜松市認証保育所事業者向け事務処理マニュアル（抜粋）】

- |  |
|--|
| <p>(1) 提出書類<br/> (ア) 毎月必ず提出するもの（毎月1日時点の状況を記入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童報告書</li> <li>・施設状況報告書</li> <li>・入所児童名簿</li> </ul> <p>(イ) 新規に入所した児童がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童届出書</li> </ul> |
|--|

- ・就労証明書等（保育を必要とする理由に応じた添付書類）
- （ウ） 転居した児童がいる場合
- ・児童転居届出書
- （エ） 退所した児童がいる場合
- ・児童退所届出書
- （オ） 保育を必要とする事由に変更が生じた場合
- ・就労証明書等（保育を必要とする理由に応じた添付書類）
- （カ） 職員の採用、異動および職種変更があった場合
- ・雇用契約書の写し
- ・有資格者の資格証の写し

そのため、補助金算定の基礎となる受託児童数の変更については月次で把握可能な状況であるが、受託児童数の変更があった場合にも変更承認申請の提出がなされている。さらに、変更交付申請書の提出は補助事業完了報告書の提出と同タイミングとなっており、変更交付申請書とその添付書類（以下、「変更交付申請書等」という。）の内容が補助事業完了報告書とその添付書類（以下、「補助事業完了報告書等」という。）の内容と全く同一となっている状況にあり、変更交付申請の実効性は薄いと考える。

毎月の運営状況及び入所児童に関する書類の提出を求めている状況下、変更交付申請のあり方について今一度検討し、変更交付申請書等と補助事業完了報告書等を1つの書類にする、若しくは添付書類については同じ内容のものは1部のみ要求する等、手続きの簡略化を検討することが望まれる。

#### チ 認証保育所事業費補助金の算定について【意見】

補助事業が終了した際に提出される補助事業完了報告書の6内訳表に記載される（事業費の合計額）－（利用料その他の収入の額）の額が全ての園において「補助限度額」と一致しており、事業費の合計額又は利用料その他の収入の額が実際の収支に基づいていない可能性があると考ええる。

浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱の別表において、補助金額は毎月初日の在籍児童数に基本額を乗じて得た金額（補助限度額）と補助対象経費を比較していずれか少ない額と定められており、補助事業完了報告書の6内訳表に記載される（事業費の合計額）－（利用料その他の収入の額）の額と「補助限度額」の額は一致している必要はない。補助事業完了報告書等において補助限度額に合わせた収支が記載された場合、事業の実態が適切に反映されず補助金の支出が不足しているのか過剰となっているのかの判断も十分にできない状況であるため、実際の収支を記載するように全ての園へ指導することが望まれる。



ツ 認証保育所事業費補助金における事業運営・経理状況の調査について【意見】

「浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱」第4号様式4（1）には、「補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。」と記載されている。

しかし、同要綱第6条第2項によれば、補助事業完了報告書等については市長が内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し通知すると記載されているのみであり、認証保育所の事業運営・経理状況の調査を実施する旨は記載されていない。

【浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱（抜粋）】

（完了報告等）

第6条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が終了したとき、速やかに補助事業完了報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

2 市長は、前項により報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

現状では、要綱で想定されている書類審査は実施されており、認証保育所には指導監査も実施していることから、同要綱本文にも、「補助事業等の事業運営・経理の状況を調査する。」旨を記載することが望まれる。

テ 認証保育所利用者補助金の交付額について【意見】

浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱第4条によれば、補助金の交付上限額は月額20,000円（保護者の負担額が20,000円未満の場合除く）となっている。

【浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱（抜粋）】

（補助金）

第4条 補助金の交付額は、現に保護者が負担している保育料の額に対して月額20,000円を上限とする。ただし、保護者が負担している保育料の額が月額20,000円未満の場合は、当該保育料の額とする。

当該補助金は、認証保育所を利用する3歳未満の児童の保護者に対し、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額相当分である月額20,000円を上限に直接保護者に助成をすることで、保育料負担の軽減を図り、保育所の待機児童解消を目的としている。

一方で、認可保育所における3号認定の保育料は同一世帯から2人以上入園している場合に、第2子は概ね半額、第3子以降は0円（無償）となっている。この点、第2子

以降においても一律で月額 20,000 円とする現状の補助金額は、認可保育所の保育料との不公平感を生んでいると考えられる。

これらの問題に対して、以下のような補助金額の設定を行っている自治体がある。

【東京都府中市 認可外保育施設等利用者保育料助成金の補助額】

0歳から2歳児クラスの子（市民税課税世帯）			
	児童1人当たりの助成金の額（月額）		
	第1子	第2子	第3子以降の子
市民税所得割課税額が169,000円を超えない世帯	30,000円	44,000円	57,000円
市民税所得割課税額が169,000円以上397,000円を超えない世帯	25,000円	39,000円	52,000円
市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	20,000円	34,000円	47,000円

注記1：  
 第1子とは、世帯の最年長の子どものことです。  
 第2子とは、世帯の最年長の子どもから数えて2人目の子どものことです。  
 第3子以降の子とは、世帯の最年長の子どもから数えて3人目以降の子どものことです。  
 なお、助成金の対象以外の子どもの年齢は問いません。

注記2：  
 8月分までは令和2年度市民税額、9月分以降は令和3年度市民税額で決定します。  
 調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しません。

注記3：  
 市民税額は、保護者及び同居の扶養義務者の市民税所得割額の合計額です。

注記4：  
 助成金の額が実際に納付した保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度とします。

出典：東京都府中市ホームページ

浜松市においては、第2子以降の認可保育所の保育料との不公平感の解消の点から、一律での助成ではなく、例えば、負担額に応じた段階的な金額設定を行う等の必要性について調査・研究していくことが望まれる。

## 2 幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費）

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業の利用者負担に対する支援を行う。						
事業の概要						
令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化対象施設や無償化対象児童の保護者に対して施設等利用費を支給する。						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	1,254,105			2,847,279		
事業の指標						
指標名称：国制度に基づく幼児教育・保育の無償化の実施						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績値	実施	実施				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費）	扶助費	2,418,862,558

### (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合规性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 事業の指標の最適化について【意見】

(1) 事業の概要に記載したとおり、令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育無償化関連事業は国制度に基づくもので幼児教育・保育の無償化に伴い、地方自治体職員の事務負担は増加したが、職員数が限られている中においては、当該事務を効率的に行うことが課題と思料される。

そのため、職員の事務負担を軽減し効率化に努めるとともに当該事業の指標として、「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」など、実務面での成果目標を掲げることが望ましい。

#### イ 業務マニュアルの作成について【意見】

アにおいて業務の効率化を図り費用を削減することを指標として設定するよう意見したが、その前提として業務マニュアルを作成する必要がある。

現在、幼児教育・保育無償化関連事業において大枠の業務フロー図はあるものの、事務作業の具体的な業務マニュアル等の作成はされておらず、個人のメモレベルにとどまっている。そのため、特定の職員しか知り得ない業務が存在する属人化の状況を生み、担当者の突然の欠如や交代が生じた際に、無駄な手間や時間がかかる恐れがある。

徹底した業務マニュアルの作成により業務の属人化を防ぐことができるほか、業務の洗い出しにより無駄な業務の見直しや効率化を実現でき、ひいては職員のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながると考える。

#### ウ 従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステム統合について【意見】

従来型幼稚園と認定こども園等について、無償化に係る業務フローは同一であるのにも関わらず、同じシステムを使えない状況にある。例えば、預かり保育事業の事務手続きとして、従来型幼稚園の幼保支援システムについては提供証明書を取り込むことでシステム上データが自動入力されるが、新制度適用の幼稚園等の教育保育システムでは、データ取込ができないため1件ずつ手入力をしている。

国が政策的に新制度への移行を促進している状況下において、新制度適用の幼稚園等の施設が今後増加していく中、従来型幼稚園の幼保支援システムにできて便利な機能が新制度適用の幼稚園等の教育保育システムでできないことは問題であり、改善を検討すべき事項である。従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステムの統合を図る、若しくは機能の統一を図ることが望まれる。

#### エ 申請書類等のシステム入力業務におけるRPA（Robotic Process Automation）の活用について【意見】

子育てのための施設等利用給付認定事務について、4月入園児の支給認定申請書類のシステム入力は制度開始直後300時間超を要する業務となっていた。現在は、担当者の経験値も上がり多少業務時間の削減ができてきている状況ではあるが、毎年2,000件ものデータ入力が強いられている状況であることから、RPAや電子申請等を活用した事務作業の効率化を検討されたい。

浜松市においては、保育施設の入所選考結果のシステム入力などにおいて、過去にRPAの活用を検討していた実績があるが、手入力よりかえって非効率になってしまった

とのことであるが、RPAの精度は年々高くなっており、また、AI-OCRであれば紙文書の手書き文字でも誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる。

また、電子申請については無償化対象世帯においては一定程度の需要があり、かつ、浜松市ではすでに保育施設の給付認定申請については電子申請を活用している実績もある。電子申請を採用した場合には、書類は手書きではなくなるため、RPAによる自動入力により効果的に実行可能となることが予想される。RPAによる自動入力が可能となれば、申請内容のチェックが完了したところでRPAにより保育システムへの入力が自動で行われ、大幅な業務時間の短縮につながると考える。

#### オ 各施設への請求業務の効率化及びリスク管理について【指摘】

幼稚園の入園料・保育料について、保護者の負担軽減や他都市の状況等を加味した結果、毎月の保育料を保護者から徴収せず、市から園に無償化分を給付する「法定代理受領」の方法を取っている。そのため、市は毎月施設ごとに請求金額内訳書を作成し、各施設に1件ずつメールで送信し内容の確認を依頼し、その後請求金額の修正・確定を行い、請求書を作成・送付している。

令和2年度には、市から対象となる41施設へ、請求金額内訳書の送付から請求書の送付までに年間約2,000件のメールを送付しており、時間にすると200時間近く要している。加えて、これらのメールは同時期に非常に多くのメールを複数の相手先に対して送付をするため、メールを誤送してしまうリスクが存在する。これらの情報は市と各施設が各々管理すべき情報であり、仮に他の施設に誤ってその情報が漏洩してしまった場合には、個人情報漏洩の結果となってしまう。

現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、全てのメールについてダブルチェックを行うことは過度な業務負担となり、ダブルチェックの精度の低下に繋がりがかねない。

現時点において、市の対応が適切であることから、制度開始以降メールの誤送信をはじめとするメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していない。しかし、令和3年度に、メールの誤送信ではないが、保育所の入所事務においてファックスの誤送信による情報漏えい事故が発生しており、対応が求められているところである。幼稚園の無償化に係る事務においても、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入し、請求業務の電子化を行う等、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク削減に努めるべきである。

#### カ 施設等利用給付の未請求について【意見】

子ども・子育て支援法によれば、施設等利用給付の目的は以下のとおりである。

## 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

また、同法においては、子育てのための施設等利用給付は受ける権利であると第8条に規定されていることで読み取れる。現状、保護者からの子育てのための施設等利用給付の請求が未請求となっているようなケースについては、施設が独自に保護者への督促を行っていることがほとんどで、市は未請求分について個別に管理し通知することはしていない。そのため、退園してしまう年長児の2、3月分については施設での督促ができないことから未請求になる傾向にある。

監査実施時点の令和2年度の施設等利用費請求書の未提出に伴う未払額は、預かり保育で680千円、副食費で1,176千円の合計1,856千円となっている。

施設等利用給付は平等に受給する権利であるため、未請求の解消策として、例えば以下のような対応が考えられる。

- ・ 未請求が多い園については十分な説明がなされていない可能性があるため、十分な説明の依頼をする
- ・ 未請求は外国人が多いため、外国語版の案内を用意する

給付を受ける権利については、子ども・子育て支援法第七十八条によりその時効は2年となっており、市としても今後の支払いの可能性があることから適切に対処すべき課題である。

### 3 私立保育所等助成事業②

#### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」に基づく、認定こども園・保育所の創設・増築及び老朽化や耐震性の劣る施設の増改築などの施設整備による定員増を行うことで、保育所等利用待機児童の解消を図る。						
事業の概要						
認定こども園・保育所の創設・増改築等の施設整備を行う事業者に対して、国や県の施設整備にかかる助成制度に基づき助成を行い、保育所等利用待機児童の解消を図る。						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	721,098			843,015		
事業の指標						
指標名称：保育施設利用定員数（4月1日現在）（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	15,658	16,113	16,913	17,308	17,308	17,308
実績値	15,658	16,123				
指標名称：保育所など利用待機児童数（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	0	0	0	0	0	0
実績値	11	0				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
私立保育所等施設整備費助成事業	負担金補助及び交付金	843,015,000

#### (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

#### (3) 監査結果

ア 施設整備にかかる助成制度における補助金の効果測定について【指摘】

本助成制度は、2つの事業を対象としている。一つは、幼保連携型認定こども園及び保育所を創設や増築することにより、保育所等利用待機児童の解消を図るため、事業者

を募集するものであり、もう一つは、築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性の劣る既存認定こども園・保育所の増改築などについて、事業者を募集するものである。いずれも保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金に該当する事業を補助対象としている。

なお、保育所等整備交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所等の防音壁の整備及び保育所等の防犯対策の強化に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的としている。また、認定こども園施設整備交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として国が交付する交付金である。

浜松市では「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」において、「第2部 子ども・子育て支援」の「第4章事業計画」の「3 量の見込み、確保の内容とその時期」において、ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して令和2年度から令和6年度における量を見込み、認定こども園や保育所の新設等により、待機児童の状況に応じて2号認定・3号認定の定員を確保する旨が明示されている。

令和2年度において、本助成事業の対象となったのは以下の5施設である。

財源：国・保育所等整備交付金

施設名称・設置主体	施設種別	整備種別	定員(人)	補助金総額(千円)	左記の内市負担分(千円)
A	保育所	創設	120	180,478	20,053
B	保育所	創設	60	110,473	12,274
C	保育所	創設	60	115,509	12,834
D	保育所	創設	110	175,857	19,539
合 計			350	729,479	81,051

財源：県・子育て支援体制臨時特例交付金

施設名称・設置主体	施設種別	整備種別	定員(人)	補助金総額(千円)	左記の内市負担分(千円)
E	幼保連携型認定こども園	創設	80	147,162	16,351

出典：浜松市こども家庭部幼児教育・保育課作成資料を監査人が一部加工

市によれば、本助成事業の効果として、430名の定員増が図られたとしている。

なお、浜松市は令和3年4月30日の報道発表において、令和3年4月1日の保育所等利用待機児童数ゼロの達成を公表しており、それによれば令和2年度における定員増は779名であり、これには上表の430名の他、地域型保育事業（小規模保育事業及び事業所内保育事業）や施設整備を伴わない定員増が含まれる。

保育所等利用待機児童数ゼロの達成は、事業目的が達成されたことになり、市の取り



組みの大きな成果であるといえる。一方、市としては、待機児童は、また発生する可能性もあることから、引き続き既存の認定こども園・保育所・幼稚園の増改築等について事業者を募集する方針であるが、そうであれば、今後も事業における補助金の効果を測定していくことになる。

確かに、令和2年度の施設整備事業をもって待機児童数ゼロを達成したことにおいて、これまで助成制度の果たしてきた役割は認められるが、国又は県の整備交付金の助成があるとはいえ、市としても相応の負担の下に行う事業である。浜松市の特性として自家用車による送迎もあり、地域的な偏り等が判明しにくい状況にあること及び今後はオーバーキャパシティの生じる可能性もあることから、令和2年度における779名の定員増と待機児童数ゼロとの関係性が適切であること及び今後事業を実施していくことについて事業目的の十分な分析の裏付があることが望ましい。

従って、事業目的達成に関する補助金の効果測定については、単に定員数増加によるだけではなく、既存の施設の状況や浜松市の地域的な傾向も踏まえ、総合的に判断できるよう今後の事業の必要性についてより深く検討する必要がある。

#### イ 事業の指標について【意見】

(1) 事業の概要において、事業の指標として「保育施設利用定員数」及び「保育所など利用待機児童数」が挙げられている。しかしながら、これらはいずれも一定時点の事実としての数値であるが本来、事業実施の結果として、目的の達成度を明示する必要がある。

上記アで記載のとおり、現状で市として認識しているのは定員増であるが、浜松市では令和3年4月1日で保育所等待機児童数がゼロを達成したことや、今後の少子化をふまえたうえで事業の方向性を見極め、目標となる将来像を示す指標となるよう検討することが望ましい。

#### ウ 補助金の対象となった購入備品の管理について【指摘】

本補助事業の対象経費には、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等の工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用等が含まれている。

これら事業費の補助金交付対象である工事費において、本体工事契約内に備品費が含まれており、その内容は厨房機器や保育用品等が該当する。こうした補助金の対象となった備品については、市に対して支出済工事費費目別内訳書によって内訳が提出されており、その取扱いについて「浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱」第5条第

4号において、以下のとおり規定されている。

浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱

第5条 (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、(中略)市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

上記によれば補助対象となった備品は、所定の承認を得ずに事業者の判断で処分できないこととされている。

令和2年度実施事業について各事業の工事費内訳書を閲覧し、備品費について上記規定に基づきどのような管理を行っているかを確認したところ、本体工事に含まれる厨房機器については施工時に所管課の職員が確認しているとのことであったが、その確認を行った証跡の判明する文書としての記録はなく、またそれ以外の保育用品等の備品については、特に市として現物の確認は実施しておらず、その後の譲渡など処分の申請等は提出されていないとのことであった。

補助対象に含めた場合、例え少額であっても上述の規程の適用をうけるので、仮に事業者側で適切な管理を行っていると判断しても、その状況を市の所管課は定期的にモニタリングしていく必要があり、そのためのルールを明確に定め、遵守していく必要がある。

今後は、対象物品の管理状況について市の所管課による備品の確認方法について明確にし、厨房機器のように現物の確認を行ったのであれば、その確認記録を文書化し、それ以外の備品についても、金額などの基準を定めて、その所在について市として現物確認を行うか、もしくは事業者定期的に報告を求める体制とすべきである。

## 4 私立幼稚園助成事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
私立幼稚園等における教育の振興や、私立幼稚園等による子育て支援機能の充実を図る。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園教育振興等事業費補助金 市内から通園する園児が受ける幼児教育の質の向上を図るため、市内私立幼稚園等が行う幼児教育環境整備等に充てる事業の一部を補助する。また、教職員等の質の向上を図るために浜松市私立幼稚園協会が行う研修事業の一部を補助する。</li> <li>・子育て支援事業業務委託 子育て環境の整備促進、個性豊かな人づくりの推進、幼児教育の推進が図られるよう、家庭教育講座実施事業、子育て相談事業など9事業について浜松市私立幼稚園協会へ業務委託を実施する。</li> <li>・幼稚園型一時預かり事業 教育時間の前後に預かり保育を実施する施設に対して、事業を行うために要する経費の一部を補助する</li> </ul>						
事業費						
区分		令和元年度		令和2年度		
決算（千円）		185,963		183,580		
事業の指標						
指標名称：補助対象団体への執行率（％）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	100	100	100	100	100	100
実績値	100	100				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
私立幼稚園教諭振興助成事業	報償費	9,550
	負担金補助及び交付金	168,860,253
私立幼稚園子育て支援事業	委託料	14,710,000

### (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 適切な事業の指標の設定について【指摘】

事業シートにおける「主な事業活動・事業成果 指標」において、「補助対象団体への執行率」を掲げ、目標値 100%に対して実績値 100%となり、「指標の達成度は計画どおり、私立幼稚園における教育の振興や、私立幼稚園による子育て支援機能の充実を図ることができた。」としている。しかし、当該事業の目的は、「私立幼稚園等における教育の振興や、私立幼稚園等による子育て支援機能の充実を図る。」ことであって、「補助対象団体への執行率」は、その目的の達成を補助するための手段（補助金の交付）の実行率であり、事業の目的を果たしているかを図るための事業活動・事業成果の指標としては適切ではない。

例えば、①私立幼稚園教育振興等事業費補助金事業であれば、私立幼稚園の教育環境・設備環境の満足度（教職員、保護者のアンケート）、教職員の資質水準（教職員自身の資質向上に関する意識調査、保護者のアンケート）等、②子育て支援事業業務委託事業であれば、参加者数（率）、満足度、③幼稚園型一時預かり事業であれば、利用者数、利用率等、事業の目的に照らし、支出とそれによって達成される効果がより明確に把握できる適切な指標を検討し、設定したうえで、事業評価していく必要がある。

#### イ 水窪地域における就学前施設の在り方について【意見】

水窪地域においては、中山間地区の中でも少子化が進んでいる（市の資料によると 0～5歳児童数は、平成 19 年 4 月 1 日に 64 名に対し、令和 2 年 4 月 1 日は 15 名）が、就学前施設は私立水窪幼稚園のみである。同園以外の水窪地域の最寄りの就学前施設は、市立佐久間幼稚園であるが、車で 40～50 分（約 22 km）の距離にあり、そちらに通うのは現実的ではないため、水窪地区に就学前施設が必要であり、地域住民もその要望を持っている。

現状、市としては、「私立幼稚園教育振興等事業費補助金」により、私立幼稚園の運営に必要な補助を行っているが、今後、少子化が大幅に改善することは期待できず、私立水窪幼稚園の運営継続が困難になりつつあると考えられる。そのため、水窪地域の就学前教育について、地域住民からの要望にも応えるべく、これまでどおり私立水窪幼稚園を補助する立場を継続するのか、若しくは、市の事業として実施している「保育ママ事業」等の他の事業へ移管することができないのかなど、持続性のある就学前施設の提供に向けて、総合的な観点から市として積極的に検討していくことが望まれる。

#### ウ 私立幼稚園教育振興等事業費補助金 交付額算定資料の誤りについて【指摘】

私立幼稚園教育振興等事業費補助金を交付するにあたり、幼稚園から実績報告書の提出を受け、市が、補助金交付要綱の規定に基づいた算定資料により、交付額を決定している。当該算定資料の中で、幼稚園から提出された実績報告書に記載された決算額 2,340,000 円を転記すべきところ、予算額 2,550,000 円を転記しているものがあった。結果的に補助金交付額に誤りはなかったが、補助金交付額の算定に当たっては、誤りを防止するため、幼稚園から提出された実績報告書から転記しやすい算定資料のフォーマットの工夫や適切なチェック体制を整えることが必要である。

#### エ 教員等確保対策費助成の実施の検討について【意見】

市以外が設置又は実施する認定こども園、保育所、地域型保育事業及び企業主導型保育事業（以下、「私立保育所等」という。）においては、保育士を確保するべく、保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続を図るとともに、保育士の市外流出を防ぎ、本市への定住を促進していくことを目的として、「浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱」にて、補助事業者が雇用する保育士用の宿舍（賃貸マンション、アパート等）の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助している。

一方、私立幼稚園においては、同旨の補助金はないが、「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」において質の高い教育・保育の提供するための取組みとして「保育教諭、保育士の確保」の中で「市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、保育士等の処遇や労働環境等の向上を図るための支援を行います。」としている。

また、浜松市私立幼稚園協会からは、私立幼稚園が必要な幼稚園教諭を確保するため、幼稚園教諭が働きやすい環境を整備し、就業を図る観点で住宅手当の助成についての要望書が提出されているとのことである。

以上より、私立保育所等との公平性及び現場からのニーズにこたえるべく、私立幼稚園においても同旨の補助金の設定を検討することが望ましい。

#### オ 子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務 委託事業完了報告書及び委託事業収支決算書の記載について【指摘】

子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務は、業務仕様書において「成長の大きな節目である幼児期の子どもとその保護者を対象にした親子のふれあいWEBイベントを実施し、家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援の事業により、次世代を担う子どもの健全育成を図ることを目的とする」とある。

また、業務仕様書において、業務内容が以下のように定められている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企画・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画設計、運営</li> <li>② 特設ページ及びコンテンツの作成・公開・運営管理</li> <li>③ 特設ページ及びコンテンツ全体に関する仕様</li> </ul> </li> <li>(2) 広報関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>① チラシによる広報</li> <li>② その他広報</li> </ul> </li> <li>(3) 感染症対策</li> </ul> |
|---|

委託業務終了後に受託者から提出される委託事業完了報告書において、事業内容は「親子ふれあい遊び等の製作とWEB配信」とあり、参加人数は「約10,000人」、事業の成果および意見要望等には、「コロナ感染拡大防止のため、会場に集まったのイベントは開催できなかったが、WEBを使って親子で触れ合う遊びを紹介することができた。コロナ禍で家庭での過ごし方を提供するうえでも効果があったと思う。」との報告がなされている。

また、委託事業完了報告書と同時に提出される委託事業収支決算書において、支出の部の金額が、委託料である収入額と同額が記載されている。委託料の水準を考慮して支出項目を決定し業務を行っていることは合理性があるが、同額というのは考えにくく、委託料である収入額に合わせて作成されていることが考えられる。

ここで、業務委託契約書において、委託者（市）は、業務完了報告書等を受理したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。

そのため、市は、委託事業が仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを確かめるために、委託事業完了報告書に記載される事業内容について仕様書等に定める内容等に照らして記載させる、参加人数はWEBであればアクセス数が明確になるためその数値を求めるべきであり、また、事業の成果においては、受託者の主観的なコメントではなく、参加者にアンケートを実施し、満足度・要望等を収集することで次のイベントの改善につなげるなど、委託事業完了報告書の記載の充実を求める必要がある。さらに、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。

カ 子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務 委託事業費収支決算書の記載について【指摘】

子育て支援事業業務委託 子育て支援事業業務は、子育て支援事業実施要項において「少子化や核家族化が急速に進展し、子育てに不安を持つ親が増加している中で、子育て

て支援の、より一層の充実が強く求められていることから、家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援を目的とした事業の実施に取り組むこととする。」と趣旨が定められている。

また、同実施要項において、委託内容が以下のように定められている。

- |                          |
|--------------------------|
| (1) 家庭教育講座実施事業           |
| (2) 子育て相談事業              |
| (3) 子育て情報提供事業            |
| (4) 子育てサークル活動支援事業        |
| (5) 保護者の保育参加支援事業         |
| (6) 幼稚園、保育園、学校との交流支援事業   |
| (7) 地域との交流促進事業           |
| (8) 未就園児及びその保護者への子育て支援事業 |
| (9) 子育て支援交流イベント事業        |

さらに、事業の開催に必要な経費は以下のとおり定められている。

- |     |          |   |
|-----|----------|---|
| (1) | 報償費      | ・講師謝礼等  |
| (2) | 旅費       | ・講師交通費等   |
| (3) | 需用費      | ・教材費…テキスト、<br>・消耗品費…文具、紙類等<br>・印刷製本費…資料、チラシ等の印刷 |
| (4) | 食糧費      | ・講師用茶菓子代、講師食事代、食材料等                             |
| (5) | 役務費      | ・通信費等…講師等への連絡用郵便料等                              |
| (6) | 使用料及び賃貸料 | ・賃借料など…教材、会場などの借上料など                            |
| (7) | 負担金      | ・各種イベント参加負担金等                                   |

当該委託事業は各私立幼稚園が実施することになるが、実施後に各園から提出される委託事業収支決算書が、全ての園で支出の部の金額の合計と委託料である収入額と同額になっている。実際の支出は、上述の必要な経費に記載のとおり多岐にわたり、消費税込みの金額もあることから、全ての園で委託料である収入額と同額であることは考えにくく、実際の支出額ではなく、委託料である収入額と同額となるように作成されていると考えられる。

ここで、業務委託契約書において、委託者（市）は、業務完了報告書等を受理したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。

そのため、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。

## 5 市立保育所管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
市立保育所の管理運営、保育材料・給食賄料等の経費を支出し、適正な保育の実施や修繕・工事等の施設整備をすることで、市立保育所の保育環境の充実を図る。また、一時預かり、延長保育及び親子ひろば等市立保育所での特別保育の推進を図る。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所運営事業 施設の維持管理、職員の研修に係る経費負担、保育の実施に係る臨時保育士の任用賃金等を支出し、市立保育所での適正な保育を実施する。</li> <li>・保育材料・児童給食賄料事業 市立保育所での献立作成及び保育材料、給食の提供を行うことにより、保育の実施及び食育の推進を図る。</li> <li>・市立保育所特別保育推進事業 多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、延長保育事業及び親子ひろば事業等、市立保育所での保育サービスの拡充、推進を図る。</li> <li>・市立保育所施設整備事業 市立保育所の修繕・工事等により、施設の維持管理、保育環境の整備を図る。</li> </ul>						
事業費						
区分		令和元年度		令和2年度		
決算（千円）		727,397		343,734		
事業の指標						
指標名称：園内外職員研修の参加延人数（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
実績値	3,843	3,309				
指標名称：施設長寿命化工事の実施（R1～累計）（件）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	5	10	11	12	13	14
実績値	5	10				

現在、市立保育所等管理運営事業にて運営している市立保育所は下記の20園である。浜北区及び天竜区には市立保育所は存在しない。

区	施設名称	所在地	定員（人）
中区	南保育園	浜松市中区浅田町 73-39	120
中区	鴨江保育園	浜松市中区鴨江二丁目 8-1	140
中区	花川保育園	浜松市中区西丘町 1000	80



区	施設名称	所在地	定員（人）
中区	江西保育園	浜松市中区神田町 176	110
中区	権現谷保育園	浜松市中区富塚町 1480-1	140
中区	佐鳴台保育園	浜松市中区佐鳴台三丁目 30-1	140
中区	寺島保育園	浜松市中区寺島町 285-5	130
中区	西保育園	浜松市中区布橋二丁目 4-17	110
東区	中ノ町保育園	浜松市東区中野町 2598-2	80
東区	積志保育園	浜松市東区有玉北町 1264	120
東区	笠井保育園	浜松市東区笠井町 1284	90
西区	神田原保育園	浜松市西区西山町 2150-2	100
西区	舞阪第1保育園	浜松市西区舞阪町弁天島 3885	80
西区	舞阪第2保育園	浜松市西区舞阪町舞阪 2659-3	90
西区	雄踏保育園	浜松市西区雄踏町宇布見 5461	140
南区	可美保育園	浜松市南区若林町 70-1	150
北区	三方原保育園	浜松市北区東三方町 21-1	110
北区	引佐保育園	浜松市北区引佐町井伊谷 717	90
北区	三ヶ日保育園	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日 811-5	120
北区	都筑保育園	浜松市北区三ヶ日町都筑 1789-6	90

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
市立保育所運営事業	旅費	335,124
	需用費	54,471,897
	役務費	10,356,458
	委託料	24,177,986
	使用料及び賃借料	14,085,752
	備品購入費	6,044,111
保育材料及び児童給食賄料事業	需用費	194,043,897
	備品購入費	968,000
市立保育所特別保育推進事業	報償費	115,000
	需用費	5,301,667
	役務費	180,000
	備品購入費	1,090,576
市立保育所施設整備事業	委託料	6,611,932
	工事請負費	20,422,970
	備品購入費	5,528,300

## (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

### ア 長期的な修繕計画、施設整備計画について【意見】

市立保育所については、下記のとおり老朽化が進んでおり、長期的な修繕計画、施設整備計画を策定し、長期的な施設の利用可能性を高めていくことが必要である。浜松市は、平成 29 年に「浜松市公共建築物長寿命化計画」を策定しており、「浜松市公共建築物長寿命化計画」は、『「浜松市公共施設等総合管理計画」及び「浜松市公共建築物長寿命化指針」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的』としている。

改修を計画的に行い、長期的な財政負担の軽減・平準化をするのであれば、個別施設について、数年（2～4年）ごとに区切り、どの施設においてどの部位を（たとえば、「屋根」、「外壁」、「機械設備」、「電気設備」、「大規模改修」、「その他」などの分類が考えられる）修繕するかの計画を立案し、大まかにかかる経費を見積もっておくことが必要である。しかし、現状は施設ごとに大まかに修繕の優先順位をつけるのみでそのような計画を立案していない。改修を計画的に行い、長期的な財政負担の軽減・平準化するためにも、具体的な修繕計画の立案が必要と史料される。

資産登録年が古い施設

資産登録年	施設名称
昭和 45 年	神田原保育園
昭和 47 年	舞阪第 2 保育園
昭和 48 年	積志保育園
昭和 50 年	南保育園、中ノ町保育園
昭和 51 年	花川保育園
昭和 52 年	鴨江保育園、江西保育園
昭和 53 年	権現谷保育園
昭和 54 年	佐鳴台保育園、寺島保育園、西保育園
昭和 56 年	三ヶ日保育園
昭和 57 年	舞阪第 1 保育園、三方原保育園
昭和 58 年	都筑保育園
昭和 61 年	引佐保育園
平成 3 年	可美保育園

資産登録年	施設名称
平成 5 年	笠井保育園
平成 6 年	雄踏保育園

出典：幼児教育・保育課より提供資料を監査人編集

#### イ 適切な事業指標の策定について【意見】

市立保育所管理運営事業では、事業の指標として、園内外職員研修の参加延人数、施設長寿命化工事の実施が掲げられている。このうち、園内外職員研修の参加延人数に関して根拠となっているのは、過去の研修の受講実績であり、過去の受講水準を維持することが目標とされている。しかし、職員の研修受講によりどの程度保育水準の維持向上に役立っているかの効果は不明である。また、市立保育所の保育環境の充実に資しているかどうか判定可能な指標や、施設長寿命化工事の指標に関して根拠となっているのも、あくまでも計画数である。事業自体の良し悪しを判定し次年度の政策に生かしていくことのできる指標を検討することが望ましい。

#### ウ こども園化の要否に関する政策上の検証について【意見】

浜松市においては、公立のこども園は存在せず、全て公立の保育園又は幼稚園のいずれかとなっている。

#### 再編計画の経過

年月	概要
平成 26 年 6 月	教育委員会において、子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編の考え方が定められる。
平成 26 年 7 月	全区の区協議会に対し、再編計画（29 年度末の 13 園の閉園計画等）を諮問
平成 26 年 8 月	多数の区から再検討を要する旨の答申を受ける。
平成 26 年 9 月	教育委員会及び全区の協議会において、29 年度末の 13 園の閉園計画の取り下げ等を報告
平成 27 年 3 月	次のよう今後の対応を説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市一律の基準ではなく、地域性等を考慮しながら、検討段階から保護者・地域への説明・協議を行い、園の方向性について合意形成を図る。</li> <li>・園児の少ない園を中心に、保護者・地域との意見交換の場を個別に設定し、園児数の状況と地域事情等を踏まえ、今後の方向性について検討を進める。</li> <li>・平成 27 年 4 月からは幼児教育・保育課が担当する。</li> </ul>

出典：幼児教育・保育課より提供資料を監査人編集

平成 27 年時点においては、どちらかというと、幼稚園の再編という文脈でこども園

化が検討されていた。しかしながら、待機児童ゼロを達成した浜松市において、今後の少子化と効率的な行政運営という観点から、全体としての供給過多による非効率な運営につながらないように、早々に手を打つ必要がある。また、子ども・子育て支援新制度が施行された当初とは異なり、他自治体でのこども園化移行後の実績も多く積み重なっている。それらの情報も踏まえ、長期的に効率的な保育サービスを維持できるような政策立案をする必要がある。

#### エ 福祉サービス第三者評価への対応について【意見】

浜松市では、福祉サービスの向上のため、「静岡県福祉サービス第三者評価事業」による第三者評価を受けていた（※）。過去5年以内の評価において、改善を求められた際は、評価結果を施設と共有するのみで、他の園でも同様の事例がないか調査を行ったり、改善状況について文書化及びモニタリングを行ったりといった対応をしていなかった。

今後、何らかの第三者評価を受けた際には、その結果を最大限に活用するため、改善を求められた事項に対する対応結果の文書化を含めた、対応手順の標準化が必要である。

（※）静岡県公式ホームページ：

静岡県福祉サービス第三者評価事業＞評価結果の公表  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/chifuku/daisansha/contents/hyoukakekka.html>

## 6 市立幼稚園運営事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
市内 60 園の市立幼稚園を適正に管理・運営し、園児が安心して学べる環境づくりを図る。						
事業の概要						
幼稚園管理運営上において必要な光熱水費、備品・建物修繕費等の管理運営経費を確保し、充実した幼稚園運営を行う。						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	213,155			245,351		
事業の指標						
指標名称：－（指標の設定はされていない）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	－	－	－	－	－	－
実績値	－	－	－	－	－	－

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
市立幼稚園運営事業	需用費	167,119,078
	役務費	21,128,516
	使用料及び賃借料	46,334,939
	原材料費	826,650
	備品購入費	9,928,181
	負担金補助及び交付金	13,200

### (2) 手続き

市立幼稚園運営事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）、及び抽出した3園の現地視察を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 適切な「事業の指標」の設定について【指摘】

事業の指標は、事業目的を達成するために、当該事業の主要な活動又は成果を定量的に評価するものである。事業内容によっては指標を数値化しづらいものがあるが、基本

的には、全ての事業において指標の設定が必要であると考えられる。

(1) 事業の概要に記載したとおり、本事業には事業の指標が設定されておらず、活動又は成果を客観的に評価することが困難な状況であると考えられることから、適切な事業の指標を設定すべきである。

当該事業の目的は、「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」である。そうであるならば、市内 60 園の市立幼稚園を適正に管理・運営することによる「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」の達成度合いが把握できるような仕組みを検討し、達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

#### イ 物品検査のフォローアップについて【意見】

幼稚園における物品の適切な管理を図るため、「浜松市物品管理規則第 44 条～第 49 条」及び「浜松市物品管理の検査等に係る要領」に基づき物品検査が実施されている。各幼稚園に対して 3 年に 1 度の実地検査をローテーションにより実施しており、実地検査対象外の幼稚園についても、備品台帳及び備品配置図を提出させるとともに、年 1 回以上、現品との照合を行うよう指導している。実地検査時には、4 つのチェック項目を基本とした抽出による検査を実施しており、リース物品や P T A 等の他団体が所有する物品も対象としている。令和 2 年度における検査結果の概要は次のとおりである。

令和 2 年度 浜松市立幼稚園物品検査結果一覧

チェック項目	指導件数
1 備品台帳と現品の照合	23
①所管替指導	0
②備品確認指導	0
③備品シール指導	6
④使用場所変更指導	7
⑤返納処分指導	1
⑥規格修正指導	0
⑦台帳登録指導	9
2 備品の使用・保管状況	0
①物品の使用、管理について指導	0
②指定物品の在庫について指導	0
3 物品関係書類の整理状況	1
①物品管理者等事務引継書について指導	0
②納品書とコアら検収処理について指導	0
③納品処理について指導（契約書の保管状況）	1
4 その他	9
①事務机、椅子の数量について指導	0
②備品配置図について指導	9
③物品所有者管理について指導	0
合 計	33

主な指導内容は、備品台帳の登録内容の誤りがある、備品シールが貼付されていない・剥がれている物品がある、備品配置図の記載に誤りがあるといったものであり、実地検査当日に検査員が口頭で指摘し修正を促しているが、その後適切に修正がされたことの確認はされていないとのことである。

指導事項への修正対応が確実になされるために、是正報告書を整備し、幼児教育・保育課が各園の改善状況をフォローアップできる体制を確立することが望ましい。また、検査対象外の幼稚園も含め検査結果が共有されていないが、指導事項を共有することで、自園へフィードバックすることが可能となり、各園の物品管理の精度が向上するものと考えられる。

#### ウ 寄附物品受入に係る事前協議書の作成について【指摘】

幼稚園において寄附の受入を行う場合は、寄附物品受入伺書及び寄附物品報告書を幼児教育・保育課へ提出することとされているが、事務マニュアルにおいて、寄附物品受入の判断資料にするため、合計金額が5万円以上のものについては、寄附物品受入伺書を起案する前に事前協議書を幼児教育・保育課へ提出することとされている。

寄附物品受入伺書、寄附物品報告書及び事前協議書の綴りを閲覧したところ、合計金額が5万円以上の寄附物品にも関わらず、事前協議書が作成されていないものが散見された。事前協議書を作成する目的は、比較的高額な寄附物品受入の判断資料にすることであり、事務マニュアルに沿った適切な運用が求められる。

#### エ 園における現金管理について【指摘】

ある幼稚園の現地視察をした際に現金を保管するキャビネット内を確認したところ、不明金が210円発見された。210円のうち100円は園児による拾得金、110円は数年前に職員の親睦会の廃止に伴う余剰金の可能性があるとのことであるが、過去のことであり詳細は不明である。

また、他の課による定期監査等において現金関係の確認は実施しているものの、幼児教育・保育課は実施していないとのことである。物品検査で園に訪問する際に、貴重品を保管する金庫や鍵付きキャビネット内の実査を実施すべきである。

#### オ 公用車の保有について【意見】

幼稚園が保有している公用車の概要は次のとおりである。なお、延べ使用回数（回）及び述べ走行距離（km）は令和2年度の実績である。

公用車の概要

No.	配置園	登録年	延べ走行回数(回)	延べ走行距離(km)	用途
1	高台幼稚園	平成7年	34	477	庶務
2	奥山幼稚園	平成5年	20	159	庶務
3	引佐幼稚園	平成8年	171	551	庶務
4	西気賀幼稚園	平成9年	116	172	給食の運搬
5	金指幼稚園	平成8年	75	662	庶務
6	伊平幼稚園	平成8年	24	397	庶務
7	伊目幼稚園	平成8年	92	740	庶務
8	引佐北部みさと幼稚園	平成12年	113	1,355	庶務
9	大崎幼稚園	平成23年	146	2,296	給食の運搬
10	舞阪幼稚園	平成13年	279	4,153	給食の運搬

出典：幼児教育・保育課作成資料

公用車の利用実績は非常に少ないこと、保有していることにより修繕費等の経費がかかること、及び公用車を保有しない園との公平感を保つためにも、給食の運搬用として必要な西気賀幼稚園、大崎幼稚園及び舞阪幼稚園を除いて公用車を廃止するのが最良な選択であると考えられる。

カ 市立幼稚園の園庭の無償貸付について【指摘】

市立幼稚園の園庭を、地域の自治会に対して無償で貸付をしている事例がある。園庭は行政財産に該当し、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」（浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条、第4条の2）目的であれば、無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができるとされている。この場合、借主は行政財産使用許可申請書（浜松市公有財産管理規則第9条）を提出し、市は当該申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとされている（行政財産の使用許可に関する事務処理要領 第3条、第4条）。

本事例に関しては、行政財産使用許可申請の提出はされておらず、幼稚園開園当時から地域の自治会が集会目的又は子どもの遊び場として使用してきたという経緯があるようであるが、詳細な経緯は明らかではない。また、使用範囲も明確ではなく遊具や水道等の備品も使用されているとのことである。仮に当該園庭内で事故が発生した場合には、市の管理責任が問題となる可能性も大いにあると考えられる。

地域密着の園ということからは認められるべき事例であると考えられるが、一方では定められた手続きを経ずに例外を認めてしまっていることも事実である。慣例的に認めてきた事実流されることなく、定められた手続きを経て園庭の使用を許可するか否かの判断を実施する必要がある。



キ 市立幼稚園各園の方向性の検討について【意見】

出生率の低迷による急速な少子化の進行や、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育て関連施策の質・量両面の不足、子育ての孤立感・負担感の増大、深刻な待機児童問題等、様々な問題の解決を目指し、平成 27 年 4 月から国の「子ども・子育て支援新制度」が施行された。新制度は、子どもや子育てに対する支援を質・量ともに充実させようというもので、具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育事業等への給付を創設するとともに、認定こども園制度を改善して幼保一体型を促進し、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るものとされている。

そうした中、浜松市では、「第 1 期浜松市子ども・若者支援プラン（平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年計画）」を策定し、保育所等利用待機児童対策等、子どもや子育て家庭に対する様々な施策を推進し、課題解決に取り組んできた。当該プランも 2 期目に入っているが、令和 3 年 4 月 1 日現在の浜松市における保育所等利用待機児童数はゼロとなり、一定の成果が認められるところである。

その一方で、浜松市立幼稚園の利用児童数は近年大幅に減少してきている。この原因としては、中山間地域における園児数が減少したこと、各家庭のライフスタイルに変化が生じ就労等による保護者の保育ニーズが高まったこと、新制度導入時に保育料を保護者の所得に応じた応能負担とした（従来は月 7,000 円であったが、応能負担としたことにより私立幼稚園と同程度の保育料となった。なお、現在はどちらも無償化の対象となっており保護者負担はない。）ことによる公立離れが加速したこと等が考えられる。平成 27 年から令和 3 年までの浜松市立幼稚園の利用児童数の推移は次のとおりである。

浜松市立幼稚園の利用児童数推移

各年度 4 月 1 日現在

施設名	利用定員	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
花川幼稚園	30	28	30	21	19	12	8	8
中区小計	30	28	30	21	19	12	8	8
和田幼稚園	80	80	69	59	52	36	23	18
与進幼稚園	120	118	85	79	62	72	76	70
豊西幼稚園	90	79	83	78	87	70	68	59
笠井幼稚園	80	69	56	51	47	39	45	48
中ノ町幼稚園	70	66	58	47	39	30	35	38
万斛幼稚園	90	76	71	62	51	46	43	48
有玉幼稚園	100	92	76	48	33	24	21	33
橋爪幼稚園	140	138	133	126	133	109	94	73
東区小計	770	718	631	550	504	426	405	387
神久呂幼稚園	80	72	51	46	36	30	30	22

施設名	利用 定員	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
伊佐見幼稚園	50	41	37	31	27	30	31	25
古人見幼稚園	20	14	—	—	—	—	—	—
和地幼稚園	40	31	24	17	14	18	14	14
北庄内幼稚園	80	74	62	57	45	38	25	32
村櫛幼稚園	60	54	29	24	22	23	25	18
舞阪幼稚園	80	76	45	36	18	16	8	10
雄踏幼稚園	260	248	229	189	166	141	116	103
西区小計	670	610	477	400	328	296	249	224
南の星幼稚園	60	50	40	28	22	21	21	21
芳川幼稚園	70	66	57	46	35	30	22	29
白脇幼稚園	80	76	68	50	49	43	51	46
飯田幼稚園	70	62	60	43	32	23	17	15
可美幼稚園	170	160	124	119	102	95	70	65
南区小計	450	414	349	286	239	212	181	176
豊岡幼稚園	130	114	103	94	71	63	42	38
三方原幼稚園	70	58	63	45	40	33	21	20
相生幼稚園	70	69	53	61	63	53	45	39
西気賀幼稚園	20	11	9	10	11	13	9	5
伊目幼稚園	50	45	32	22	19	20	17	12
中川幼稚園	80	70	73	66	67	66	57	49
中央幼稚園	60	55	54	43	32	30	26	25
高台幼稚園	40	37	30	22	22	25	25	26
引佐幼稚園	120	114	121	106	124	98	95	73
金指幼稚園	20	20	26	25	16	9	6	8
奥山幼稚園	40	31	25	26	21	16	21	18
伊平幼稚園	20	12	18	13	11	10	12	9
引佐北部みさと幼稚園	30	24	25	20	16	13	7	10
尾奈幼稚園	50	44	43	43	35	41	36	35
大崎幼稚園	20	21	25	29	36	36	22	18
平山幼稚園	30	27	27	25	22	19	17	15
北区小計	850	752	727	650	606	545	458	400
小松幼稚園	110	109	102	86	65	56	55	52
平口幼稚園	60	49	43	31	29	23	17	15
北浜南幼稚園	120	113	113	90	82	75	71	54
北浜中央幼稚園	120	118	110	96	89	78	70	54
北浜北幼稚園	40	30	32	30	34	21	22	19
北浜東幼稚園	80	75	65	58	46	47	36	29
中瀬幼稚園	180	179	174	176	159	152	133	111
上島幼稚園	30	28	33	32	33	26	30	25
赤佐幼稚園	80	78	77	70	55	48	48	55
赤佐西幼稚園	80	71	69	61	63	51	48	37
宮口幼稚園	100	99	99	88	84	73	64	54
新原幼稚園	90	85	83	63	57	49	40	31
内野幼稚園	150	140	122	95	77	67	53	49

施設名	利用 定員	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
浜北区小計	1,240	1,174	1,122	976	873	766	687	585
二俣幼稚園	90	82	67	64	63	57	47	36
光明幼稚園	120	111	106	88	82	84	83	83
鏡山幼稚園	10	5	4	—	—	—	—	—
竜川幼稚園	10	8	6	7	10	8	5	—
熊幼稚園	10	8	5	6	4	3	5	6
上阿多古幼稚園	30	19	17	12	4	3	4	5
下阿多古幼稚園	30	23	21	11	14	7	10	14
犬居幼稚園	20	14	14	12	8	8	14	11
気田幼稚園	40	28	23	22	21	19	21	15
浦川幼稚園	20	17	18	9	5	2	2	2
佐久間幼稚園	20	12	12	13	12	9	8	4
城西幼稚園	10	2	—	—	—	—	—	—
天竜区小計	410	329	293	244	223	200	199	176
計	4,420	4,025	3,629	3,127	2,793	2,457	2,187	1,956

令和3年4月1日時点の定員充足率、及び平成27年4月1日の利用児童数を100とした場合の増減率は次のとおり算出される。なお、定員充足率については、閉園した古人見幼稚園、城西幼稚園、鏡山幼稚園は除いて計算している。

区	幼稚園数	定員充足率	増減率
中区	1	26.7%	28.6%
東区	8	50.1%	53.9%
西区	7	34.5%	36.7%
南区	5	39.1%	42.5%
北区	16	47.1%	53.2%
浜北区	13	42.2%	49.8%
天竜区	10	46.3%	53.5%
計	60	44.8%	48.6%

このように、地域によって若干のばらつきが見られるものの、市全体としての定員充足率は50%を割り込んでおり、直近7年間で利用園児数は半分以下となっていることがわかる。

利用園児数の減少により空き教室も増えており、限られた人員による園舎等の維持管理にも限界が生じている園もある。実際に訪問した園の中には、教室の半分以上が空き教室となっており、当該教室の床が剥がれている（なお、当該教室には園児が入らないよう指導している。）など園児が安全に生活するうえで最低限の維持管理しかできていないと感じられる場所も存在した。そればかりではなく、適正な規模での集団教育が困難となっており、複式学級や他園との積極的な交流を実施してはいるものの、園児にとって望ましい教育環境の整備という観点からも疑問が残る。

将来の人口減少の先には施設の供給過多がますます進むことが見込まれ、市立幼稚園のニーズに関する社会環境も変化してきている。浜松市は広大な面積を有することが特徴であり、都市部又は中山間地それぞれにおいても抱えている課題や求められる施策には差異があるであろう。このような環境の中、全市域一律の基準ではなく、地域性等を考慮しながら、各園の方向性について検討をする必要がある。

また、浜松市には市立の認定こども園が存在しない。認定こども園は、地域の子育て支援の拡充を図ることができる、教育・保育ニーズの両方に柔軟に対応できるという利点がある。各園の方向性を検討する過程で、市立幼稚園と市立保育園の再編による「認定こども園化」を図ることが選択肢の一つになると思料される。

#### ク 市立幼稚園の再編について【意見】

市立幼稚園は上述したとおり大変厳しい状況に置かれている。一方で、平成 27 年 3 月の新制度移行前に、市は将来の厳しい事業環境を予見したうえで、市立幼稚園の再編計画を策定し全区の区協議会に対し諮問している経緯がある。再編計画の概要及び経過は次のとおりである。

#### 再編計画の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における幼児期の学校教育・保育環境、施設の実態等を踏まえ、平成 29 年度末に 13 園の閉園を計画する。</li> <li>・その他にも、私立幼稚園等の新制度への移行や園児の定員の見直し等により、園児の受入が可能と思われる市立幼稚園については、その動向を踏まえながら閉園を検討していく。</li> <li>・市立幼稚園から認定こども園に移行する園については、平成 30 年を目途に存続予定の市立幼稚園の中から 12 園の移行を検討していく。</li> </ul>
--

#### 再編計画の経過

年月	概要
平成 26 年 6 月	教育委員会において、子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編の考え方が定められる。
平成 26 年 7 月	全区の区協議会に対し、再編計画を諮問。
平成 26 年 8 月	多数の区から再検討を要する旨の答申を受ける。
平成 26 年 9 月	再編計画の取り下げ等を報告。
平成 27 年 3 月	<p>全区の協議会に対し、今後の対応を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市域一律の基準ではなく、地域性等を考慮しながら、検討段階から保護者・地域への説明・協議を行い、園の方向性について合意形成を図る。</li> <li>・園児数の少ない園を中心に、保護者・地域との意見交換の場を個別に設定し、園児数の状況や地域事情等を踏まえ、今後の方向性について検討を進める。</li> <li>・平成 27 年 4 月からは幼児教育・保育課が担当する。</li> </ul>

市は、上記再編計画を取り下げた後、保護者、地域住民、関係者に十分な説明を行い、理解と協力を得たうえで、平成 28 年 3 月に古人見幼稚園、平成 29 年 3 月に城西幼稚園及び鏡山幼稚園をそれぞれ閉園し、現在の 60 園体制としている。現在も、少人数園については、地域からの要望を吸い上げるとともに、地域の人口推計や当該園の入園見込人数を把握し、現状や課題についてコミュニケーションを進めているところである。

施設の老朽化が進行しており、限られた資源の中で安全安心な教育施設を提供するため、何より、浜松市の将来を担う子どもたちへの幼児教育・保育環境の向上のためにも、市立幼稚園の再編は避けては通れない課題である。

なお、中山間地域については、少子化の進行が顕著であること、民間事業者の進出が少なく代替施設が限られること、通園に対する負担が過度に大きくなる園児が存在すること、園がコミュニティの場所となっていること等、特有の課題があげられる。市立幼稚園が公共としての役割を担っている以上、地域性を十分に考慮したうえで再編計画の検討を進めることは当然のことであろう。

#### ケ 浜松市の幼児教育・保育のビジョンの策定について【意見】

浜松市における幼児教育・保育環境の現状及び対処すべき課題を都市部及び中山間地域別にまとめると、次のとおり整理される。

浜松市における幼児教育・保育環境の現状

区分	都市部 (選択肢が複数あるエリア)	中山間地域等 (選択肢が限られるエリア)
配置の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立・私立の幼稚園・保育園・こども園が混在。</li> <li>・市立幼稚園は主に市街地の郊外に所在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の多くのエリアを市立幼稚園が担っている。</li> <li>・市立・私立とも保育園は少なく、こども園はない。</li> </ul>
これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育需要の高まりに対応して、私立の保育園や認定こども園が増増。</li> <li>・保育所等待機児童は解消。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編した園もあり、1園がカバーするエリアが広大。</li> </ul>
園児数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・認定こども園は増加。</li> <li>・幼稚園（特に市立）は減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎化に伴い幼稚園の園児数は減少し、園の小規模化が進行。</li> </ul>
対処すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立・私立を合わせた全体としての供給過多。</li> <li>・市立幼稚園施設の老朽化に対応する計画的な保全。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる小規模化による集団での学びの機会の減少。</li> <li>・市立幼稚園施設の老朽化に対応する計画的な保全。</li> </ul>

今後さらに少子化が進行すること、施設の老朽化に対応する保全が必要となることが想定されるが、現在抱える課題に対応する中長期的なビジョンの策定が必要である。市

立幼稚園の老朽化に対する保全については、各施設の将来ビジョンがなければ、改修・修繕・現状の維持管理のいずれかを実施していくかの方向性の決定は不可能である。また、市立・私立を含めた市全体としての供給量の決定、社会環境の変化によるニーズや課題の的確な把握等、行政機関としての役割が今後ますます求められるであろう。

私立、市立を含めた市全体としての高品質で安心安全な幼児教育・保育の実現を図るため、都市部・中山間地域が抱える課題へ適切に対処するためにも、市全体のビジョンの策定が急務である。

## 7 幼児教育・保育無償化関連事業（保育所費）

### （1） 事業の概要

事業目的・事業対象						
幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業の利用者負担に対する支援を行う。						
事業の概要						
令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化対象施設や無償化対象児童の保護者に対して施設利用費を支給する。						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	41,529			82,352		
事業の指標						
指標名称：国制度に基づく幼児教育・保育の無償化の実施						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績値	実施	実施				

#### ・ 認可外保育施設の無償化の概要

認可外保育施設に入園している場合、下記の①②の要件を満たす場合に、無償化の対象となる。

- ①施設が市から「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認を受ける
- ②居住する市町村から保育の必要性の認定を受ける（「施設等利用給付認定」）

<対象者・月額上限>

子どもの年齢 ※1	要件	認定の種類 ※4	月額上限額 (認証保育所のみ利用)	月額上限額 (幼稚園にも通っている場合) ※5
3～5歳	共働き世帯など ※2	第2号	37,000円/月	11,300円/月
0～2歳	共働き世帯などかつ 市民税非課税世帯 ※3	第3号	42,000円/月	16,300円/月

※1…年齢は4月1日の前日の年齢

※2…『共働き世帯など』とは、父母（ひとり親世帯の場合は、父又は母のみ）が月64時間以上の就労等をしている場合

※3…『市民税非課税世帯』とは、年収260万円未満相当の世帯

※4…幼児教育・保育の無償化に伴い必要となる認定は「施設等利用給付認定第2号

又は第3号」ですが、認可保育所への入所の申し込みをしており、「教育・保育給付認定第2号又は第3号」を受けている場合は、「施設等利用給付認定第2号又は第3号」を受けたものとみなす。

※5…認可外保育施設（認証保育所）の他に、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、保育ママ事業の利用料も無償化の対象になる。全ての利用料を合わせて、月額 37,000 円又は 42,000 円まで無償化される。なお、幼稚園に在籍している場合は、幼稚園の教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は年間開所日数 200 日未満のいずれかに該当する場合に、幼稚園の預かり保育事業と合わせて、3歳から5歳までの子どもは月額 11,300 円まで無償化される。

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
幼児教育・保育無償化関連事業（保育所費）	扶助費	82,352,359

## （2） 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合规性等を検証した。

## （3） 監査結果

### ア 事業の指標の最適化について【意見】

（1）事業の概要に記載したとおり、令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育無償化関連事業は国制度に基づくもので、幼児教育・保育の無償化に伴い、地方自治体職員の事務負担は増加したが職員数が限られている中においては、当該事務を効率的に行うことが課題と思料される。

そのため、職員の事務負担を軽減し効率化に努めるとともに当該事業の指標として、「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」など、実務面での成果目標を掲げることが望ましい。

### イ 業務マニュアルの作成について【意見】

アにおいて業務の効率化を図り費用を削減することを指標として設定するよう意見したが、その前提として業務マニュアルを作成する必要がある。

現在、事務作業の具体的な業務マニュアル等の作成はされていない状況にある。その



ため、特定の職員しか知り得ない業務が存在する属人化の状況を生み、担当者の突然の欠如や交代が生じた際に、無駄な手間や時間がかかる恐れがある。

この点、徹底した業務マニュアルの作成により業務の属人化を防ぐことができるほか、業務の洗い出しにより無駄な業務の見直しや効率化を実現でき、ひいては職員のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながると考える。

#### ウ 幼稚園等のシステムへのアクセス権限について【意見】

認可外保育施設等の無償化においては、概要に記載のとおり幼稚園に通っているか否かで月額上限額が変わってくる。そのため、市は利用者からの申請時に幼稚園に通っているか否かの確認が必要となる。しかし、現状は当該手続きの担当部署において管轄が異なるため幼稚園システムにアクセスする権限がなく、事務手続上、不便が生じており、幼児教育・保育の無償化に係る業務の円滑な執行の妨げになっている状況がある。

事務負担の軽減のため、無償化手続きに必要な情報について、アクセス権限を付与する等の対応が望まれる。

## 8 病児・病後児保育事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
病気または病気回復期にある児童を保育所等に併設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児保育事業 病気または病気回復期にある児童について、保育所等や医療施設に併設された専用スペースにおいて、一時的に預かり保育を行う。</li> </ul>						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	63,363			64,772		
事業の指標						
指標名称：病児・病後児保育事業利用定員（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	30	26	30	30	30	30
実績値	26	26				

現在、病児・病後児保育事業を実施しているのは下記の6園である。西区及び天竜区には病児・病後児保育事業を実施している園は存在しない。

区	施設名称	所在地	形態
中区	中央ながかみ保育園	浜松市中区中島二丁目 7-8	病児
中区	聖隷こども園めぐみ	浜松市中区和合町 555-1	病後児
東区	みどり保育園	浜松市東区有玉西町 1222	病児
南区	みつばち保育園	浜松市南区瓜内町 844-3	病児
北区	聖隷こども園わかば	浜松市北区根洗町 645-1	病後児
浜北区	桜町クリニック	浜松市浜北区道本 28-3	病児

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
病児・病後児保育事業	委託料	64,772,000

病児・病後児保育事業の委託料については、令和2年度については、事業者の請求及び報告書の提出に基づき、下記の基準に基づいて支払いを行っている。

		病児	病後児
① 基本分	×(事業月数/12)	2,469,000 円	1,941,000 円
② 加算分 基本額加算分 (年間延べ利用児童数により区分される定額を加算)	10人以上50人未満	522,000 円	416,000 円
	50人以上200人未満	2,609,000 円	2,290,000 円
	200人以上400人未満	4,434,000 円	3,225,000 円
	400人以上600人未満	6,520,000 円	5,202,000 円
	600人以上800人未満	8,084,000 円	7,074,000 円
	800人以上1,000人未満	10,171,000 円	9,052,000 円
	1,000人以上1,200人未満	12,258,000 円	11,030,000 円
	1,200人以上1,400人未満	14,343,000 円	13,007,000 円
	1,400人以上1,600人未満	16,429,000 円	14,982,000 円
	1,600人以上1,800人未満	18,515,000 円	16,959,000 円
	1,800人以上2,000人未満	20,602,000 円	18,937,000 円
	2,000人以上	22,689,000 円	20,912,000 円
③ 利用者実費減免分 公費負担	1,500 円×生活保護適用世帯の児童の利用件数		
	1,500 円×市町村民税非課税世帯の児童の利用件数		
④ 改善分	1か所当たり年額	2,538,000 円	2,225,000 円

令和2年度に各施設に支給した金額は下記のとおりである。

施設名称	① 基本分	② 加算分	③ 利用者実費 減免分公費負担	④ 改善分
A	2,469,000 円	6,520,000 円	3,000 円	2,538,000 円
B	1,941,000 円	2,290,000 円	0 円	2,225,000 円
C	2,469,000 円	4,434,000 円	0 円	2,538,000 円
D	2,469,000 円	6,520,000 円	10,500 円	2,538,000 円
E	1,941,000 円	2,290,000 円	0 円	2,225,000 円
F	2,469,000 円	14,343,000 円	1,500 円	2,538,000 円
合計	13,758,000 円	36,397,000 円	15,000 円	14,602,000 円

## (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 市民ニーズの把握について【意見】

病児・病後児保育事業は潜在的なニーズが高い事業であると考えられる。現在、空白地帯となっている西区に新たに事業を行う事業所を令和4年度に向けて募集予定であるが、募集に際しては、そもそも地域ごとに病児・病後児保育事業に関する認知度がどの程度あるのか、また、ニーズがどの程度あるのかといった調査や、他自治体の利用実績の調査なども必要であると考えられる。過去に実施した「第2期子ども・若者支援プラン」作成時のニーズ調査の結果等を踏まえて、保護者の子育てと就労の両立を支援するための最適な病児・病後児保育事業のサービス提供水準の政策決定に役立てることが望まれる。

#### イ 廃止された事業所の検証について【意見】

病児・病後児保育事業に関しては、事業所の入れ替わりが多く、平成21年から現在にかけても、下表のとおり撤退した事業所が複数存在する。

平成21年以降の病児・病後児保育事業からの撤退事業所一覧

廃止年度	区名	施設名称
平成21年	西区	雄踏保健センター
平成21年	南区	浜松こども園
平成25年	西区	わかくさ保育園
平成28年	南区	はあもにい保育園

幼児教育・保育課より提供資料を監査人編集

特に西区においては、現在も病児・病後児保育事業を実施している事業所が存在しない。保護者の子育てと就労の両立を支援する観点からいけば、可能な限り撤退を抑止することが望ましい。そのためには、撤退した事業所の撤退要因の分析と再発防止策の策定が必要であるが、撤退した事業所に関する検証が行われていない。今後の事業所の撤退を抑止し、安定的にサービスを提供するためにも、撤退要因の分析と再発防止策の策定を行うことが必要である。

#### ウ 改善分の事業所からの報告に関する指導の必要性について【意見】

改善分の支給にあたっては、下記の報告書の提出をもって、事業の実施としている。

改善分は、「病児・病後児保育事業仕様書」によれば、「利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に加算」とされているものであり、令和2年度は、全ての事業所が受給しており、14,602,000円が支出されている。し

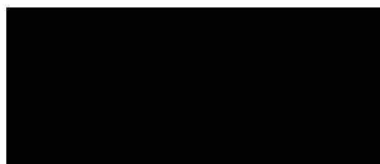
かしながら、どの程度の情報提供や巡回支援を求められているかが明確ではなく、周知による利用率向上の検証もされていないし、事業所に対してそれを求めてもいない。市としては、保護者の子育てと就労の両立を支援するために、利用周知を図る必要があるため、例えば、市が定期的に認知度調査を行うなど、情報提供や巡回支援の効果検証を適切に実施することが望ましい。

【令和2年度】浜松市病児・病後児保育事業 実績報告書 (改善分)

(あて先) 浜松市長



施設名  
法人名  
法人所在地  
代表者氏名

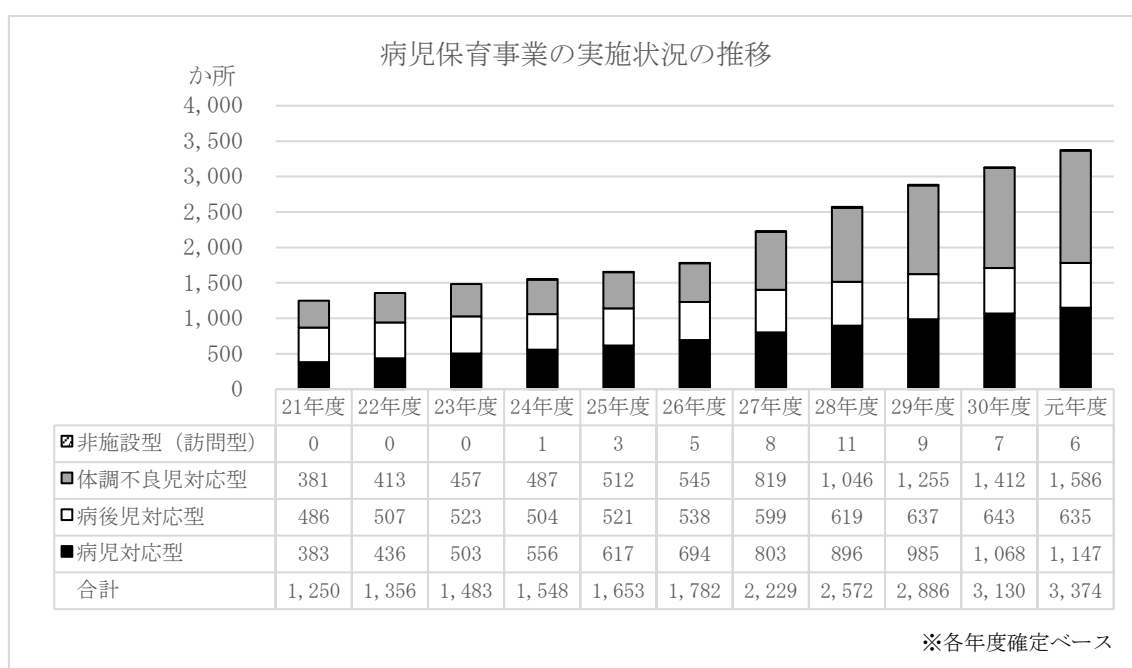


< 6 月分 >

No.	日	改善分 (情報提供や巡回支援) 実施内容
1	1	ほけんだよりを当園の [redacted] に利用者向けに掲示した
2	1	ほけんだよりを当園のホームページに公開し、閲覧できるようにした。
3	1	病後児保育だより6月号を当園の [redacted] に利用者向けの配布用として置いた。
4	1	病後児保育だより6月分を園内に掲示した。
5	12	[redacted] に出席し、他園との情報交換をした。
6	29	病後児保育だより7月分を当園のホームページに公開し、閲覧できるようにした。
7	29	病後児保育だより7月分を [redacted] の利用者に向け、掲示または配布用としてメールで送った。
8	29	病後児保育だより7月分を当園の [redacted] に利用者向けの配布用として置いた。
9		
10		

## エ 体調不良児対応型保育の導入の必要性について【意見】

浜松市では、委託事業として、病児対応型と・病後児対応型を実施しているが、病児・病後児保育事業の一部である体調不良児対応型の委託事業の導入は検討していない。現状では、登園後に発熱など体調を崩した利用者がいた場合には、保護者に連絡し、送迎を依頼する運用がなされているが、保護者の子育てと就労の両立を支援する観点からは、遠方への営業活動や日帰り出張ができなくなるなど、就労に対する阻害要因となりかねない。厚生労働省の公表資料においても、体調不良児対応型の事業所数は伸び続けており、ニーズの高さを伺い知ることができる。浜松市においても、体調不良児対応型保育を委託事業として導入するかどうか検討をすることが望まれる。



出典：厚生労働省ウェブページ

## 9 市立幼稚園管理事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
市立幼稚園の施設管理に要する清掃・点検等の実施、園用地の土地借上等により教育環境の整備を図る。						
幼稚園の施設間の文書運搬を行い、連絡調整業務を円滑に事務処理する。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園管理委託業務 市立幼稚園施設の保守点検及び維持管理を行う。</li> <li>・園用地借上事業 借地のある幼稚園 13 園、借上げ面積 20,716.48 m<sup>2</sup></li> <li>・文書等連絡業務委託事業 教育委員会事務局と幼稚園等の施設間の文書運搬を行う。</li> <li>・全国市長会学校災害賠償補償保険 市が管理している幼稚園施設の構造上の欠陥、管理上の不備による事故、園業務遂行中の不注意が原因で園児又は第三者が身体上の障害（死亡を含む）又は財産の破壊を被ったことにより、市が法律上の賠償責任を負う場合の賠償を補てんするため、保険に加入する。</li> </ul>						
事業費						
区分		令和元年度		令和2年度		
決算（千円）		52,120		54,378		
事業の指標						
指標名称：－（指標の設定はされていない）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	－		－	－	－	－
実績値	－	－	－	－	－	－

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
市立幼稚園管理事業	役務費	780,539
	委託料	35,605,189
	使用料及び賃借料	17,992,428

### (2) 手続き

市立幼稚園管理事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）、及び抽出した3園の現地視察を実施することにより、当該事

務手続きの合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 適切な「事業の指標」の設定について【意見】

事業の指標は、事業目的を達成するために、当該事業の主要な活動又は成果を定量的に評価するものである。事業内容によっては指標を数値化しづらいものがあるが、基本的には、全ての事業において指標を設定することが望ましい。

(1) 事業の概要に記載したとおり、本事業には事業の指標が設定されておらず、活動又は成果を客観的に評価することが困難な状況であると考えられることから、適切な事業の指標を設定することが望ましい。

当該事業の目的は、「教育環境の整備」と「連絡調整業務の円滑な事務処理」である。そうであるならば、市立幼稚園の施設管理に要する清掃・点検等の実施や園用地の土地借上、幼稚園の施設間の文書運搬を行うことによる「教育環境の整備」と「連絡調整業務の円滑な事務処理」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みを検討し、「教育環境の整備」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討することが望ましい。

#### イ 借地料の減額について【意見】

園舎底地や園庭等を借地で調達している市立幼稚園について、年額借地料及び標準貸付額を比較すると下表のとおりまとめられる。なお、標準貸付額は、路線価や固定資産税評価額等をもとに一定の計算により計算されるものであり、借地料の妥当性を検討するためのものである。

浜松市立幼稚園借地一覧

幼稚園名	借用面積 (㎡)	地権者数 (者)	年額借地料 (円)	標準貸付額 (円)
和田幼稚園	1,796.24	1	3,784,677	1,698,344
可美幼稚園	251.00	1	324,292	206,196
雄踏幼稚園	8,536.00	8	9,893,224	2,228,013
小松幼稚園	396.00	2	278,270	111,773
北浜中央幼稚園	202.00	1	206,612	81,900
北浜北幼稚園	2,779.60	1	2,252,720	996,055
赤佐幼稚園	280.96	1	117,560	30,658
宮口幼稚園	329.00	1	131,520	30,474
気田幼稚園	726.80	1	203,504	28
浦川幼稚園	1,796.25	1	23,351	0
佐久間幼稚園	1,877.69	1	304,185	118,431
中川幼稚園	260.00	1	73,150	12,180
大崎幼稚園	1,484.94	2	273,963	180,726
合計	20,716.48	22	17,867,028	5,694,778



このように、全ての園において、年額借地料の方が標準貸付額より金額が大きいことがわかる。このうち、北浜北幼稚園に係る借地契約については、平成 27 年度及び平成 28 年度にそれぞれ 10 万円の減額を実施しているが、他の園に係る借地契約については交渉を実施しているものの、減額は達成できていない。

借地料は平成 17 年 7 月の市町村合併前の金額を従前から引き継いでいるものであるが、地権者の理解を得て、適切な賃借料への変更を実施されたい。

#### ウ 幼稚園施設の施設点検について【指摘】

各幼稚園の施設・設備に関して、不具合が生じている案件の把握や施設の安全点検として実施している事項は以下のとおりである。

点検事項	頻度	実施者等
12 条点検（委託による法定点検）	年一回	幼児教育・保育課及び必要に応じ公共建築課
施設パトロール、補修調べ	年一回	幼児教育・保育課及び必要に応じ公共建築課
園で実施する施設点検	毎月	園で実施し不備等があれば幼児教育・保育課へ連絡

幼稚園の現地視察をした際に、雑庫の鍵が破損している事例が発見された。当該雑庫は中で園舎とつながっていないが、防犯上非常に大きな問題があるため即座に修繕し、扉の修繕は完了した。

右の写真は、監査人が撮影した現場の写真である。鍵が破損しており、重りで開閉を防止していた。



当該園においても施設点検は毎月実施されており、鍵の破損について園では把握していた。しかし、点検で使用するチェックリストには鍵の破損について記載はされておらず、幼児教育・保育課へ報告もされていなかった。写真にあるように応急処置で対応できた、園児が直接活動する場所ではないという理由で園では特段問題にしなかったようであるが、速やかに修繕すべきであった。

## 10 市立幼稚園施設整備事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象				
市立幼稚園施設の補修工事を行い、園児の学習環境の維持・改善を図る。				
事業の概要				
幼稚園施設の補修・改修工事を行う。				
・主な工事内容 屋根防水工事、外壁改修工事、キュービクル更新工事 等				
事業費				
区分	令和元年度		令和2年度	
決算(千円)	46,743		52,154	
事業の指標				
指標名称：施設長寿命化工事の実施(累計)(件)				
年度	R1	R2	R3	R4
目標値	6	11	12	13
実績値	6	11		

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額(円)
市立幼稚園施設整備事業	委託料	583,000
	使用料及び賃借料	4,210,360
	工事請負費	46,274,490
	原材料費	1,085,700

### (2) 手続き

- ア. 当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。
- イ. 施設長寿命化施策の目標設定から施策の検討・策定、予算化、実施と、実績額に基づく効果測定までの一連のプロセスについて質問を実施するとともに、関係資料を閲覧することで、各施策の効果を検証した。

### (3) 監査結果

ア 施設整備対象施設の選定について【意見】

市立幼稚園の施設の整備・補修を行うか否かの判断は、「浜松市施設分類別計画(令

和2年8月)」に基づいて行われている。市立幼稚園については築年数が大規模改修の目途である40年を経過した施設が多く、今後、老朽化に伴う不具合箇所の顕在化や施設の維持に係る経費の増大が見込まれている。加えて、将来的には浜松市は人口減少に伴う幼稚園の需要の縮小により市立・私立を合わせた教育・保育施設の供給過多が見込まれる。幼稚園は非常に重要な就学前施設であるということから、今後見込まれる子供の数の減少に対しては、幼児教育の質を確保しつつ、広い市域を持つ本市全体のバランスを考慮して、施設の分類化を決定していく必要がある。

しかし、現状は下記のとおり、施設の整備状況につき明確な指針が決定していない状態となっている。

市立幼稚園の整備方針

所在区	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
整備方針 並びに 該当園	D : 1 園	B : 8 園	B : 5 園 D : 2 園	B : 5 園	B : 14 園 D : 2 園	B : 13 園	B : 9 園

整備方針の説明

A	存続 (長寿命化・建替)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に長寿命化・建替を行い、今後も活用し続ける施設</li> <li>大規模改修修繕等適切な長寿命化を行い築後80年までの利用を目指していくもの</li> </ul>
B	存続 (事後保全)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模改修や事後保全を主として、当面の間は活用していく施設</li> <li>大規模な改修が必要となった時点で存廃を検討していくもの</li> </ul>
C	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>統廃合・民間移管等により、廃止を検討している施設</li> </ul>
D	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のいずれにも分類できない施設</li> </ul>

出典：浜松市施設分類別計画（幼稚園、保育園編） 浜松市 令和2年8月

このように、市立幼稚園については全ての園において存続並びに廃止といった方針整理が出来ておらず、現状維持並びに検討中に留まっており、施設の分類化が実質的に行われていない。上述したとおり、分類計画をもとに施設をどのように整備・補修していくのかが決められていくこととなっている。つまり、市立幼稚園の整備・補修の優先順位や対象施設を決めたうえで事後保全を行っている状態と言える。

存続・廃止の方針については、平成26年に当時の幼稚園所管課であった教育委員会教育総務課が『子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編について』として浜松市各区協議会に諮問したが、以下のとおり多数の区から再検討を要する旨の答申を受け、再検討をする運びとなった。

➤ 概要

市立幼稚園の再編については、各地域の幼児期の学校教育・保育の現状や今後の需給バランス等を踏まえ、市立幼稚園の閉園や認定こども園への移行等について検討してきた。

計画的に閉園を進めていく市立幼稚園については、「市立幼稚園再編の考え方」に基づき、同一小学校区内に2園ある園や、施設の老朽化等の課題がある園を選定し、計画し

た。

閉園により他の園へ通園することは、通園距離等の負担増もあるが、園児が多くの集団の中で生活することは、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられる面が期待できる。

閉園については、保護者や地域の理解が必要である。

➤ 諮問の内容

地域における幼児期の学校教育・保育環境（私立幼稚園や保育所等の存在）、施設の実態等を踏まえ、平成 29 年度末に 13 園の閉園を計画する。

その他にも、私立幼稚園等の新制度への移行や園児の定員の見直し等により、園児の受入が可能と思われる市立幼稚園については、その動向を踏まえながら閉園を検討していく。

市立幼稚園から認定こども園に移行する園については、平成 30 年度を目途に存続予定の市立幼稚園の中から 12 園の移行を検討していく（認定こども園への移行は、3～5 歳児を対象とする。）。

➤ 答申の内容

平成 27 年 4 月から始まる「子ども・子育て新制度」の内容や浜松市の対応が明らかでなく、また、就学前の子ども達の教育や保育についてのビジョンなども示されない中で、その妥当性を判断することは困難である。

閉園を計画している幼稚園については、保護者、地域住民の意見を聴き、現在の幼稚園を取り巻く環境をしっかりと調査したうえで、その結果を反映した検討を要望する。

閉園を検討する幼稚園については、保護者、地域住民、市立及び私立幼稚園教員等関係者に十分な説明を行い、保護者、地域住民、関係者の十分な理解と協力を得ることを要望する。

市立幼稚園の再編のため閉園の対象となる幼稚園に対しては地元関係者への説明がされておらず、理解を得られていない現状では、閉園を認めることはできない。

➤ 今後の対応

浜松市域一律の基準ではなく、地域性を考慮したうえで、検討段階から保護者・地域への説明・協議を行いながら園の方向性について合意形成を図りながら再編計画を立案する。

園児数の少ない園を中心に、保護者・地域との意見交換の場を個別に設定し、園児数の状況や地域事業等を踏まえ、再編計画の今後の方向性について検討を進める。

出典：浜松市 HP：子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園の再編について  
幼児教育・保育課：市立幼稚園の再編について

しかしながら、上記反対答申以降、対応策の実施が出来ておらず先に進んでいないのが現状であり、それに伴い整備方針も明確な指針がない状態となっている。

浜松市においては令和 3 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童がゼロとなったことで、浜松市が保有し運用すべき教育・保育施設の数や設備状況の水準がある程度明確になったと考えられる。

地域性を意識した今後の浜松市の子供の数の減少を予測・分析し、保護者並びに教育関係者との情報交換・協議を行うことで、市立幼稚園の将来像を明確にすることが望ましいと考える。そして、この点が明確になることで市立幼稚園の整備方針が固まっていき、整備・補修の計画を立てていくことが可能となる。当該計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、次回の見直しの際には前述の市立幼稚園の将来像を反映させた整備方針を決定することが望ましい。

## イ 整備事業の実施計画の策定について【意見】

当事業は、市立幼稚園からの要請に基づき、整備・補修の実行を行っている。手続きの流れは次のとおりである。各市立幼稚園から整備・補修の申請を受けたのちに、状況の確認を行うとともに整備・補修の必要性の可否を判断し、判断結果に従い整備・補修を実施する。つまり、原則として施設からの申請に後追いをする流れで事業を行っている。

年に一度（4月から5月にかけて）、各市立幼稚園に対し点検表の提出を依頼し、提出された点検表をもとに各市立幼稚園整備事業担当者が実際に各園を視察、園長や現場の幼稚園教諭からヒアリングを行い、事業担当者レベルで園ごとにどの設備について整備・補修を行うかを決定する。その後、全ての市立幼稚園の情報を集約したうえで、市立幼稚園整備事業として、整備・補修を行う対象を決定する（夏ごろまでに決定する）。そして、順次、上述の決定案に従い整備・補修を行っていき、追加で発生した案件については都度、上述の決定プロセスを踏んで対応していく。

点検表上の要望事項に対する検討結果は「済」「不要」「経過観察」のいずれかとなる。

対応項目	対応内容
済	要望どおりに対応を行ったもの。
不要	要望の記載内容は確認できるものの、現状該当設備を使用していない等で整備・補修をしなくとも園児の安全を確保することが出来ることから、対応を見送るもの。
経過観察	不具合にはなっていない要望、他の方法で対応が可能なもの、施設長寿命化計画にて対応する等で、現時点で整備・補修を見送るもの。

(1)の「事業目的・事業対象」に則せば、市立幼稚園施設整備事業において積極的に整備事業の長期的な修繕計画、施設整備計画を立てることが望ましい。現状の方法では、年に一度情報収集を行うものの、各園側からの視点が中心となり、当事業として「事業目的」に照らして整備・補修をどのような指標で行って行きたいのかという積極的な目線が不足している。このような方法となっている要因は、監査意見「ア」にて記載をしているが、整備対象施設の選定が機能的に成されていないことにある。整備対象施設の選定を進めていくことで、長寿命化を進める施設については積極的に整備計画を立案し、そうでない施設については事後保全を行うことで、事業目的に沿った長期的な修繕計画、施設整備計画を立てることが可能となり、精緻かつ適切な予算を策定することが可能となる。

整備事業につき、実施計画を策定することには以下のような利点がある。

① 今後発生が想定される整備・補修の内容や金額が把握できる。

整備事業の実施計画を策定するには、各園の設備状況を把握することが必要となる。

その結果、各年度のおおよその整備・補修の発生タイミングを認識することができ、適時・適切な整備・補修が実行可能となる。現在、市立幼稚園からの緊急性の高い案件を優先的に実行しているが、事前に設備状況の把握ができていれば、緊急性が高くなる前に対応することが可能となり、より事業目的である、「園児の学習環境の維持・改善を図る」の達成に資すると考えられる。

② 整備・補修につき発生するコストの管理が可能となる。

現状は、整備・補修については各園からの申請後に工事を実施するため、事前の発生費用を想定することが困難である。加えて、当期に発生した費用に基づいて来期の発生額を予想できる性質の費用ではないため、予算申請の際に、いったいどの程度必要なのかを把握することが出来ない。

そこで、年度が始まる前に整備・補修に関する実施計画を策定することによって、事前に補修を行う際に発生する費用を把握できれば、予算を申請する際に精緻な数値を作成でき効果的・効率的な予算策定が実施できる。加えて、仮に当初の想定以上に整備・補修の案件が発生した結果、追加の予算が必要となった場合においても、事前の想定と、実際の事象との比較を行うことができるため、追加予算の申請の際に説得力を持たせた申請が可能となる。

また、緊急性が高くなってから整備・補修する場合、対応の緊急性から通常時よりもコストがかかることも想定される。現状、その実態そのものを把握できている状態ではないが、どのタイミングで整備・補修を行うのが一番無駄なく効果的に実施できるのかを把握するためにも、事前の発生コストの管理は適切な事業費の執行に資すると考えられる。

#### ウ 事業の指標の再検討について【意見】

現在の市立幼稚園施設整備事業における事業の指標は、「施設長寿命化工事の実施(累計)」となっているが、あくまでも計画数値である。

市立幼稚園整備事業としてメインの事業となっている整備・補修に係る指標を、事業自体の良し悪しを判定し次年度の政策に生かしていくことができるよう、上述したような実施計画を立てることで設定をする等、本事業で計画・実施・フィードバックまで完結できるような指標となるよう検討することが望ましい。

## 1.1 市立幼稚園教職員管理事業

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
幼稚園職員の研修会出席に係る旅費、参加費などの必要経費を支出する。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園勤務の教職員の園務の実施 幼稚園教諭の資質向上を図るための研修に係る負担金や旅費を支出する。 幼稚園運営のため事務連絡のための旅費を支出する。</li> <li>令和2年度から市立幼稚園教育指導支援員配置事業を人件費・会計年度任用職員に組み込むことに伴い、本事業で障がい児在籍学級キッズサポーター配置数の進捗管理を行う。</li> </ul>						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算（千円）	118,796			33,376		
事業の指標						
指標名称：園内外職員研修の参加延人数（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
実績値	5,986	5,066				
指標名称：障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数（人）						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	130	130	130	130	130	130
実績値	121	124				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額（円）
市立幼稚園教職員管理事業	旅費	2,741,032
	需用費	26,221
	役務費	953,087
	委託料	29,654,592
	使用料及び賃借料	1,440

### (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

#### ア 研修制度の見直しについて【意見】

当事業は、研修や出張にかかる負担金や旅費等の経費を支出する業務を行っている。幼稚園教諭を対象とした研修の実施については主として学校教育部教育センターが所管しているが、本事業において研修参加に係る経費を支出している。

令和2年度においては当業務にかかる予算のうち30%が執行されることがなかったが、その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大人数で集まって行う研修や出張が行われなかったことによる経費支出の減少である。もちろん新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、集合での研修や出張を主催しない・参加しないとする市や教職員の考え方は当然否定されるものではない。

現在は、オンラインの研修等を取り入れたり、OJTを活用することで集合研修の代替を行ったりしているところではある。しかし、OJTのみでは幼稚園教諭に必要な理念や知識などを蓄積していくことには一定の限界があるため、使用しなかった予算を活用し、「学校教育部教育センター」などの他の部課とも連携をしていきながら、オンラインでの研修の更なる導入、また、オンラインによる幼稚園教諭同士の交流の場を設けるなどの幼稚園教諭が専門職として必要な研修を従前どおり享受できる環境を整える働きをしていくことが望ましい。

#### イ 環境整備委託料の分析について【意見】

当事業は、幼稚園教諭が園児とかかわる時間や専門業務の時間を確保するために、園内の清掃業務につき市のシルバー人材センターに委託をして委託料を支払う業務を行っている。業務内容は以下のとおりである。

NO	業務内容	作業場所	作業仔細
1	敷地内の外清掃	玄関周り、園庭、プール周辺等の敷地内	掃き掃除等を行う。
2	園舎内清掃	廊下及び階段、トイレ、窓、手洗い場、職員玄関、園児昇降口等	掃き掃除、拭き掃除等を行う。
3	敷地内の除草 (手作業)	敷地内の除草必要箇所(園庭等)	手作業による除草作業等を行う。
4	敷地内の除草 (機械作業)	敷地内の除草必要箇所(園庭等)	機械を用いて除草作業等を行う。
5	敷地内の樹木等の 剪定	敷地内の剪定必要箇所(園庭等)	敷地内にある樹木等の剪定作業を行う。



NO	業務内容	作業場所	作業仔細
6	花壇等の整備・管理	敷地内の花壇・畑等	花壇や畑の耕作、肥料散布、除草作業等を行う。
7	園舎内 ワックスがけ	園舎内の業務必要箇所（教室等）	教室等のワックスがけを行う。
8	園内の物品整理	園内必要箇所	園内物品（絵本等）について、整理整頓を行う。
9	ごみの仕分け・処理	園内必要箇所	可燃物・不燃物の仕分け作業等を行う。

業務を委託する際の作業時間については、園に希望調査を行ったうえで前年度の実績を加味したうえで決定をしている。

過去3年間の作業予定時間と作業実績時間は以下のとおりである。

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象幼稚園数（園）	60	60	60
作業予定時間（時間）	16,995	21,565	21,591
作業実績時間（時間）	16,995	21,484	21,680
一園当たり実績作業時間（時間）	283	358	361

※1 令和元年度から、機械除草業務と剪定業務が追加されたため、平成30年度より作業時間が増加している。

市では、予定時間に応じた委託料をシルバー人材センターに支払っている。

現在、市では当年度の依頼必要作業時間を見積もるために、予定と実績の乖離の把握は行っているが、予算と実績の乖離の要因分析並びに前年度との実績と当年度の園からの希望時間の乖離の分析は行っていない。要因の分析を行わないと、下記記載のとおり支払った委託業費用が適正な価格であったかどうかの検証ができない。よって環境整備委託料の金額につき、乖離の要因分析を行う必要がある。

▶ 過年度からの増減分析を行うことの必要性

各施設の面積や配置されている設備そのものは例年大きく変わることはなく、通常、上記の整備委託業務に要する時間は各年度で大きく変動しないことが想定される。しかし、実績時間については、令和2年度は令和元年度と比較して、実績時間がおおよそ200時間増加している。

当該増加の要因を把握しないことは、前年度までの増加の実績を踏まえて、当期の業務委託料につき追加で払うことや請求されることがあった時に先方からの当該増加の事実に対して市役所からの意見を述べることができず、増加の事実のみをもって委託料の支払いを受け入れることとなる。そしてそれは委託業務に支払った費用が本当に適正な価格であったのかの検証ができていないことを意味するため、これらを検証するため

にも過年度からの増減の要因分析を行う必要がある。

▶ 施設毎に予定と実績の乖離要因分析を行うことの必要性

各施設の面積や配置されている設備そのものは例年大きく変わることはなく、通常、上記の整備依頼に要する時間は各年度で大きく変動しないことが想定される。そのことから、予定時間については令和元年度と令和2年度とで概ね同時間となっている。しかし、実績時間については、令和元年度は予定時間ほど実績が発生していない一方で令和2年度については、実績時間が予定時間を超過している。施設別に内訳を確認すると予定と実績が大幅に乖離している業務が存在する。具体的には剪定業務と機械除草であり、これは作業の性質的に時間を見積もるのが難しく、また、令和元年度からの作業であることから実績の把握が難しいことに起因している。

もちろん、予定時間はあくまでも各園が過年度の実態や経験から提出した希望時間をもとに算定している希望であることから、実績と乖離することは想定される。しかし、そもそもそのようにして設定した予定時間は本当に必要な時間であるのか、また、実績として提出された稼働時間がなぜ当初想定していた予定と乖離してしまったのか、を園ごとに分析を行わないことには、適正な作業時間を把握することが出来ず、委託業務が適切な時間で行われているかの判断ができない。それは委託業務に支払った費用が本当に適正な価格であったのかの検証ができていないことを意味する。支払った業務委託料が適切な金額であったのかを検証するために、園から提出されてきた希望時間が実態に即しているのかを検証する必要があるとともに、実際の発生時間がなぜ予定時間と乖離をしているのかについて検証を行うことが必要である。

ウ 指標の見直しについて①【指摘】

事業の指標の一つに「園内外職員研修の参加延人数」がある。当事業は幼稚園教諭が業務を遂行するために必要な費用を支出する事業であることから、指標として研修項目を取り上げることは適正である。

しかし、通常、幼稚園教務はその専門性から年に一度は必修の研修を受講することが想定されており、指標となっている参加人数の目標と実績の乖離は幼稚園教諭総数の変動や、やむを得ない事情で研修に参加できなかった例外的事象によって影響されている。つまり、幼稚園教諭が研修に参加しているか否かは当事業の活動に影響を与えておらず目標指標として適切とは言えない。これは目標の参加人数が将来に向けて据え置きとなっていることや、「監査意見 ア」において出張・旅費にかかる経費が使用されなかったにも関わらず研修参加人数は大きく変動していないことから現れている。

事業シートに記載されているとおり、研修に係る負担金や旅費を支出する目的は、幼稚園教諭の資質向上を図るためである。そうであるならば、研修参加により達成されるであろう幼稚園教諭の資質向上がより明確に把握できるような仕組みを検討し、幼稚園

教諭の資質向上を測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

エ 指標の見直しについて②【指摘】

事業の指標の一つに「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数」がある。キッズサポーターとは幼稚園教諭を補助する職員のことである。

現状、障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数の目標数が毎年据え置きとなっており、意味をなしていない。キッズサポーターの人数は、その時々に応じて変動するものであり、必要だからと言ってすぐに雇用できる性質のものではないことから、人数によって正確な目標値を定めるのは困難である。また、今後数年にわたって、障がい児が何人入園するかを予想することは不可能であるため、何人のキッズサポーターを置くことが理想なのか設定することはできない。

当該事業の目標は、各市立幼稚園で必要となる人員分のキッズサポーターを適切に配置することではないかと考える。そうであるならば、事業の指標は、「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置率」とし、配置率 100%を目標とすべきである。

## 1 2 保育事業運営経費

### (1) 事業の概要

事業目的・事業対象						
保育所の運営を円滑に行うための庶務的業務を行う。						
事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度4月入所分の保育施設利用申込一斉受付 平日の区役所以外に、土曜・日曜に大型商業施設で利用申込受付をすることで、市民サービスの向上を図る。</li> <li>・教育・保育システムの維持管理費</li> <li>・研修会負担金に係る経費 保育所の職員が研修に参加することで保育の質の向上を図る。</li> <li>・児童福祉行政主管会議等の経費 21 大都市児童福祉主管課長会議への出席により、他政令指定都市等との連携や情報交換を図るとともに、国との意見交換を行う。</li> </ul>						
事業費						
区分	令和元年度			令和2年度		
決算(千円)	91,890			46,470		
事業の指標						
指標名称：保育士等の再就職支援研修受講者数(4月1日現在)(人)						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	130	120	130	140	150	160
実績値	105	109				
指標名称：AIを活用した保育施設入所選考の検討						
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	実証実験	検証	検討	導入	導入	導入
実績値	実証実験	検証				

令和2年度決算における事業費の費目別内訳は下記のとおりである。

中事業名	費目	決算額(円)
保育事業運営経費	報償費	200,000
	旅費	6,960
	需用費	3,023,114
	役務費	2,095,624
	委託料	31,746,000
	使用料及び賃借料	2,485,587
	負担金補助及び交付金	1,885,560
	償還利子及び割引料	5,026,700

## (2) 手続き

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

### ア 事業の指標の設定について①【意見】

事業の指標として「A Iを活用した保育施設入所選考の検討」が挙げられている。

これについて、市の担当課によれば従来の職員による入力作業及び入所選考事業をA Iが行うことにより効率化を図ることが可能となることを指標として挙げた理由としている。しかし、(1)の事業の概要で記載した4つの内容、つまり「新年度4月入所分の保育施設利用申込一斉受付」、「教育保育システムの維持管理費」、「研修会負担金に係る経費」、「21大都市児童福祉主管会議等の経費」の各内容との関連が不明瞭である。

また、目標値自体も「実証実験」、「検証」、「検討」、「導入」と具体的でなく、いわば工程表のレベルにとどまっている。また、令和3年7月1日付の事業シートにおける当該指標の実績は、「検証」と記載されているものの、当該事業シートの前年度（令和2年度）の事業実施内容、前年度（令和2年度）事業評価及び前年度（令和2年度）見直し内容（実施結果の振り返り）の欄には、何をどのように「検証」したのかは記載されていない。

事業の内容として、保育所等の入所者情報の管理システムを維持する経費や物品購入等の庶務的業務であり、定量的な指標を立てづらいことは理解するところではあるが、事業の指標が事業評価の判断に資するために、例えば時間の節減から生じる費用の低減効果など、具体的な成果の識別に結び付くような指標を検討することが望ましい。

### イ 委託業務における予定価格の積算について【意見】

#### (ア) 浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務

予定金額 (A)	8,217,000 円	契約期間	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
契約金額 (B)	8,217,000 円	受託業者	A社
(B) / (A)	100%	契約方法	随意契約（一者特命）
業務の内容 浜松市教育・保育システムについて円滑な業務を遂行するためにシステム（ソフトウェア・機器類）の機器トラブル対応及び業務サポート（操作サポートセンター）等の保守業務を委託するものである。			

本業務委託では、システム運用の安全性、信頼性（システム、サーバーの一体管理等）を維持するためにはシステム開発業者であるA社以外では対応が不可能であるとして、一者特命による随意契約を締結しており、予定価格の算出も業務一式として契約金額と合致している。

システムの使用を前提とした業務委託の場合、積算が困難であること、また、システム開発業者以外での対応が困難なことは理解できるが、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うという競争性が働かない状況にあり、システムの導入時点だけでなく、その後の管理を含めトータルで考えるのが望ましく、今後は、システムの導入とその保守管理は一体として業者選定を行うのが望ましい。

また、予定価格の設定にかかる積算においても、一式ではなく可能な限り実勢価格を反映することが望ましく、受託者から提出される見積書の内訳を、なるべく実勢価格と比較しやすいようにすることが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になるとと思われる。今後は実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。

(イ) 令和2年度浜松市教育・保育システム改修業務

予定金額 (A)	23,595,000 円	契約期間	自 令和2年9月2日 至 令和3年3月31日
契約金額 (B)	23,540,000 円	受託業者	B社
(B) / (A)	99.8%	契約方法	随意契約 (一者特命)
業務の内容			
<p>浜松市教育・保育システムは保育施設入所児童を管理するものである。本年度から保育施設入所業務が区役所社会福祉課から幼児教育へ集約されたことに伴い、保育施設入所申込や支給認定内容の変更申請等の事務の集中管理が必要となったことによる事務負担が甚大である。また昨年度に施行された幼児教育・保育の無償化の認定事務におけるシステム入力工程の多さを原因とした入力ミスや認定誤りのリスク低減が課題となっている。これらを改善するため、本改修によりシステム入力や通知発送に係る事務効率化を図る。</p>			

本業務委託では、改修はシステム開発業者以外では不可能であるとして、一者特命による随意契約を締結しており、予定価格の算出も業務一式として契約金額とほぼ合致している。

システムの改修の場合、積算が困難であること、またシステム開発業者以外での対応が困難なことは理解できるが、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うという競争性が働かない状況としては(ア)と同様であり、予定価格の設定にかかる積算においても、なるべく実勢価格と比較しやすいようにする等、一式ではなく可能な限り実勢価格を反映することが望ましい。

ウ 事業費の増減時の取り扱いについて【意見】

市は、事業シートにおいて前年度の事業の成果と本年度に実施する事業の概要、指標の目標値、予算・人員の配分等について記載し、市民に開示している。令和2年7月1日付の事業シートに記載された令和2年度事業費予算額は20,862千円であるが、令和3年7月1日付の事業シートに記載された令和2年度事業費予算額は48,997千円に変更されている。

事業費別の予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	当初予算額	最終予算額	当初からの増減額
報償費	1,070	470	△600
旅費	451	176	△275
需用費	2,216	3,733	1,517
役務費	2,672	2,672	-
委託料	8,564	31,746	23,182
使用料及び賃借料	2,916	2,688	△228
負担金補助及び交付金	2,273	2,043	△230
償還金利子及び割引料	700	5,469	4,769
合計	20,862	48,997	28,135

出所：浜松市こども家庭部幼児教育・保育課歳出予算内示書を監査人が一部加工

増額となった要因は、委託費が大幅に増加したため、これは令和元年度まで区役所で行っていた業務のうち、新規受付業務等の窓口対応を除き、給付の支出にかかる業務、保育施設入園児にかかる書類管理及び新規申請の入園選考業務等を幼児教育・保育課に集約したことにある。これに伴い、市の幼児教育・保育課と各区の社会福祉課で行っていた保育業務について、事務分担を見直し、区の業務の一部を幼児教育・保育課に移すことにより、業務の効率化・標準化を進める際に、システムの改修が必要となり、9月補正予算において増額したものである。

令和3年7月1日付の事業シートには、前年度（令和2年度）の事業実施内容、前年度（令和2年度）事業評価及び前年度（令和2年度）見直し内容（実施結果の振り返り）を記載する欄があるにもかかわらず、こうした事情について記載されていないため、事業コストの状況が不明瞭になっている。

事業シートはホームページに掲載される開示情報であり、金額の著増減が生じた場合には、その旨及び内容を記載することが望ましい。

エ 保育士再就職支援研修の実施対象の見直しについて【意見】

本研修は現在保育士として働いていない保育士有資格者で保育士として再就職を希望する人を対象とし、潜在保育士の不安解消を図り、再就職を支援することを目的として、各回定員30名（通し受講可）で計6回行われており、各回の実施日時及び参加者

は以下のとおりである。

開催日	テーマ	参加者
9月10日	乳幼児の造形表現の理解と実技 ～新しいアートの体験～	3
9月24日	保育に活かすアドラー心理学	3
9月25日	子どもの事故防止・病気予防の知識	3
9月28日	保育園の現状とこどもの育ち	3
10月1日	子ども・保護者・保育者の支え合い ～発達支援を必要とする5歳児の事例を通して～	4

出所：浜松市こども家庭部幼児教育・保育課作成資料を監査人が一部加工

なお、各開催日における参加者の内訳は以下のとおりである。

開催日	開催日別出席者内訳			
	A氏	B氏	C氏	D氏
9月10日	○	○	○	
9月24日	○	○	○	
9月25日		○	○	○
9月28日	○	○	○	
10月1日	○	○	○	○

出典：浜松市こども家庭部幼児教育・保育課作成資料を監査人が一部加工

市では、受講者に『「保育士再就職支援研修会」実施後の再就職状況調査票』を配付し、アンケートを実施する等、実施結果のフォローを行っている。それによれば、新型コロナウイルスの影響もあり、参加者は4名と少数であるものの、うち2名が再就職している。また、内容も外部の専門家を講師とし、実地に体験実習を設ける等充実しており、研修の開催自体は、有効であると思われる。

本研修に関する市の事業目的は、単に研修会の開催自体ではなく、潜在保育士の再就職の支援を通じた保育士の確保であり、そうであるならば、より多くの参加者が得られる方向で見直すことが望まれる。

#### オ 事業の指標の設定について②【指摘】

(1) 事業の概要に記載のとおり、市の事業シートにおける事業の指標として「保育士等の再就職支援研修受講者数」を設定しており、当該研修の受講者数が累計で記載されている。各年度の参加者は以下のとおりである。



参加者推移	参加者	内再就職者
平成 27 年度	9	9
平成 28 年度	30	9
平成 29 年度	32	7
平成 30 年度	24	6
令和元年度	10	8
令和 2 年度	4	2
累計	109	41

出所：浜松市こども家庭部幼児教育・保育課作成資料を監査人が一部加工

しかし、現状の研修の目的として考えるのであれば、有資格者の再就職希望者を支援することにあり、そうであるならば、単に研修に参加した人数でなく、実際に保育者として再就職した人数を指標とすべきである。